

本文

関連する計画等

市	地域防災計画、避難実施計画、避難実施要領
県	地域防災計画、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、物資運送計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画
指定地方 公共機関	国民保護業務計画

第 1 章 国民保護に関する基本方針等

国民保護に当たっては、以下の事項を基本方針とします。

1 国民保護に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重（法第 5 条）

ア 市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収容及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行います。

イ 関係法令等

個人の公共的負担	土地等の使用	法第 82 条
	物資の売渡しの要請等	法第 81 条
	医療の実施の要請等	法第 85 条
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第 102 条
	警戒区域の設定	法第 114 条
	放射性物質等により汚染された物の移動禁止	法第 108 条
重要文化財等の所有等から生ずる責務	文化財保護の特例	法第 125 条

(2) 市民等の権利利益の迅速な救済（法第6条）

ア 市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努めます。

イ 関係法令等

項目	内 訳
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関する事 (法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申し立てに関する事（法第6条、第175条）	
訴訟に関する事（法第6条、第175条）	

ウ 市は、上記の手続きに関連する文書について適切に保管又は保存期間を延長します。

(3) 市民等に対する情報の提供（法第8条）

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対し、警報や避難指示の伝達など国民保護措置に関する正確な情報を、適時に防災行政無線、携帯メール、インターネット等適切な方法で提供します。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保（国基本指針第1章）

市（危機管理部）は、平素から県及び指定（地方）公共機関など国民保護措置を行う関係機関と相互の連携協力体制の整備に努めます。

(5) 市民等の協力など（法第4条）**ア 市民等の協力**

市（危機管理部）は、国民保護措置の実施のために必要があると認めるときには、国民保護法の規定に基づき市民等に対し、必要な援助について自発的な協力を要請するものとします。

イ 自主防災組織、ボランティア等への支援

市（危機管理部・企画推進部）は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアの安全確保の支援に努めます。

(6) 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法第7条）

ア 日本赤十字社の自主性の尊重

イ 放送事業者である指定（地方）公共機関について、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮

ウ 指定（地方）公共機関の国民保護措置については、自主的判断によることに留意

(7) 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施（法第9条）

市（福祉部、総務部）は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等及び日本語の理解が不十分な外国人などの要配慮者の保護について留意します。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。

2 国民保護措置を行う人の安全確保

(1) 安全配慮義務（法第22条・国基本指針第1章）

市は、市の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県及び関係機関等との連携を密にすることなどにより、当該国民保護措置に従事する者及び市の要請に応じて国民保護措置に協力する者の安全の確保に十分配慮します。

(2) 生活関連等施設の安全確保（法第102条）

ア 生活関連施設の安全確保

市（危機管理部）は、市の区域内の生活関連等施設について、県（危機管理局）、警察署、東部消防局などと連携し、安全の確保、情報の収集・共有を行います。

イ 生活関連等施設職員及び周辺住民の安全確保

市は、生活関連等施設の職員及び周辺住民について、その安全確保に配慮し、必要な場合は迅速な避難住民の誘導に努めます。

3 この計画の使用に当たって

(1) 市国民保護計画の適用対象と適用地域

ア 適用対象

市は、市の区域内に定住する市民はもとより、武力攻撃事態等の際に通勤・通学・旅行等で市の区域内に滞在する人や通過中の人も、その国籍を問わず市国民保護計画の適用対象となることに留意します。

イ 適用地域

適用する地域は市の区域全域とし、市の区域を越える避難を行う場合は、避難先地域も含むものとします。

(2) 「鳥取市地域防災計画」等との関係

武力攻撃事態等への対応は、自然災害や事故などの緊急事態への対応と共通する部分も多いことから、この計画に定めのない事項については、「鳥取市地域防災計画」等、防災関係の計画に準じて対応することとします。

(3) 市国民保護計画の変更

ア 変更を必要とする場合

この計画は、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置に係る訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じて変更を行います。

変更にあたっては、市協議会の意見を尊重するとともに広く市民の意見を求めるものとします。

イ 市国民保護計画の変更手続

この計画の変更にあたっては、法第39条第3項の規定に基づき、計画作成時と同様、市協議会に諮問のうえ、市民の意見を聴取し、知事に協議した後、市議会に報告するとともに、公表します。

ただし、令第5条で定める軽微な変更（地名・地番、関係機関の名称・所在地の変更等）については、市協議会への諮問及び知事への協議は要しないこととなっています。

(4) 『緊急対処事態』への対処

武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を講ずることとしている。よって、テロ等の事態においては、この計画の武力攻撃事態等を緊急対処事態に、国民保護措置を緊急対処保護措置に読み替えて使用します。（※緊急対処事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。）

第2章 計画の対象とする想定

この計画では、以下のとおり県国民保護計画で想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とします。

1 この計画が対象とする事態（国基本指針第2章、第5章）

(1) 武力攻撃事態等	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるにいたった事態（事態対処法第2条第2号）
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条第3号）
(2) 緊急対処事態		武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの（事態対処法第22条第1項）

(1) 武力攻撃事態等の想定

類型	想定	
①ゲリラや特殊部隊による攻撃	特 徴	○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前に察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられます。そのため、政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要となります。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は限定されるのが一般的ですが、原子力事業所などが攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがあります。
	留意点	○ゲリラや特殊部隊の危険が市民に及ぶおそれがある地域では、市と県、警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行います。この際は、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示、警戒区域の設定などの措置を行うこととなります。

② 弾道ミサイル攻撃	特 徴	<p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難です。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常兵器又はNBCR兵器）に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なります。</p> <p>○弾頭が通常兵器の場合には、被害は局限され、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられます。</p>
	留意点	<p>○弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要で、屋内への避難や消火活動が中心となります。</p>
③ 航空攻撃	特 徴	<p>○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易ですが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することは困難です。</p> <p>○航空攻撃の効果を最大限に発揮するために、都市部やライフラインの施設などが主要な目標となることが想定され、繰り返し攻撃が行われることも考えられます。</p> <p>○弾頭が通常兵器の場合には、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられます。</p>
	留意点	<p>○攻撃目標を早期に判定することが困難なので、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要があります。</p>
④ 着上陸侵攻	特 徴	<p>○国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想されます。また、敵国の船舶や航空機の集結の状況や進行する方向などを考慮して、武力攻撃予測事態として事前に市民の避難を開始することも想定されます。</p> <p>○敵国が船舶により上陸する場合は、上陸用小型船舶が接岸容易な沿岸部が当初の攻撃目標となりやすいと考えられます。</p> <p>○敵国が航空機により部隊を投入する場合は、大型輸送機の離着陸可能な空港が存在する地域が攻撃目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用小型船舶の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられます。</p> <p>○船舶の砲弾や航空機の爆弾による家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想されます。</p>
	留意点	<p>○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となります。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が集結した後の復旧が重要な課題となります。</p>

※「NBCR兵器」：核（Nuclear）兵器、生物（Biological）兵器、化学（Chemical）兵器及び放射線（Radiological）兵器のことをいい、下記の初期対応が必要となります。

兵 器	特 徴	初期対応
核（N）	熱線、爆風及び初期放射線による熱傷、破壊・燃焼、放射能汚染の被害が短期間に発生し、その後は放射性降下物（灰）からの残留放射線による放射線障害	風下を避け雨ガッパ、帽子、手袋などの外部被ばく防止と口・鼻のタオル保護と汚染

放射線(R)	爆薬と放射性物質の組合せ爆発(核より被害規模小)	食物の摂取回避による内部被ばく防止
生物(B)	潜伏期間の感染者の移動により拡散し被害が拡大	病原体に応じた医療
化学(C)	風下方向に拡散、剤の種類により異なる症状	風上高台への移動、救急医療

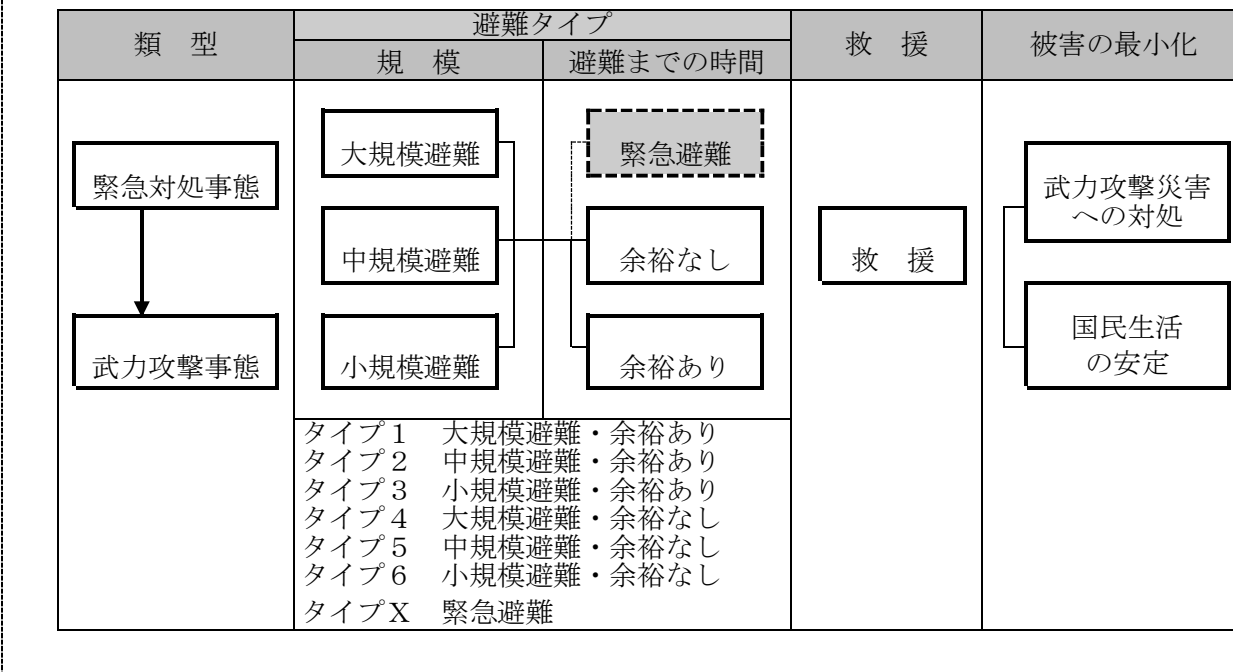
(2) 緊急処理事態(大規模テロ)の事態例

① 危険性を内在する物質を有する施設等 に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊
	石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	危険物積載船への攻撃
	ダムの破壊
② 多数の人が集合する施設及び大量運送 機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設
	ターミナル駅等の爆破
	列車等の爆破
③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質 等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射線の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻 撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
	弾道ミサイル等の飛来

(3) 各種事態における避難方法と避難住民数

ア 避難方法

県（危機管理局）は、武力攻撃の類型（武力攻撃事態4類型、緊急対処事態4類型）により、あらかじめ想定している避難タイプから該当するものを選択し、避難タイプにあわせて、避難、救援、被害の最小化を行うこととされています。



市（危機管理部、総務部ほか担当部局）は、県が選択した避難タイプに応じ、避難の指示を伝達して避難住民の誘導を実施します。

イ 各避難タイプの特徴と段階ごとの対処

避難タイプ	大規模	中規模	小規模	
避難単位	全県	東・中・西部地区	市町村	
避難先	県外	中距離	短距離	
特徴	避難距離	長距離	中距離	短距離
	避難時間	長時間	中時間	短時間
基本方針	避難実施方法 県の主導により避難を実施 脅威の度に応じて、地区毎に中規模避難実施要領に準じて実施 全県運送計画 +市町村避難実施要領			
	県内避難については、 市町村 が、小規模避難に準じて実施 県外避難については、県が支援 受入市町村は救援を実施			
	市町村が主体となり、避難を実施 受入市町村は救援を実施			
時間	時間に余裕がない場合 当初は、個人の防護が主体となるため、情報を速報 状況により、次の手段として、避難などの国民保護措置を行う			
	運送手段 原則として他県からの応援がなく分散使用のため少数 公共交通機関を使用			
		他県からの応援はあるが分散使用のため制限 公共交通機関を使用	他県からの応援はないが集中使用のため多数 条件付きで自家用車の使用	

	調整	避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入市町村との連絡調整
	消防等の応援	原則として応援なし	広域応援	近隣応援
段階 ご と の 対 処	平素	情報の収集、訓練、広報、備蓄等		
	緊急避難	警報・緊急通報の伝達、避難・退避の指示、避難誘導の支援、救援の実施（以下に準ずる）		
	避難準備	情報の収集、広報	情報の収集、広報	情報の収集、広報
		避難先県との連絡調整	避難先県及び受入市町村との連絡調整	受入れ市町村との連絡調整
	避難	警報等の伝達	警報等の伝達	警報等の伝達
		避難住民の誘導 ・避難住民は多数で避難も長距離、長時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	避難住民の誘導 ・避難住民は多数で避難も中距離、中時間。避難誘導中の食品の給与等が必要。	避難住民の誘導 ・避難住民は少数で避難も短距離、短時間。避難誘導中の食品の給与等も不要。
	避難生活	避難先都道府県、県、避難先市町村との協議		
	復帰	当時の状況による		
	生活再建	当時の状況による		
	避難受入	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	大規模救援 ・避難住民は多数。他県からの応援あり	小規模救援 ・避難住民は少数。他県からお応援なし
武力攻撃災害対処なし ・避難中の対処のみ		大規模武力攻撃災害対処 ・県内の災害対処等	小規模武力攻撃災害対処 ・被災地域の災害対処等	
大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等		大規模国民生活安定措置 ・県内の価格安定、ライフライン確保等	小規模国民生活安定措置 ・受入市町村の価格安定等	

ウ 市内地域別世帯数・人口（参照：市ホームページ「町別世帯数・人口(H30.9)」）

区分	世帯数	人口（人）		
		計	男	女
鳥取地域	63,730	146,615	70,789	75,826
国府地域	3,347	8,414	4,000	4,414
福部地域	1,043	2,959	1,449	1,510
河原地域	2,496	6,892	3,304	3,588
用瀬地域	1,305	3,467	1,632	1,835
佐治地域	782	1,907	914	993
気高地域	3,331	8,635	4,142	4,493
鹿野地域	1,436	3,652	1,777	1,875
青谷地域	2,410	5,967	2,840	3,127
鳥取市計	79,880	188,508	90,847	97,661

2 想定上考慮すべき地域特性

(1) 地 形

ア 全 般

市は、県の東部に位置し、東西45.3km、南北32.6km、面積765.66㎡で、北は日本海に面し、東は岩美町及び一部兵庫県、西は湯梨浜町及び三朝町、南は八頭町、智頭町及び一部岡山県と接し、県庁所在地として鳥取県東部広域圏の中心をなしています。

イ 山地・河川

山地は、東は白山火山帯に属する扇ノ山(1,310m)が北方に伸び、摩尼山(355m)稲葉山(249m)の支脈を出し、また、西南は鷲峯山(921m)毛無山(571m)高山(1,054m)が連なる低い山岳がありますが、市のほぼ中央を南北に貫く千代川の流域は沖積土による平地(河口地域が鳥取平野)であり、平地を山地が南側から日本海に向けて取り巻く錯雑地形を形成しています。

鳥取平野の北方には鳥取砂丘が南北2.4km、東西16kmにわたって発達しています。特に鳥取砂丘は起伏が大きく、最も高い部分は海拔100m近くに達し、また砂丘地南方にはデルタ性沖積地が形成され、この上に自然堤防も見られます。

河川は、1級河川千代川の本支流が、扇ノ山(1,309m)、氷ノ山(1,509m)沖ノ山(1,319m)、三国山(1,252m)、鷲峯山(920m)等の山麓から発して北流しています。支流である佐治川が用瀬町で、八東川が河原町で合流し、河原町付近で1/230の勾配をもって下り、市北部に入ってから砂見川、有富川、大路川、坂野川、袋川を千代川に入れ、また同時に長柄川など小河川を入れる東西4km、南北2.4km、周囲16kmの湖山池を湖山川によって吸収して日本海に注いでおり、距離は短く急流であり、水害をもたらす要因となっています。

その他に福部町塩見川、気高町河内川、青谷町勝部川及び日置川などが各地域を南北に貫流し日本海へ注いでいます。

(2) 気 象

気象は、日本海気候区の山陰気候型に属しており、瀬戸内型や中央高地型と比較した場合、気候では年間を通して気温の較差は小さく、降水量では梅雨期・台風期以外に、冬季も降雪降水量が多く、特に山間部における冬季の積雪量及び寒冷等が運送等を困難にする要因になっています。

鳥取地方気象台(鳥取市吉方)における主な気象要素の平均値を次の表に示しています。

【鳥取地方気象台における平年値】 (統計期間 1981～2010)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
平均気温(℃)	4.0	4.4	7.5	13.0	17.7	21.7	25.7	27.0	22.6	16.7	11.6	6.8	14.9
最高平均気温	7.7	8.5	12.4	18.7	23.3	26.6	30.4	32.2	27.4	22.0	16.4	11.0	19.7
最低平均気温	0.8	0.7	2.8	7.5	12.5	17.6	22.1	22.9	18.7	12.3	7.3	3.1	10.7
日照時間(h)	70.2	79.5	124.3	177.3	197.4	158.2	163.0	206.8	139.9	148.5	108.8	89.5	1663.2
降雨量(mm)	202.0	159.8	141.9	108.6	130.6	152.1	200.9	116.6	204.0	144.1	159.4	194.0	1914.0
降雪深計(cm)	88	72	17	0	-	-	-	-	-	-	0	37	214
最大積雪深(cm)	88	72	17	0	-	-	-	-	-	-	0	18	46

(3) 交通

ア 道路

市内の主要幹線道路は、東西方向では海沿いの山陰道、国道9号・178号、山沿いの国道482号、南北方向については、国道29号・53号となっています。

また、幹線道路網計画として山陰道（青谷・羽合道路）及び中国横断自動車道姫路鳥取線（鳥取自動車道）があり、地域高規格道路（山陰近畿自動車道）も一部供用されています。

イ 鉄道

鉄道は、北部の海沿いを東西にJR山陰本線が走り、鳥取駅から南の智頭町方向へJR因美線が岡山市に向かって走り、JR津山線を経てJR山陽本線に接続しています。

なおJR因美線郡家駅から第3セクターの若桜鉄道が若桜駅まで運行し、また、第3セクターの智頭急行がJR因美線智頭駅から兵庫県上郡駅まで運行してJR山陽本線に接続しています。

ウ 空港・港湾

空港は、ジェット旅客機が離発着する鳥取空港が整備され、羽田空港の間を運航しています。

港湾は、重要港湾の鳥取港が千代川河口付近に位置するほか、漁港が6箇所（西から長和瀬、夏泊、船磯、酒津、賀露、岩戸）となっています。

(4) その他注意を要する事項

ア 市内には鳥取砂丘や温泉地などの観光地が点在し、観光客は年間約300万人以上にのぼります。市は、観光施設・団体等と連携、協力し、観光客の保護に努めます。

イ 市は、県の東西約22%の広い面積を有することから、国民保護措置の実施に当たっては、必要に応じ、総合支所に現地対策本部を設置して情報伝達、避難誘導及び安全確保などに努めます。

3 武力攻撃災害の被災情報等（国基本指針第4章第4節）

(1) 被災情報等の収集及び提供

市は、武力攻撃事態等において、被災情報の収集や国民保護措置に関する情報提供については、以下のとおり行います。

ア 武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するよう努めます。

イ 情報収集・提供にあたっては、電話、防災行政無線その他の各機関が保有する情報通信手段により収集し、又は報告を受けた被災情報を県に報告します。

ウ 市民に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、正確かつ積極的な情報提供に努めます。

(2) 別紙第1「情報計画」参照

第3章 国民保護措置の組織・事務

事態認定前(通常体制)における国民保護措置を実施するための組織・事務を以下のとおりとします。

1 各機関の処理すべき事務の大綱

(1) 市(通常体制時)

各部等	内 容
共 通	1 その他市長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項
危機管理部	1 市国民保護措置の総括 2 市対策本部の設置・運営に関すること 3 警報、避難の指示等に関すること 4 市内における国民保護措置の総合調整 5 国民保護に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 6 国民保護に係る訓練に関すること 7 避難実施要領の策定に関すること
総務部 (出納室を含む)	1 危険物質等の保安対策 2 特殊標章等の交付、許可に関すること 3 避難施設・一次集合場所等の指定に関すること 4 避難者・物資等の輸送、輸送機関への連絡に関すること 5 国民保護に係る備蓄に関すること 6 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関すること 7 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 8 市の所有に属する財産・車両等の管理に関すること 9 人権の擁護に関すること 10 戸籍・住民登録・外国人登録等 11 外国人の保護 に関すること 12 市役所仮庁舎、市現地対策本部の設置・移転等に関すること 13 不服申立、訴訟等に関すること 14 国民保護措置関係予算その他財政に関すること 15 市税・諸収入に関すること 16 費用の出納及び物品の調達 17 義援金、救援物資の収配等 18 食品、生活必需品の給与、確保等に関すること 19 その他各部の事務に属さないこと
企画推進部	1 被災情報の収集・提供等 2 広報・広聴に関すること 3 写真等による情報の記録・収集等

	<ul style="list-style-type: none"> 4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 5 ボランティアに関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集・伝達等に関すること 2 避難行動要支援者の支援に関すること 3 避難所・一次集合場所等の開設・運営に関すること 4 他部局に属さない生活支援及び保護に関すること
健康子ども部	<ul style="list-style-type: none"> 1 医療・助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること 2 感染症の予防、対策等 3 赤十字標章等の使用許可申請に関すること 4 住民の健康維持、保健衛生に関すること 5 食品衛生、水質検査等 6 有害物質等の保安対策 7 保育所園児の保護・応急保育に関すること
経済観光部	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業に関すること 2 就職支援に関すること 3 観光業、観光客の保護に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産業に関すること 2 農林道・ため池・漁港等施設の状況確認・確保・情報提供 3 家畜防疫、死亡獣畜処理等に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路（農林道を除く）の状況確認・確保・情報提供 2 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること 3 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整 4 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関すること 5 市街地等の状況把握、対策 6 公共土木施設等の状況把握、対策 7 用地の確保、土地の使用・提供等に関すること 8 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること 9 土木資機材等の手配に関すること 10 建築の制限、緩和等に関すること 11 被災者住宅の再建支援に関すること 12 特殊車両の通行許可に関すること 13 市営住宅に関すること 14 応急公用負担等
下水道部	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道に関すること 2 死体の処理、埋葬に関すること 3 廃棄物、し尿の処理 4 入浴施設、トイレ等の確保、提供に関すること 5 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等に関すること

市議会事務局	1 市議会に関すること
教育委員会	1 児童生徒・幼稚園児の保護に関すること 2 児童生徒・幼稚園児の応急教育に関すること 3 避難所・一次集合場所等の確保、開設、運営に対する協力に関すること 4 文教施設等の状況把握、対策、提供 5 文化財の保護に関すること
市立病院	1 医療隊の編成及び傷病者の治療 2 応急救護所に関すること
水道局	1 上水道に関すること
消防団	1 避難住民の誘導、避難行動要支援者等の避難補助に関すること 2 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減に関すること 3 住民への情報伝達及び情報収集
総合支所	1 避難住民の誘導に関すること 2 総合支所管内の情報収集及び情報伝達 3 各主管部局の事務にあたる

(2) 県

機 関 名	内 容
県	1 県国民保護が確実に実施できる体制の整備 2 県国民保護措置の実施 3 県内関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進

(3) 指定地方行政機関（[]は指定行政機関）

機 関 名	内 容
[警察庁] 中国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
[総務省] 中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
[財務省] 中国財務局 (鳥取財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
[財務省] 神戸税関(境税関支署)	1 輸入物資の通関手続

<p>[厚生労働省] 中国四国厚生局</p>	<p>1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及びまん延の防止 3 保健衛生の確保</p>
<p>[厚生労働省] 鳥取労働局</p>	<p>1 被災者の雇用対策</p>
<p>[農林水産省] 中国四国農政局 (鳥取農政事務所)</p>	<p>1 災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧</p>
<p>[林野庁] 近畿中国森林管理局 (鳥取森林管理署)</p>	<p>1 災害対策用復旧用資材の調達・供給</p>
<p>[水産庁] 境港漁業調整事務所</p>	<p>1 漁業安全情報等の海上に関する情報提供</p>
<p>[経済産業省] 中国经济産業局</p>	<p>1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商鉦工業の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興</p>
<p>[経済産業省] 中国四国産業保安監 督部</p>	<p>1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉦山における武力攻撃災害時の応急対策</p>
<p>[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所</p>	<p>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急措置 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧</p>
<p>[国土交通省] 中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)</p>	<p>1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保</p>
<p>[国土交通省] 大阪航空局 (美保航空事務所)</p>	<p>1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保</p>
<p>[国土交通省] 東京航空交通管制部</p>	<p>1 航空機の安全確保に係る管制上の措置</p>
<p>[気象庁] 大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)</p>	<p>1 気象状況の把握及び情報の提供</p>
<p>[海上保安庁]</p>	<p>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</p>

第八管区海上保安本部 〔 境海上保安部 鳥取海上保安署 美保航空基地 〕	2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
[防衛省] 中国四国防衛局 (美保防衛事務所)	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
[環境省] 中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 自衛隊

機 関 名	内 容
共 通	1 国民保護措置に関する訓練の実施 2 国民保護措置の準備、実施

(5) 指定公共機関

機 関 名	内 容	
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施(法第21条) 2 国民に対する情報の提供(法第8条) 3 国民保護業務計画の作成(法第36条第1項) 4 組織の整備(法第41条) 5 訓練(法第42条) 6 被災情報の収集、報告(法第126条、第127条) 7 管理する施設、設備の応急復旧(法第139条) 8 武力攻撃災害の復旧(法第141条) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等(法第145条)	
(独)日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	
中国電力(株) (鳥取営業所)	1 電気の安定的な供給(法第134条)	
全日空 「全日本空輸(株)」 (山陰支店)	1 避難住民の運送(法第71条)・緊急物資の運送(法第79条)	避難住民 緊急物資
JR西日本 「西日本旅客鉄道(株)」 (米子支社)	2 旅客及び貨物の運送の確保(法第135条)	避難住民

J R 貨物 「日本貨物鉄道(株)」 (米子営業所)	1 緊急物資の運送 (法第 79 条) 2 貨物の運送の確保 (法第 135 条)
佐川急便 (株) (鳥取店)	
日本通運 (株) (鳥取支店)	
福山通運 (株) (鳥取支店)	
ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)	
NTT 西日本 「西日本電信電話(株)」	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 (法第 78 条) 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱(法第 135 条)
NTT コミュニケーションズ	
KDDI (株)	
NTT ドコモ中国 (鳥取支店)	
ソフトバンク (株)	
日本赤十字社 (鳥取県支部)	1 救援への協力 (法第 77 条) 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 (法第 96 条)
NHK 「日本放送協会」 (鳥取放送局)	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む) の内容並びに緊急通報の内容の放送 (法第 50 条、第 51 条、第 57 条、第 101 条)
(独) 国立病院機構 鳥取医療センター 米子医療センター	1 医療の確保 (法第 136 条)
日本銀行 (鳥取事務所)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (法第 133 条) 2 銀行その他の金融機関の間で行われ資金決済の円滑な確保を通じた信用秩序の維持
日本郵便 (株)	1 郵便の確保 (法第 135 条)
西日本高速道路 (株) (中国支社)	1 道路の管理 (法第 137 条)

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	内 容	
共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施（法第 21 条） 2 国民に対する情報の提供（法第 8 条） 3 国民保護業務計画の作成（法第 36 条第 2 項） 4 組織の整備（法第 41 条） 5 訓練（法第 42 条） 6 被災情報の収集、報告（法第 126 条、第 127 条） 7 管理する施設、設備の応急復旧（法第 139 条） 8 武力攻撃災害の復旧（法第 141 条） 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等（法第 145 条）	
鳥取ガス（株）	1 ガスの安定的な供給（法第 134 条）	
米子瓦斯（株）		
県LPガス協会		
日ノ丸自動車（株）	1 避難住民の運送（法第 71 条） 2 旅客の運送の確保（法第 135 条）	
日本交通（株）		
智頭急行（株）		
若桜鉄道（株）		
県バス協会		
日ノ丸西濃運輸（株）	1 緊急物資の運送（法第 79 条） 2 貨物の運送の確保（法第 135 条）	
県トラック協会		
鳥取県農業協同組合中央会	1 食料供給	
県石油商業組合	1 緊急車両等への燃料供給	
県警備業協会	1 公共的施設等の警備	
県医師会	1 医療の確保（法第 136 条）	
県看護協会		
県薬剤師会		
県歯科医師会		
北岡病院		
清水病院		
野島病院		
藤井政雄記念病院		
博愛病院		
高島病院		
元町病院		
日本海テレビジョン放送(株)		1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送（法第 50 条、第 51 条、第 57 条、第 101 条）
山陰放送（株）		

山陰中央テレビジョン放送(株)	
(株) エフエム山陰	
(株) 鳥取テレピア	
日本海ケーブルネットワーク(株)	
(株) 中海テレビ放送	
鳥取中央有線放送(株)	

(7) その他の公共的団体等

- ア (株) エフエム鳥取
- イ (株) 新日本海新聞社
- ウ (株) 山陰中央新報社
- エ 鳥取商工会議所
- オ 鳥取いなば農業協同組合
- カ 鳥取県漁業協同組合
- キ 鳥取市管内の土地改良区
- ク 鳥取県東部森林組合
- ケ 鳥取県社会福祉協議会

(8) 総合調整機能

県対策本部長は、県内において各機関が実施する国民保護措置が的確かつ迅速に実施されるよう総合調整を実施することとされています。(法第 29 条第 1 項)

市(危機管理部)は、必要な総合調整について県対策本部へ要請するとともに、**市対策本部長は、**市内において市が実施する国民保護措置について総合調整を行います。(法第 29 条第 5 項)

2 事務の委託等

(1) 事務の委託

ア 市の事務の委託

市(危機管理部ほか担当部局)は、大規模な武力攻撃災害などにより、市の行政機能が麻痺した場合、事務又は市長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託します。(法第 19 条)

イ 委託の手続(委託、変更、廃止)

手 続	項 目
1 協 議	1 委託事務の範囲
2 公 示	2 委託事務の管理及び執行の方法
3 知事への届出	3 委託事務に要する経費の支弁の方法
4 議会への報告	4 その他必要な事項

(2) 救援事務の委任

ア 救援事務の委任

避難住民等の救援については、知事の実施する国民保護措置とされているところですが、救援を迅速に行うため必要があると認めるとき、**知事は、**救援事務を市町村長に委任することができるとされています。(法第 76 条、法定受託事務)

イ 救援事務委任の注意事項

- (ア) **市（危機管理部ほか担当部局）は、**平素から救援事務が委任された場合に備えて準備を行うとともに、委任を受けた際は、県、関係機関・団体と連携して的確かつ迅速に救援事務を実施します。
- (イ) 救援事務は現場で一体的に行う必要があることから、委任は原則として一括して受けることとします。
- (ウ) 受任に当たってはあらかじめ県と十分に協議を行うこととし、受任した救援業務に必要な費用は、県が支弁します。
- (エ) **市は、**日本赤十字社、指定（地方）公共機関の自主性を尊重しつつ、協力して避難住民等の救援に当たります。

救援の措置（法 7 5、令 9）	鳥取市 (法第 76 条)	日赤の協力 (法第 77 条)
1 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与	○	
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	○	○
3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○	○
4 医療の提供及び助産	○	◎
5 被災者の捜索及び救助	○	
6 埋葬及び火葬	○	
7 電話その他の通信設備の提供	○	
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○	
9 学用品の給与	○	
10 遺体の捜索及び処理	○	◎処理の一部
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	
12 安否情報の収集、提供		○

(3) 事務の代行

ア 知事による市町村事務の代行

知事は、災害などにより、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、市町村長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代行することとされています。(法第 14 条)

イ 事務の代行の手続

●市が事務を行うことができなくなったとき	知事の代行、公示
●市が事務を行うことができるようになったとき	市長への事務引継
●知事が代行を終了したとき	市長への通知、公示 (終了、代行した応急措置)

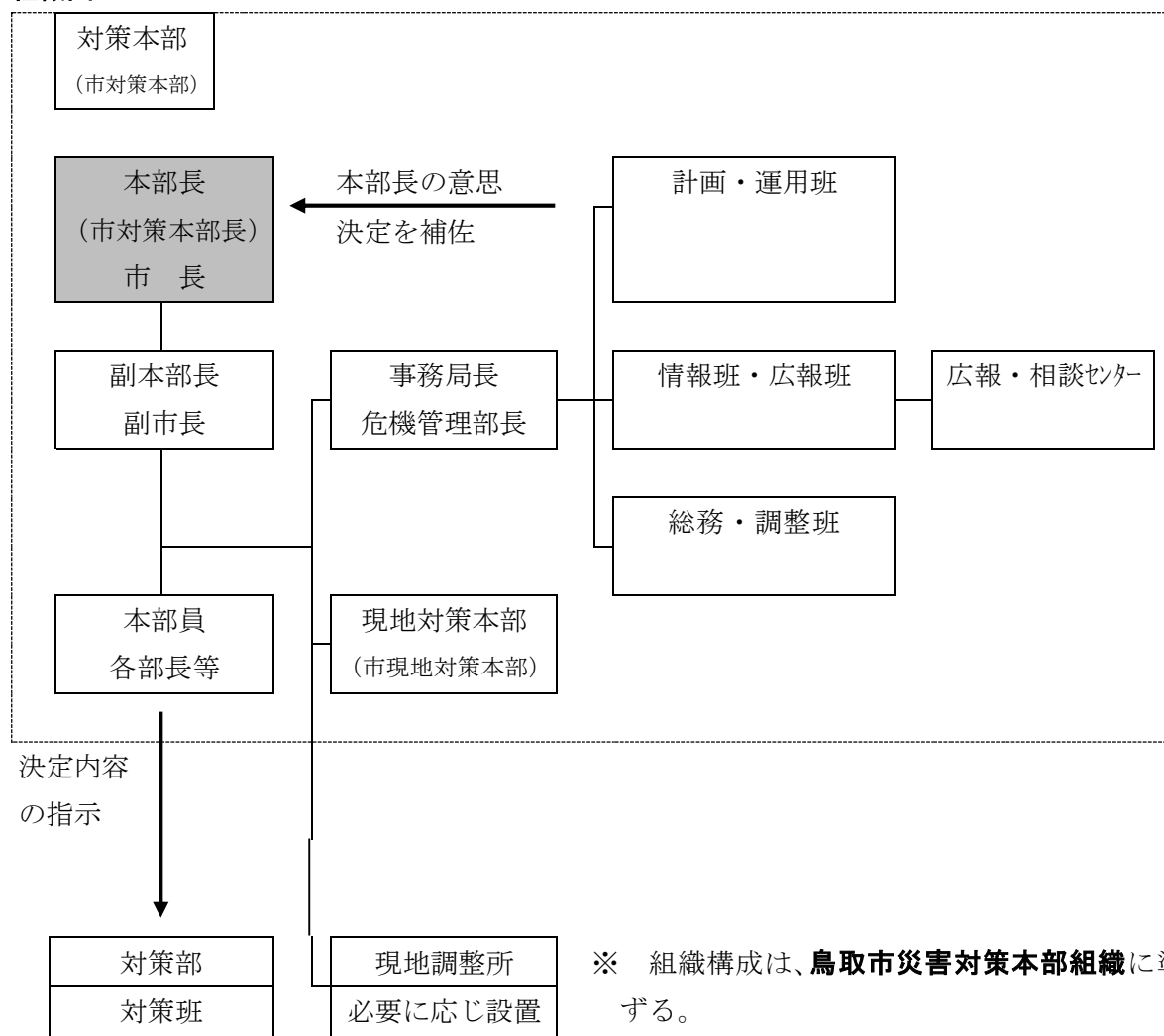
第4章 国民保護対策本部・体制等

国民保護対策本部等を設置すべき市町村に指定された場合は、国民保護対策本部等を速やかに設置するなど、市がとる活動体制について定めます。

1 市国民保護対策本部（市対策本部）

(1) 組織

ア 組織図



イ 本部長

(ア) 対策本部の本部長は**市長**とします。(法第28条第1項)

(イ) **本部長は**、対策本部の事務を総括し、本部員を指揮監督します。(本部条例第2条第1項)

(ウ) **市長権限委譲順位**（市長の不在等の非常時）

- 第1位：副市長
- 第2位：危機管理部長
- 第3位：総務部長

ウ 副本部長

- (ア) 対策本部の副本部長は**副市長**とします。
- (イ) **副本部長は**、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理します。(本部条例第2条第2項)
- (ウ) **副本部長の継承順位**は、市長権限委譲順位に準じます。

エ 本部員

- (ア) 対策本部の本部員は、以下のとおりとします。

副市長	病院事業管理者
危機管理部長	水道事業管理者
総務部長	消防団長
企画推進部長	国府町総合支所長
市民生活部長	福部町総合支所長
福祉部長	河原町総合支所長
健康子ども部長	用瀬町総合支所長
経済観光部長	佐治町総合支所長
農林水産部長	気高町総合支所長
都市整備部長	鹿野町総合支所長
下水道部長	青谷町総合支所長
市議会事務局長	
教育長	

- (イ) **本部員は**、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事します。(本部条例第2条第3項)
- (ウ) **本部員の次級の先任者である職員は**、本部員が不在などの非常の際において、代替職員となります。

オ 事務局

- (ア) **事務局長は**、危機管理部長とし、**事務局は**、危機管理課の職員及び各課からの応援要員により構成します。
- (イ) **事務局の各班**

本部長の指示に基づき、**事務局長がこれを調整**し、以下の業務を行います。

班名	業務
共通	1 実施計画の作成 2 その他本部長から命ぜられる事項
計画・運用班	1 本部会議の開催 2 本部長の重要な意思決定の補佐 3 実施計画の取りまとめ 4 本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整
情報・広報班	1 情報要求の決定(情報主要素、その他の情報要求) 2 情報の収集、整理及び集約(情報資料の処理)

	<ul style="list-style-type: none"> ①被災情報、②避難や救援の実施状況、③安否情報 ④その他計画・運用班等から収集を依頼された情報 <ul style="list-style-type: none"> 3 情報の報告、通報 4 住民への情報提供、報道機関との連絡調整等の広報 5 住民からの相談等の広聴
総務・調整班	<ul style="list-style-type: none"> 1 市内で各機関が行う国民保護措置に関する調整 2 県等に対する応援の求め及び応援に係る連絡調整等 3 通信の確保 4 対策本部の庶務業務

カ 連絡要員の派遣など

本部長は、必要があると認めるときは、国、県の職員その他市職員以外の者を対策本部会議に出席させ（法第 28 条第 6 項）、又は、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関等に対し対策本部へ連絡要員を派遣するよう要請します。

（2）対策本部の所掌事務

対策本部は、市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次のことを行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 本部長の意思決定の補佐 2 本部長の総合調整権の発動の補佐 3 市長以外の執行機関の国民の保護のための措置について必要な調整 |
|--|

（3）対策本部の設置

ア 設置の基準

（ア）**市長は**、国から**対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受けて**、市国民保護対策本部を設置します。（法第 27 条第 1 項）

（イ）**市長（危機管理部）は**、対策本部を設置する必要がある場合で、**国による指定が行われていない場合は**、知事（危機管理局）を経由して内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します。（法第 26 条第 2 項）

（ウ）**対策本部が設置される以前又は設置されていない場合は**、その間の国民保護措置については、「**鳥取市地域防災計画**」の**配備体制**に準じて処理します。

イ 廃止の基準

対策本部は、対策本部の設置の指定の解除の通知を受けて市長が廃止します。（法第 30 条）

ウ 設置及び廃止の公表

（ア）**市長（危機管理部）は**、対策本部を設置したときには、その旨を直ちに公示などにより公表するとともに対策本部の標識を本部前に掲示します。

（イ）**市長（危機管理部）は**、対策本部を廃止したときには、設置に準じてその旨を直ちに公表します。

エ 設置の通知等

(ア) **市長は**、対策本部を設置したときには、直ちにその旨を次の機関等に通知します。

通知先	方法	担当
市の機関	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	総務部（地方機関へは各所管課）
県(危機管理局)、県対策本部	電話・ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機管理部
自治会、自主防災組織等	電話、ファクシミリ	企画推進部
消防団		危機管理部
東部消防局		
警察署		
各関係機関・団体		各所管部

(ア) **市長（企画推進部）は**、対策本部を設置したときには、口頭、文書、電話等による発表と資料提供により、直ちにその旨を報道機関に発表します。

オ 本部長、本部員の参集等

本部長は、対策本部を設置したときには、直ちに本部長、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。

(4) 設置場所

対策本部の設置場所は、以下のとおりです。

区分	設置場所
○通常の場合	「市役所本庁舎災害対策本部室」
○市役所本庁舎が使用不能の場合	「市役所駅南庁舎 2階多目的ホール」
○市街地中心地区に武力攻撃災害が発生した場合 ○避難が必要となった場合など ↓ 上記いずれの施設も対策本部として使用できなくなった場合	「総合支所庁舎」又は、市所有の利用可能施設

(5) 本部長の権限等

ア 本部長の権限

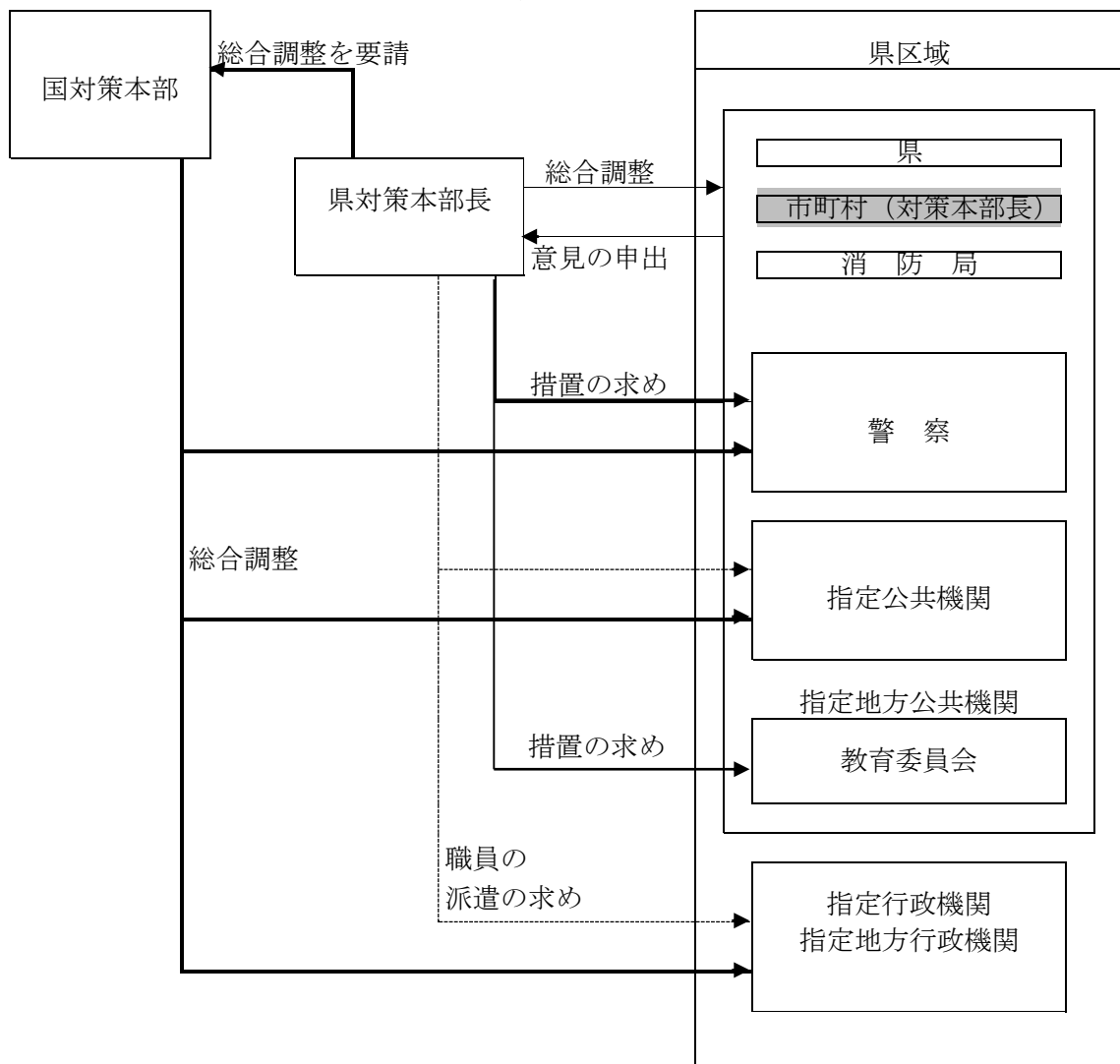
権限	内容
総合調整 (法第 29 条第 5 項)	市の区域に係る国民保護措置を実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する当該区域に係る国民保護措置に関する総合調整を行う
総合調整の要請 (法第 29 条第 6 項)	特に必要があると認めるとき、県対策本部長に対して県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請する
要請の求め (法第 29 条第 7 項)	特に必要があると認めるとき、県対策本部長に対し、国対策本部長へ総合調整の要請（法第 29 条第 4 項）を行うよう求める
情報提供の求め	総合調整を行うため必要があると認めるとき、県対策本部長に対して必要

(法第29条第8項)	な情報（各機関による国民保護措置の実施状況等）提供を求める
報告、資料の提供の求め (法第29条第9項)	総合調整を行うため必要があると認めるとき、総合調整の関係機関に対して報告、資料の提供を求める ※報道の自由等を損なうおそれがある場合を除く
措置の求め (法第29条第10項)	教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度の措置（児童、生徒の避難に関する適切な措置など）を講ずるよう求める ※この場合、本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして実施

※本部長は、これらの権限の行使に当たっては、関係機関・団体の自主性を尊重します。

イ 県内における市町村・市町村対策本部長の位置

県内における市町村・市町村対策本部長の位置は以下のとおりです。



(6) 現地対策本部

市長（危機管理部）は、武力攻撃災害が発生した地区、避難住民が多い地区等において、国民保護措置を実施するため必要があると認めるときは、名称、管轄地区及び設置場所を定めて、現地対策本部を設置します。（法第28条第8項）

ア 組織

現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員及びその他の職員を置きます。現地対策副本部長は、状況により他の本部員その他の職員の中から本部長が指名します。

管轄地区	現地対策本部長	現地対策副本部長
旧鳥取市地域	原則として設置しない	原則として設置しない
国府地域	国府総合支所長	状況により、本部員その他の職員の中から本部長が指名する者
福部地域	福部総合支所長	
河原地域	河原総合支所長	
用瀬地域	用瀬総合支所長	
佐治地域	佐治総合支所長	
気高地域	気高総合支所長	
鹿野地域	鹿野総合支所長	
青谷地域	青谷総合支所長	

(ア) 現地対策本部長

現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理します。(本部条例第4条第2項)

(イ) 現地対策副本部長

現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはこれを代理します。

イ 運営

本部長又は現地対策本部長は、現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度定めます。

ウ 設置場所

現地対策本部は、原則として当該地区を所管する総合支所内に設置します。

エ 現地対策本部の設置及び廃止の公表

現地対策本部の設置及び廃止の公表は、(3)ウ項に準じます。

オ 現地対策本部の役割

現地対策本部は、本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。

○本部長の指示による国民保護措置の一部(例)

- 1 担当地区の被害及び復旧状況などの情報収集、分析に関すること
- 2 県、消防団、自治会その他関係機関との現地における連絡調整にかんすること
- 3 現地活動期間の役割分担などの現地における調整に関すること
- 4 担当地区における情報提供、相談などの実施に関すること
- 5 その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること

(7) 予備対策本部

本部長は、必要に応じ予備対策本部を設けます。

予備対策本部は万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき、**総合支所などに開設**し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。

(8) 対策本部の運営及び警戒

ア 対策本部の運営

(ア) 運営要領の策定

事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように対策本部職員の勤務、施設の運営等の要領を策定します。

この際、長期にわたる円滑な活動が可能になるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務態勢へ迅速に移行するよう注意します。

(イ) 県現地対策本部との連携

対策本部は、県現地対策本部が設置された場合、密接に連携して、市内における国民保護措置の円滑な推進を図ります。

イ 対策本部の警戒

(ア) 警戒計画

市長（危機管理部）は、市及び周辺の状態、特に事態の状態を考慮して対策本部警戒計画を作成します。

(イ) 入室確認

対策本部室の入室については、入室確認を行い、原則として事前に許可登録を受けた対策本部員に限ります。

(ウ) 関係機関との連携

対策本部の警戒に当たっては、警察署などと密接に連携します。

(9) 対策本部の移転

対策本部及び現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。

ア 移転の要領

対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙又は区分して逐次に行います。移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。

イ 予定位置

対策本部の位置は、国民保護措置全般の状況の推移に速やかに対応することができ、関係機関等との通信・連絡を容易にする位置を選定します。

ウ 移転の手続

事務局長は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、対策本部長の承認を受けます。**対策本部の細部位置は**、あらかじめ事務局職員が事前調査を行い、関係部と調整して決定します。

位置の選定に当たっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。

エ 移転に伴う通信等

事務局（情報・広報班）は、対策本部の活動の継続に当たり移転に伴う通信の確保が重要となるため、対策本部の移転に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転の際には、旧位置に

必要量の通信施設を残し、関係機関との通信を確保します。

また、本部長の移動中の通信手段を確保します。

オ 先行班

本部長は、対策本部の移転先が決定した場合、あらかじめ編成した先行班を派遣して通信手段その他必要な準備を行います。**先行班は**、事務局及び各部の職員で編成します。

カ 移転に伴う調整と報告

対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、県など関係機関と密接に調整し、一方、新位置、通信方法等についても速やかに県対策本部へ報告するとともに関係機関に通知します。

(10) 対策本部等の記録

市、市対策本部の活動及び市内で実施された国民保護措置などについては、文書、映像などにより記録・保管します。

2 職員等の活動体制

(1) 市職員の配備体制基準（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）

基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容
レベル1 事態 認定前 (Green)	危機管理課 又は 警備員室	24時間にわたって 常時情報を収集	市としては 通常体制 のほか特段の準備は行いませんが、 各職員は連絡先を明確にする 等、不測事態に備えます。
レベル2 注意体制 (Blue)	「鳥取市地域 防災計画」の 警戒本部体制 「 注意配備 」	1 武力攻撃やテロ攻撃等の 可能性の高い情報を入手したとき 2 県の情報連絡室が設置されたとき	1 関係各部においては、武力攻撃情報等についての 情報連絡 、その他必要な処置を講じます。 2 関係各部においては、警戒体制（I）に対する準備を行います。
レベル3 警戒体制 （I） (Yellow)		1 市外 で武力攻撃やテロ攻撃等による 被害発生の可能性 があり、危機管理部長が必要と認めたとき 2 県が緊急対応チームを設置したとき	1 関係各部 においては、国民保護措置に従事するとともに、 随時部長会議 を開き、 情報連絡及び対策協議 を行います。 2 関係各部においては、警戒体制（II）に対する準備を行います。
レベル4 警戒体制 （II） (Orange)	「鳥取市地域 防災計画」の 警戒本部体制 「 警戒配備 」	1 市外 で 警報が発令されたとき 。 2 県の危機管理委員会が設置されたとき 3 市内 で武力攻撃やテロ攻撃等による 被害発生の可能性 があり市長	各部は国民保護措置に従事するものとし 、直接関係ない部の職員にあつては、部長の指示に従い、いつでも国民保護措置に従事できるように待機します。

		が必要と認めたとき	
レベル5 非常体制 (Red)	「鳥取市地域 防災計画」の 「市災害対策 本部」の設置	1 市内で警報が発令されたとき。 2 国民保護対策本部設置指定を受けておらず、市内に武力攻撃災害が発生し、市長が必要と認めたとき	緊急事態行政組織に移行します。 市関係の全職員をもって国民保護措置に従事します。
	「市国民保護 対策本部」の 設置	3 国民保護対策本部設置の指定を受けたとき	

※1 上記の基準は、市の総合支所等における配備基準にも適用します。

※2 市消防団の配備体制基準は、市消防団長の定めるところによります。

(2) 市職員の動員計画

ア 市各課における国民保護要員の動員

(ア) 各部長は、武力攻撃災害の防除・軽減及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施を図るため、前述の配備体制基準にしたがって、職員を動員します。

(イ) 各部長は、あらかじめ職員のうちから要員を指名しておきます。

(ウ) 各部長は、情勢に応じて必要と認める範囲において、動員数を適宜増員します。

イ 総合支所等における動員

総合支所等の長は、総合支所等における動員について、本庁の動員体制に準じて計画・実施します。

ウ 動員配備のための連絡体制の確保

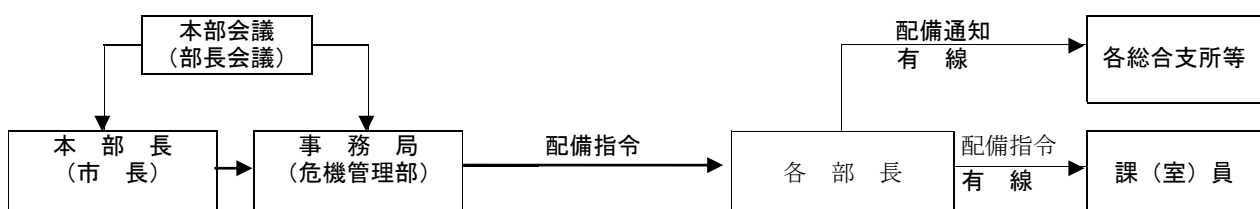
市における職員の動員配備については、次の系統で伝達し、実施します。

各部長は、あらかじめ職員の動員順位、連絡方法等について計画します。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



(3) 初動体制

ア 通常体制（レベル1〈平時〉(Green)）

勤務時間外は、警備員室と危機管理課の連絡体制により対応します。

区 分	内 容
構 成	「危機管理課の連絡体制【休日・夜間等勤務時間外】」による。
業 務	1 鳥取県防災行政無線一斉受令端末(防災 FAX)による情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 必要により、危機管理課職員の登庁による情報収集及び連絡 4 必要により、関係本部員等への情報提供、県及び関係機関との連絡調整 5 上記のほか特に危機管理部長が指示する業務
連絡順位	1 危機管理部長→市長、副市長 2 県（情報集約センター） 3 危機管理課職員 4 各部長

イ 参集体制（レベル2〈注意体制〉(Blue) 以降）

(ア) 参集、待機

職員は、常に武力攻撃事態等の情報等に注意して県内に武力攻撃が発生又は発生するおそれがあるときには、家族の安全確保に留意し、夜間・休日等の勤務時間外を問わず国民保護の初動対処に従事するため、次の区分に基づき自発的に参集・待機します。

職員の勤務所属	参集場所	担当業務
危機管理課	市対策本部	対策本部の開設
その他の職員で 対策本部勤務者		対策本部の通信連絡 その他
本庁舎勤務者	当該職員が勤務する本庁舎の各課	課の応急対策業務
総合支所勤務者	当該職員が勤務する総合支所	総合支所の応急対策業務
出先機関勤務者	当該職員が勤務するその他出先機関	出先機関の応急対策業務

※1 参集場所等を別に定めている部課を除きます。

※2 市消防団の参集は、市消防団長の定めるところによります。

(イ) 参集遅延

職員は、交通の途絶などにより参集場所に参集できない場合は、最寄りの総合支所等に参集の上、安否状況を所属課長に報告します。

また、心身の故障、交通の途絶又は遮断、交通機関の事故その他やむを得ない事由により参集することができない場合には、これらの事由がなくなった後できる限り速やかに参集します。

(ウ) 自主参集

職員は、常に武力攻撃事態等の情報・兆候等に注意し、武力攻撃災害が発生又は発生するおそれがあるときは、各所属課の連絡責任者などからの連絡を待つことなく自主的に参集します。

3 人事運用

(1) 職員の動員、派遣要請など

ア 職員の配置換え

- (ア) **市長（総務部）**は、平素から通常業務の原則停止と国民保護体制への移行に伴う職員の配置換えなどについて計画を作成するとともに事態に応じて必要な技術者等の配置換えなども実施します。
- (イ) **市長（総務部）**は、事態の推移に応じ、あらかじめ定める計画を超えて職員の配置換えなどが必要となった場合、各課間の職員の配置換えなどについて調整を行います。
- (ウ) **課長**は、課内における職員の配置換えなど、**総合支所長**は、総合支所内における職員の配置換えなどについて、総務部と協議した上で実施します。

イ 職員の派遣要請及びそのあっせん

(ア) 職員の派遣の要請

市長（総務部）は、市職員のみでは国民保護措置が実施できないと判断したときは、以下のとおり職員の派遣を要請します。

a 派遣要請

① 県、他市町村に対する職員の派遣要請（自治法第 252 条の 17）

他市町村職員に対する職員の派遣要請は、県（危機管理局）を経由して行います。

② 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員の派遣要請（法第 151 条）

指定行政機関等に対する職員の派遣要請は、県（危機管理局）を経由して行います。

b 派遣要請に必要な文書

派遣要請は以下の事項を記載した文書により行います。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣を要請する理由 2 派遣を要請する職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他職員の派遣について必要な事項 |
|--|

c 派遣職員の受入準備

市長（総務部）は、職員の派遣を要請したときは、派遣職員の宿舍等、受入準備を行います。

(イ) 職員の派遣のあっせん

a 知事に対する職員派遣のあっせん

市長（総務部）は、指定行政機関などにどのような人材の派遣を求めればいいのか不明なときなどは、知事（総務部）に対し職員派遣のあっせんを求めます。

b あっせん要求に必要な文書

あっせん要求は以下の事項を記載した文書により行います。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 派遣のあっせんを求める理由 2 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 |
|---|

- 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5 その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ 職員の派遣

市長（総務部）は、県又は県を通じ他市町村から職員の派遣の要請を受けたときは、市内の職員の状況、派遣の条件、受入準備などを確認して派遣する職員を選定し、事前に協議の上、派遣します。

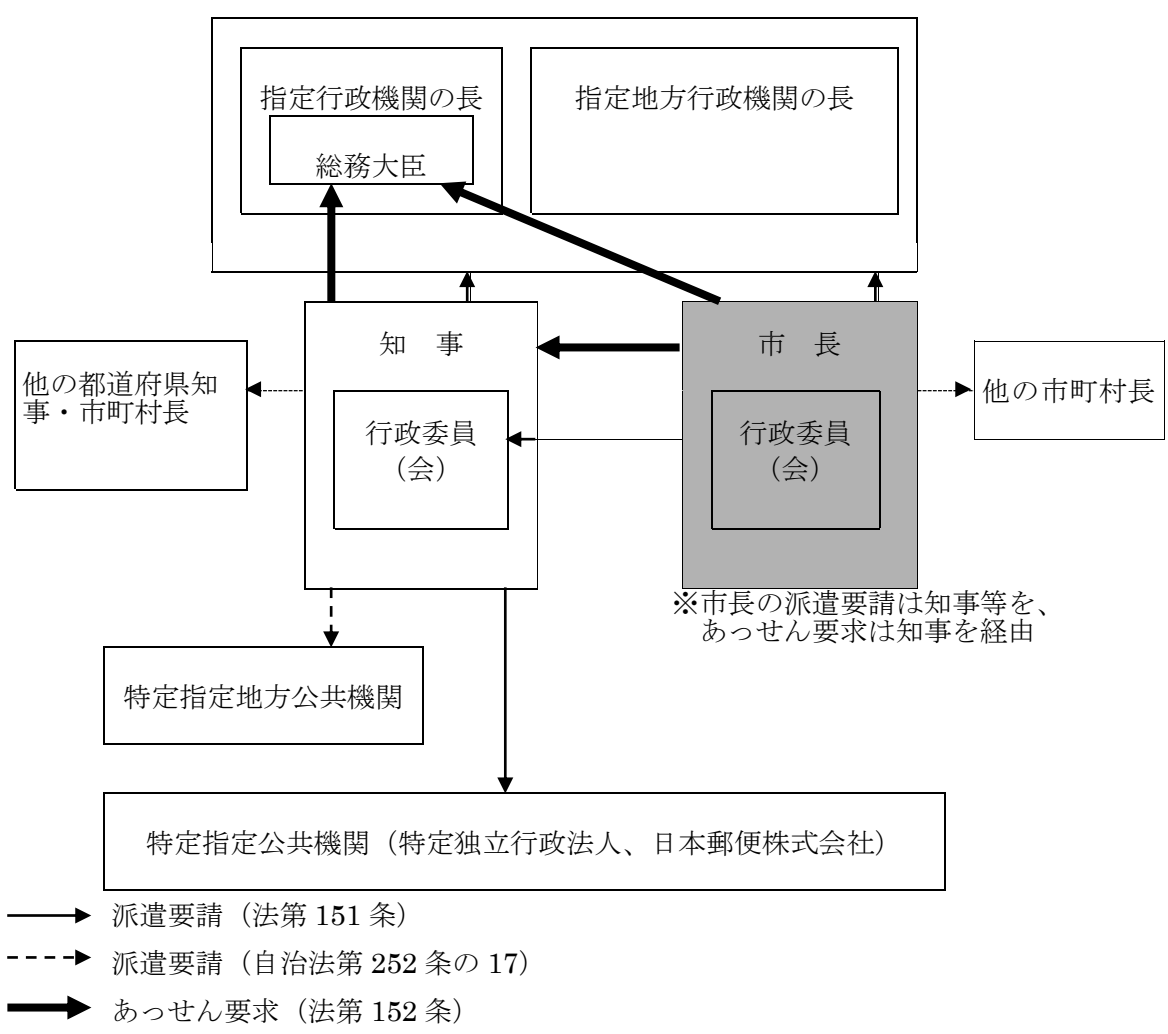
(2) 職員の派遣要請などに係る注意事項

ア 武力攻撃災害発生時などの市職員の人的応援体制の確保

市長（総務部）は、あらかじめ武力攻撃災害発生時などに応援に派遣できる職員、不足が見込まれる職員を把握し、応援体制を整備します。

イ 関係機関との相互派遣協定等の整備

市長（総務部）は、平素から職員の派遣について関係機関と連絡・調整を行い、必要に応じて相互派遣協定等の整備を実施します。



4 県の対策本部等

(1) 対策本部などの連携

対策本部は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、県の対策本部及び関係機関と相互の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。

(2) 県の対策本部

- ア **知事は**、国から**対策本部設置の指定を受けたときは**、県国民保護対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。(法第27条)
- なお、県対策本部を設置する必要がある場合で、**国による指定が行われていない場合は**、内閣総理大臣に指定を要請することとされています。(法第26条)
- イ **県対策本部が設置される以前又は設置されていない場合は**、その間の国民保護措置については、県対策本部が設置された場合に準じて処理するものとされています。
- ウ **県は**、県対策本部に関する組織を整備し、県対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービス等に関する基準を定めることとされています。
- エ **県は**、県対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに、国（消防庁）にその旨を報告するとともに、関係機関に通知することとされています。
- オ **県は**、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、情報集約センターを設置して24時間即応体制を維持することとされています。

(3) 関係機関の国民保護措置実施体制

指定地方行政機関、指定（地方）公共機関などは、国民保護措置を実施するために必要な体制を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及びサービス基準を定めることとされています。

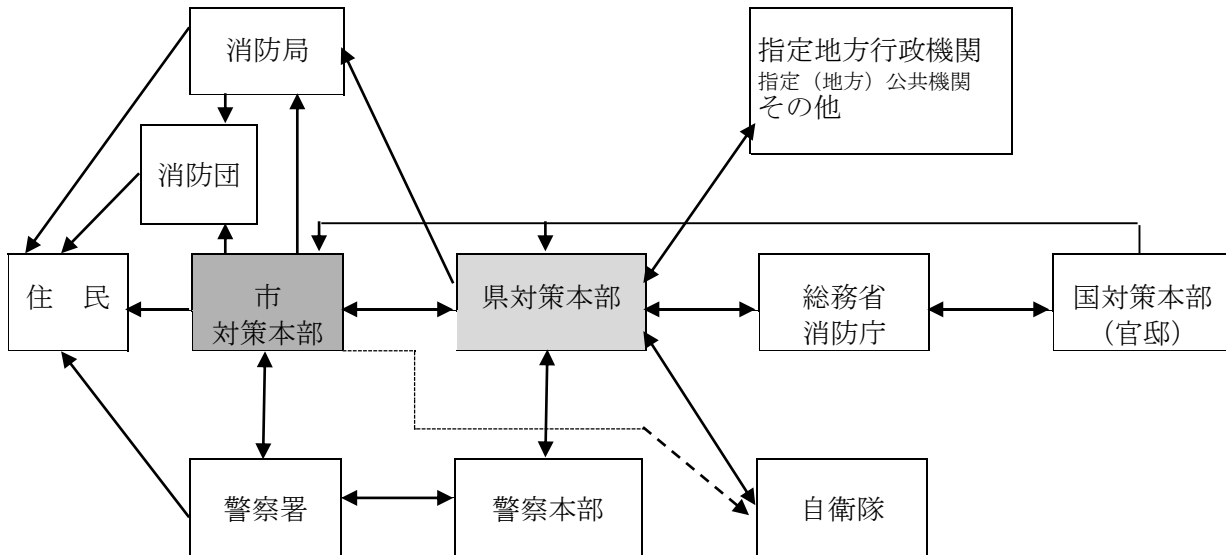
5 市緊急対処事態対策本部（市緊急対策本部）

市緊急対処事態対策本部（市緊急対策本部）は、「1 市国民保護対策本部（市対策本部）」に準じます。この際、「市国民保護対策本部（市対策本部）」を「市緊急対処事態対策本部（市緊急対策本部）」と読み替えます。

6 通信

(1) 通信連絡の系統図

県における通信連絡の系統図は以下のとおりです。



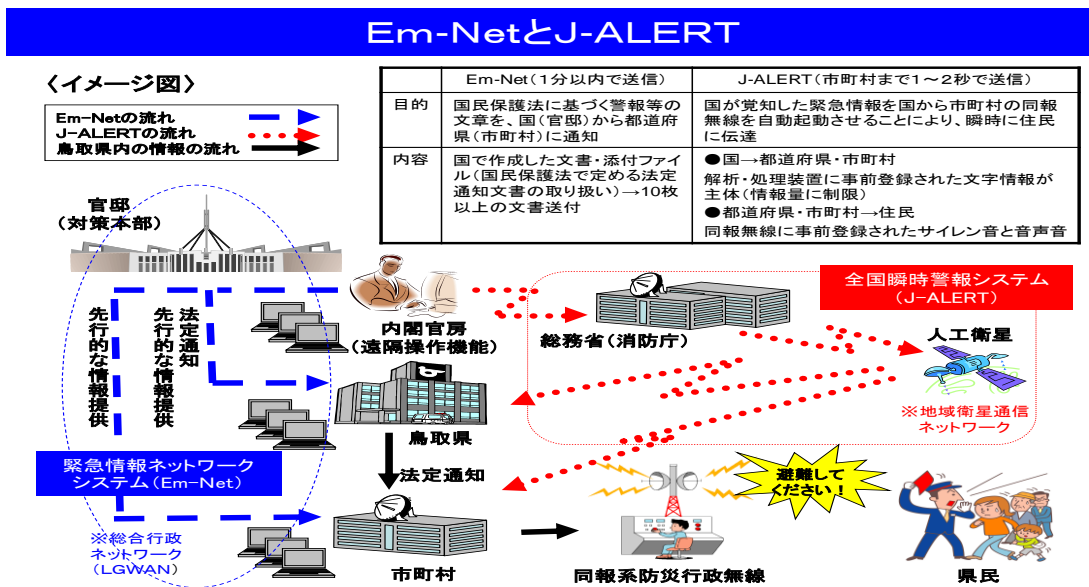
(2) 通信運用

事務局長は、対策本部の通信の運用管理を統括し、各部長は、対策本部が設置されたときには、直ちに通信連絡体制を確保します。

武力攻撃事態等が発生又は発生するおそれのある場合においては、本通信運用に沿って情報伝達します。

市町村と県、東部消防局及び防災関係機関との間においては、鳥取県防災行政無線（地上系・衛星系）を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。

国対策本部（官邸）及び県対策本部と市の間においては、緊急情報ネットワーク（Em-Net）や全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達を行います。



また、**危機管理部は**、他の各部及び総合支所その他の機関に対しても、内線電話及び県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。

ただし、これらの通信回線が途絶又は使用不能となった場合には、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行います。

(3) 通信組織の構成、維持、運営

通信組織は、以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができ、以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。

通信手段	構成	維持、運営
通信組織		
県防災行政無線（地上系・衛星系）	県庁・総合事務所を中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・東部及び八頭庁舎・総合事務所・市町村を結ぶ県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	県と県内各市町村、県内各消防局及び防災関係機関が協定を締結して維持、運営。県がその総括を実施
県内各機関		
消防防災無線	全国の都道府県と消防庁を結ぶ無線回線。国土交通省の多重無線網の回線の一部を使用して通信	県と消防庁が協定を締結して維持、運営
消防庁		
中央防災無線	国各省庁と全国の各都道府県及び指定公共機関を結ぶ無線回線。国土交通省の多重無線網の回線の一部及び衛星通信回線を使用して通信	内閣府が維持、運営を実施
国各省庁指定公共機関等		
緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）	総合行政ネットワーク（LGWAN）又はインターネット回線を利用し、国（官邸）と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信	内閣官房が維持、運営
国対策本部（内閣官房）		
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	地域衛星通信ネットワークを利用し、国（内閣官房・消防庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達	内閣官房、消防庁が維持、運営
（内閣官房、消防庁）		
水防道路無線	全国の各都道府県と国土交通省を結ぶ無線回線であり、国土交通省の多重無線網を使用して通信	県と国土交通省が協定を締結し、維持、運営
国土交通省		
地域衛星通信ネットワーク	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った（財）自治体衛星通信機構が管理する衛星	（財）自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都

国各省庁他都道府県	星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信を実施	道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成。又、各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について実施
非常通信	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信を実施	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

市(危機管理部)は、情報伝達ルートの多ルート化や、衛星携帯電話、停電等に備えた非常用電源の確保、運用等を図ります。

(4) 通常時の情報伝達手段

通常時の情報伝達手段は、以下のとおりです。

通信手段	送受信先	県庁情報送信	県庁情報受信
鳥取県防災行政無線 (地上系・衛星系)	各総合事務所 各市町村 各消防局 消防防災航空室 陸自第8普通科連隊	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 動画映像 準動画映像
	県地方機関 防災関係機関	電話	電話
消防防災無線	消防庁	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ ファクシミリ一斉 音声一斉
	他都道府県		電話 ファクシミリ
中央防災無線	国各省庁 他都道府県 指定公共機関等	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ
水防道路無線	国土交通省	電話 ファクシミリ	電話 ファクシミリ

地域衛星通信ネットワーク	消防庁 他都道府県（市町村、消防含む。） 県東京本部	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像	電話 ファクシミリ 動画映像 準動画映像
非常通信	特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用 1 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先使用（非常通話及び電報） 2 有線電気通信法に基づく通信設備の使用		

(5) 非常通信

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混乱等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信等性等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めることとされています。

市（危機管理部）は、指導要員等の配置、通信統制等について県と連絡調整を行います。

また、特に緊急を要するときは、次による非常通信制度を利用します。

ア 加入電話の優先利用

非常扱い通話、緊急扱い通話

通話内容	武力攻撃その他の非常事態が発生又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話等については、他の通話に先だって接続及び伝送を実施する。 ①非常扱い通話 地震、集中豪雨、台風などの非常事態が発生した場合、救援、交通、通信、電力の確保や秩序維持のため必要な事項を内容とする。 ②緊急扱い通話 非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧などのため必要な事項を内容とする。
非常通話等の取り扱い	あらかじめNTT西日本の承諾を受けた番号の加入電話により通話し、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話により通話する。通話を請求するときは、「非常」等の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出て実施する。

イ その他の通信設備の利用

中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会の規定に配慮しながら、緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の協力により利用することができます。

市長が行う警報の伝達等の場合	利用することができる機関	市長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合
これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議	<input type="checkbox"/> 警察事務設備 <input type="checkbox"/> 消防事務設備 <input type="checkbox"/> 水防事務設備 <input type="checkbox"/> 航空保安事務設備	緊急を要する場合であり、必ずしも手続等の事前協議は不必要

	<input type="checkbox"/> 海上保安部事務設備 <input type="checkbox"/> 気象業務設備 <input type="checkbox"/> 鉄道事業設備 <input type="checkbox"/> 軌道事業設備 <input type="checkbox"/> 電気事業設備 <input type="checkbox"/> 鉱業設備 <input type="checkbox"/> 自衛隊設備	
	<input type="checkbox"/> NHK <input type="checkbox"/> 山陰放送 <input type="checkbox"/> 日本海テレビ <input type="checkbox"/> 山陰中央テレビ <input type="checkbox"/> エフエム山陰 <input type="checkbox"/> CATV	

※国民保護措置の実施に急を要し、他の利用できる通信の途絶、通常の通信手段では間に合わないなど他の方法では目的を達成できない場合に限りです。

ウ 移動通信機器等の借受

総務省（中国総合通信局）は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。

なお、総務省（中国総合通信局）が所有する機器の種類及び数量は、次のとおりです。

種 類	数 量
移動無線機（簡易無線機等）	約 1, 5 0 0 台

県及び市（危機管理部、企画推進部）は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けます。

第5章 平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処には、住民、自主防災組織、事業所等の理解と協力が不可欠です。ここでは、平素の備えに関して必要な事項を定めます。

1 住民・事業所等の協力等

(1) 住民の協力

住民は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施に関し協力を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な協力を行うように努めることとされています。(法第4条)

市は、住民に協力を要請する場合は、協力する住民の安全確保に配慮します。

要請者	要請内容	備考
市長 知事	避難に関する訓練への参加(法第42条第3項) ・訓練に参加するか否かはあくまでも住民の自主的な意思による。	
避難住民を誘導する者 避難住民の誘導を補助する者	避難住民の誘導の援助(復帰の誘導を含む)(法第70条) ・市職員と一体となって避難住民の先導をすること ・移動中における食品等の配給の役割を担うこと ・避難行動要支援者の避難を援助してもらうこと	損害補償 (法第160条)
知事、県職員 (※救援を委任したときは市町村長、市町村職員)	救援の援助(法第80条) ・二次災害発生の可能性がある場所における被災者の捜索、救出等の援助については、協力の要請をしない。	損害補償 (法第160条)
市長、市職員 消防吏員 知事、県職員 警察官等	消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助(法第115条) ・消火のための水の運搬 ・救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転 ・被災者の救助のための資機材の提供など	損害補償 (法第160条)
市長、市職員 知事、県職員	住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助(法第123条) ・健康診断の実施 ・感染症の動向調査の実施 ・水道の検査の実施 ・防疫活動の実施 (例：感染症の蔓延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助、臨時の予防接種のための会場設営等、防疫指導、衛生教育・衛生広報のパンフレットの配布) ・被災者の健康維持活動の実施 (例：栄養指導等の保健指導のパンフレットや健康食品等の保健資材の配布)	損害補償 (法第160条)

(2) 公共的団体の取組み

市内の公共的団体は、市の国民保護措置に対する協力を努めることとされています。
(法第 16 条第 3 項)

(3) 住民に期待する取組み

段 階	取組み内容
平 素	1 地区内の危険箇所の把握 2 最寄りの一次集合場所を把握して経路を確認 3 食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）、それぞれ3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備 4 家庭内で話し合い、家族内の役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決定 5 避難行動要支援者がいる家庭では、情報伝達、避難などの方法をあらかじめ決定 6 各家庭ではシールド・ルーム（※）を準備 ※：ナイロンシート・ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の侵入を少しでも遅らせるようとする措置
全国瞬時警報システム（J-ALERT）での弾道ミサイル落下情報伝達時	1 速やかな避難行動の実施 （1）屋外にいる場合：できる限り頑丈な建物や地下に避難 （2）建物がない場合：物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を保護 （3）屋内にいる場合：窓から離れるか、窓のない部屋に移動 2 県・市からの情報に注意し、テレビ・ラジオ等による情報入手 3 県・市からの指示に基づく落ち着いた行動
警報発令時	1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオ等による情報入手 2 隣近所でお互いに知らせ合う連携 3 家族で集合場所、連絡方法などを確認 4 非常用持出用品を準備 5 必要以上の買い急ぎはせず 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合、園、学校との事前取り決めに基づいて引き渡しを実施
避難の指示発令時	1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオ等による情報入手 2 避難については市の誘導にしたがい、自主的な判断による勝手な行動は自粛 3 家を出る際は火の元、施錠を確認し、避難するときは落ち着いて行動 4 避難行動要支援者の避難に留意し、必要に応じて補助 5 路上に駐車中の車両は速やかに駐車場、空き地に移動

(4) 自主防災組織等に期待する取組み

段 階	取組み内容
平 素	1 地区内の危険箇所を把握 2 最寄りの一次集合場所、そこまでの経路を周知

	<ul style="list-style-type: none"> 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立 4 役割分担を決定 5 国民保護についての普及啓発を実施 6 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立。その際、個人情報の取扱いには十分注意
全国瞬時警報システム(J-ALERT)での弾道ミサイル落下情報伝達時	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋外にいる住民を見かけた場合の速やかな屋内避難や物陰に身を隠す・地面に伏せるなどの頭部保護の呼びかけ 2 県・市からの情報に注意するとともに、その指示に基づいた住民への「落ち着いた行動」の呼びかけ
警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> 1 市からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達 2 役割分担を確認して実施
避難の指示発令時	<ul style="list-style-type: none"> 1 市からの情報をあらかじめ定められた情報伝達方法、系統で住民に伝達 2 役割分担を確認して実施 3 避難行動要支援者の避難に留意し、必要に応じて補助
その他	<ul style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等の組織が自主防災組織に準じた活動を実施

(5) 集客施設、観光施設、大規模事業所等に期待する取組み

段 階	取組み内容
平 素	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設・事業所内の危険箇所を把握 2 最寄りの一次集合場所を把握して経路を確認 3 情報の収集、伝達の方法と系統を確立 4 従業員の食品、飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）、それぞれ3日分程度を備蓄し、医薬品、携帯ラジオなど非常用持出用品を準備 5 従業員で対応措置の話し合い、事業所内の役割分担、避難や連絡方法、来客等の避難誘導方法などをあらかじめ計画して周知 6 避難行動要支援者について、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決定 7 事業所内での独自の訓練実施及び市等の計画する訓練に参加
全国瞬時警報システム(J-ALERT)での弾道ミサイル落下情報伝達時	<ul style="list-style-type: none"> 1 屋外の来客、来店者、観客、観光客等への屋内避難の呼びかけ 2 不特定多数の者を収容する施設では混乱防止に留意 3 県・市からの情報に注意し、テレビ・ラジオ等による情報入手
警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> 1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオ等による情報入手 2 来客、来店者、観客、観光客、従業員等に伝達

	3 集合場所、連絡方法などを確認 4 非常用持出用品を準備 5 必要に応じて災害防止措置を実施
避難の指示 発令時	1 市からの情報に注意し、テレビ、ラジオ等による情報入手に努め、来客、来店者、観客、観光客、従業員等に伝達 2 不特定多数の者を収容する施設では混乱防止に留意 3 来客、来店者、観客、観光客の誘導を実施 4 火気使用設備、危険物質取扱設備は原則、使用を中止 5 薬品、毒物、劇物等危険物質の流出、漏えい防止措置を実施 6 避難行動要支援者の避難に留意するとともに必要に応じて補助を実施

(6) 住民、事業所等の協力等に係る注意事項

住民、事業所等に協力等を求める際には、強制（事実上の強制を含む）にわたることがないように十分配慮します。

2 普及啓発

国民保護措置の実施に当たっては住民、消防団や自主防災組織等の理解と自発的協力が重要です。

そのため、**市（危機管理部、企画推進部）**は、平素から説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、住民への普及啓発に努めます。

(1) 住民への普及啓発

ア 普及啓発の種類、内容

- (ア) 国民保護法の普及啓発
- (イ) 国際人道法、有事における民間人の保護の普及啓発
- (ウ) 市、県、その他関係機関の役割の普及啓発
- (エ) 避難施設、一次集合場所の周知
- (オ) 武力攻撃災害及びその兆候等の発生時における個人の緊急時対応行動の普及啓発
- (カ) 警報、緊急通報等の普及啓発
- (キ) 国民保護措置における強制措置（罰則を含む）及び任意の協力に限られる事項
- (ク) 国民保護における基本的人権の尊重、権利侵害に対する救済措置など

イ 普及啓発の方法

- (ア) 国民保護訓練の実施と住民への参加要請
- (イ) 国民保護フォーラムの実施等
- (ウ) 小冊子、パンフレット等の作成と配布
- (エ) 住民説明会などの開催
- (オ) 市報、ホームページなどによる情報の提供

ウ 普及啓発に係る留意事項

(ア) 防災危機管理に関する普及啓発との連携

国民保護の普及啓発を行う際には、事前災害等との類似点、違いなど防災危機管理に関する

普及啓発との連携に留意します。

(イ) 国民の権利保障

国民の権利制限については、国民の生命・財産の保護にとって必要最小限の措置に留めるとともに住民の思想信条の自由を尊重することに留意します。

(2) 自主防災組織への支援

市（危機管理部）は、県の協力を得て、自主防災組織の整備充実、地域住民の防災意識の高揚及び災害により発生することが予想される要救助者の救出及び初期消火等、効果的な防災活動が実施できる体制の整備を支援します。

この際、住民の自治及び自主防災組織の自主性を尊重します。

整備	<p>1 市（危機管理部、企画推進部）は、自主防災組織の結成に努めるとともに、これらの円滑な活動のため、日ごろの組織活性化につとめる</p> <p>また、災害発生後の要救助者の救出、初期消火等については自主防災組織の活動に期待されるところが大きいため、住民は、自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災組織及び技術の習得・体得に努める。</p> <p>2 自主防災組織の整備・強化に当たっては、基本的には、自治会等を基盤として自主防災組織を確立</p> <p>また、市（危機管理部、企画推進部）は、地域住民の自主性を尊重しつつ、防災に関する知識や情報を住民に積極的に提供し、地域の実情に即した組織の整備・強化に努めるとともに、災害対策用の各種資機材の整備充実を図る。</p>
編成	<p>1 自主防災組織内の編成</p> <p>次のような班編成が一般的。ただし具体的な班編成の規模や方法等は、地域の実情に応じて決定</p> <p>①情報班 ②救助班 ③消火班 ④避難住民誘導班 ⑤救護班 ⑥給食・給水班</p> <p>2 組織の編成に当たっての注意事項</p> <p>①活動班員は、特定の地域の住民に偏らないよう配慮するとともに、地域内の専門家や経験者を各班に配置する等（例：消防経験者は救助班、消火班、アマチュア無線資格者は情報班、看護師等経験者は救護班など）組織の活動に実効性を保持</p> <p>②昼間は、自主防災組織の構成員が地域外に勤務して活動が不足することが考えられるため、各種状況を想定した組織を編成</p> <p>③女性消防クラブ等の組織がある場合は、それらの組織と積極的に協調しながら防災活動に取り組む</p>
活動	<p>1 防災に関する知識の習得、向上</p>

内 容	2 地域における危険箇所の把握及び認識（浸水予想区域、崖崩れ等の危険箇所、危険物施設、延焼拡大危険地域等）
	3 地域における避難経路や消防防災施設等の把握及び広報
	4 地域における情報収集・伝達体制の確認
	5 一次集合場所・避難施設・臨時医療施設の確認
	6 防災訓練（要救助者の救出、初期消火訓練を含む）の実施

（３）ボランティアへの支援

ア ボランティアネットワークなど

市（企画推進部）は、平素から市内におけるボランティアのネットワークを築き、ボランティア等に関する情報交換、より効果的な連携のための体制づくりなどを推進します。

また、災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが場所的・時間的推移等により変化することから、特定の分野においては、情報の収集体制の整備、並びに活動を効果的に進める上でのコーディネーターの設置や組織化などを実施します。

この際、ボランティアの自主性を尊重します。

イ 協定、訓練

市（危機管理部、企画推進部）は、必要に応じてボランティア団体などと協定等を締結し、訓練等を共同して行います。

ウ 有資格者の事前登録

市（企画推進部）は、ボランティアのうち、一定の知識、経験、特定の資格を必要とする者について、平素からあらかじめ登録します。

なお、県は、医療救護ボランティアについて、一元的に登録することとされています。

3 国民保護訓練

（１）訓練の目的

- ア 国民保護に係る各種計画、マニュアルなどの検証、修正
- イ 警報等の各種情報の確実な伝達体制、機器等の確認
- ウ 住民に対する国民保護の普及啓発

（２）訓練実施の要領

- ア 訓練は、段階的かつ計画的に実施します。
- イ 訓練の実施に当たっては適切な訓練管理を行います。
- ウ このため、あらかじめ市の能力を的確に把握して適切な計画を作成し、綿密な準備を行うとともに、訓練環境を整備して効率的に訓練を実施し、訓練後は訓練結果を適正に評価して、次の訓練に反映させます。
- エ 訓練の実施に当たっては、創意と工夫をこらし、実践的な訓練を行います。

(3) 訓練実施に当たって留意すべき事項

ア 関係機関との連携

イ 防災訓練との連携

防災訓練と共通する内容について、連携に配慮します。

ウ 参加者への安全配慮 (参加住民へのボランティア保険加入などについて配慮)

エ 住民等の自発的参加 (協力)

住民等に対し、自発的な意思による参加、協力などを呼びかけます。この際、訓練の内容について説明を行うとともに、参加、協力が強制 (事実上の強制を含む) にわたることがないように十分に配慮します。

(4) 訓練の項目等

ア 市が実施する訓練

警報発令時等において、市が行う避難住民の誘導が的確かつ迅速に行われるように訓練します。

このため、あらかじめ必要な組織及び避難実施要領のパターンを定めます。

(ア) 訓練項目

- a 非常参集訓練
- b 対策本部運営訓練
- c 情報伝達訓練
- d 現地訓練
- e 避難行動要支援者の避難訓練

(イ) 参加機関

- a 市
- b 地域住民 (自主的参加)
- c 県
- d 消防
- e 警察
- f 自衛隊

イ 他機関が実施する訓練への協力、参加など

市は、必要に応じて他機関が実施する訓練への協力又は参加します。

区 分		内 容
国民保護総合訓練	県	<p>県は、警報発令時等において、県・市町村及びその他の関係機関がとる国民保護措置が的確かつ迅速に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施</p> <p>1 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ①非常参集訓練 ②対策本部運営訓練 ③情報伝達訓練 ④現地訓練 (避難、救援、武力攻撃災害の最小化)

		<p>2 参加機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県各部局 ② 市町村 ③ 警察 ④ 消防 ⑤ 自衛隊 ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ 住民（自主的参加） <p>3 訓練実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 図上訓練 ② 実動訓練
<p>（参考） 警察訓練</p>	<p>県警察</p>	<p>県警察は、武力攻撃事態における国民保護措置に万全を期すため、次により訓練を実施</p> <p>1 訓練種目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 <p>2 訓練項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 対策本部等警備本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 <p>3 実施回数</p> <p>第1項の訓練については、随時、各訓練項目を組み合わせるなどにより実施、訓練場所、参加人員等はその都度決定</p>

<p>(参考) 消防訓練</p>	<p>消防局</p>	<p>消防局は、警報発令時における的確かつ迅速な国民保護体制の確立を図るため、次により訓練を実施</p> <p>1 訓練項目</p> <p>①非常召集命令伝達訓練 ②参集訓練 ③初動措置訓練 ④情報収集訓練 ⑤本部等運営訓練 ⑥通信運用訓練 ⑦部隊編成及び部隊運用訓練 ⑧消防団との連携訓練 ⑨各種計画等の検証</p> <p>2 参加機関</p> <p>①消防団 ②その他関係機関</p> <p>3 実施回数等</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定</p>
<p>医療</p>		<p>医療機関は、警報発令時等における的確かつ迅速な医療の提供を行うため、訓練を実施</p> <p>①情報の収集・伝達訓練 ②救護班等の編成 ③病院施設、設備及び防災資機材等の点検 ④入院患者搬送訓練 ⑤その他必要な訓練</p>
<p>その他</p>		<p>関係機関は、警報発令時等における国民保護措置を連携して行うための訓練を実施</p> <p>①情報収集伝達訓練 ②通信訓練 非常通信の取扱い・機器操作習熟等のための他関係機関等と連携した通信訓練 ③応急対策 ④避難及び救護 それぞれの計画に基づく避難住民の誘導を円滑に行うための関係機関と連携した避難・救護訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次集合場所、避難施設、避難経路等の確認 ・避難所、臨時医療施設等の開設 ・警報、避難の指示等の伝達 ・避難住民の誘導など <p>⑤対策本部運営訓練</p> <p>武力攻撃（予測）事態、緊急対処事態発生時における対策本部の設置、職員の動員配置、</p>

<p>情報収集、分析などの運営等の訓練</p> <p>⑥機能別訓練 NBCR災害等に対処し、被害を最小限に食い止めるため、関係機関と連携した情報伝達、救出、救助、物資特定、除染、医療救護などの訓練</p> <p>⑦個人防護訓練 NBCR災害等に対する防護訓練</p> <p>⑧その他必要な訓練 国及び県等の地方公共団体が主催する総合訓練に積極的に参加する協同訓練</p>

(5) 職員の研修、教育

- ア 市（総務部）は、防災に携わる職員の育成に連携して、国民保護等に必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。
- イ 市（総務部）は、一般職員についても危機管理について必要な知識の研修、教育に努めます。
- (ア) 国民保護フォーラム等行事への職員の参加
- (イ) 国・県等の行う研修会、説明会への職員の出席

4 文化財の保護

(1) 市指定文化財の保護

市（教育委員会）は、武力攻撃（予測）事態及びその兆候があるときは、速やかに市指定文化財の所有者等と連携し、文化財の保護に努めます。

(2) 国、県指定文化財の保護の支援

市（教育委員会）は、上記事態及びその兆候があるとき、県（教育委員会）などが実施する国、県指定文化財の保護を支援します。

5 赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付等

国際人道法で定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。

ア 特殊標章等の交付

市長（総務部）は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び市の要綱に従って、特殊標章等及び身分証明書を交付し、使用させます。

イ 赤十字標章等の交付申請

市長（健康こども部）は、市立病院などで医療に従事する要員や医療のために使用される場所等について、赤十字標章等の使用を許可するよう県（福祉保健部）に連絡します。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等

ア 種類

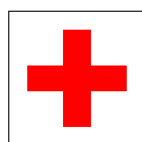
特殊標章等の種類		許可権者	対象者
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	市長(危機管理部長) 知事 警察本部長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 水防団長、水防団員
		知事	(許可) 指定地方公共機関
赤十字標章等	赤十字標章 特殊信号(青色のせん光灯) 身分証明書	知事	医療機関 医療関係者 救援の委託業者

イ 赤十字標章等(法第157条)

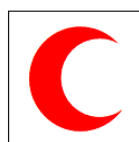
(ア) 標章

第一追加議定書(千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I))第8条(I)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。)

ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していません。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものです。



赤十字マーク




赤新月マーク

(イ) 特殊信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

(ウ) 身分証明書

身分証明書の様式について、国のガイドラインに従って定めます。

 (この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白) 身分証明書 軍の 医療 要員以外の 平時の 医療 要員用 部隊 部隊		身長.....	眼の色.....	頭髪の色.....
氏名..... 生年月日(又は年齢)..... 識別のための番号がある場合にはその番号..... この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」によって保護される。 発給年月日..... 証明書番号..... 発給当局の署名 有効期間の満了日.....		その他の特徴又は情報		
		所持者の写真		
		印章	所持者の署名若しくは捺印又はその双方	

(第一追加議定書付属書 I に規定する身分証明書のひな型)

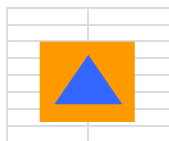
(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等医療に従事する要員や医療のために使用される場所など。

ウ 特殊標章等 (法第 158 条)

(ア) 特殊標章


第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される特殊標章



(オレンジ色地に青の正三角形)

(イ) 身分証明書

身分証明書の様式については、国のガイドラインに従って定めます。

 (この証明書を発給する 国及び当局の名を記載 するための余白) 身分証明書 文民保護の要員用		身長.....	眼の色.....	頭髪の色.....
氏名..... 生年月日(又は年齢)..... 識別のための番号がある場合にはその番号..... この証明書の所持者は、次の資格において、「千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約及び千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」によって保護される。 発給年月日..... 証明書番号..... 発給当局の署名 有効期間の満了日.....		その他の特徴又は情報		
		所持者の写真		
		印章	所持者の署名若しくは捺印又はその双方	

(第一追加議定書付属書 I に規定する
文民保護の要員の身分証明書のひな型)

(ウ) 識別対象

国民保護関係者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等

(エ) 交付及び管理

市長(総務部)は、国の定める特殊標章の交付等に関する基準・手続きに基づき、必要に応

じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付し、管理台帳等により管理します。

- a 国民保護措置に係る職務を行う市の職員
- b 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- c 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市長（総務部、健康こども部）は、これらの標章等について、武力攻撃事態等においてみだりに用いないよう指導します。そのためこれらの標章等の使用の意義等について、あらかじめ普及啓発に努めます。

第6章 武力攻撃事態等・緊急対処事態への対応

市内や市周辺地域で多数の死傷者の発生・建物等の破壊などが発生した場合には、国による武力攻撃事態等・緊急対処事態の認定前の段階及び認定後の段階への対応が必要となり、各段階の活動方針と対応の概要を以下のとおりとします。また、各段階の活動計画を別紙のとおりとします。

1 方針

市は、各種事態の特性を踏まえ、住民避難の規模と避難準備の時間的余裕に応じて、国民保護措置等の実施と総合調整を行い、住民の生命、身体及び財産を保護します。

この際、平素からの体制の整備、国・県及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。

2 実施要領

(1) 段階区分

市は、避難・避難生活など、住民の行動に基づく時系列的な段階区分により国民保護措置の活動を計画しています。

段階区分	想定する期間	活動計画	
認定前	武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間	別紙第2	
事態への対処	緊急避難	突然に武力攻撃災害が発生して避難が指示されるなど、時間的余裕がない避難の場合	別紙第3
	避難準備	武力攻撃（予測）事態が認定され、避難措置の指示が県に伝達されるまでの間の国民保護措置を実施する期間	別紙第4
	避難	避難措置の指示が県に伝達され、要避難地域の住民が、避難先地域への移動を完了するまでの期間	別紙第5
	避難生活	避難完了から避難の指示が解除されるまでの、住民が避難している期間	別紙第6
	復帰	対処処置である応急復旧に一応の目途がつき、避難先地域から要避難地域への避難住民の復帰が完了するまでの期間	別紙第7
	避難受入	他市町村からの避難住民の受入協議があったときから、避難の指示が解除され、受入避難民が復帰を完了するまでの期間	別紙第9
生活再建	避難先地域からの復帰完了以降の期間	別紙第8	

(2) 各段階の活動方針

ア 認定前段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる体制の整備と情報の継続的な収集、整理を行い、即応できる体制を整備します。

鳥取市国民保護計画

この際、関係機関との連携、情報の伝達体制の整備及び住民に対する普及啓発を重視します。

(イ) 活動要領 別紙第2「認定前段階の計画」

イ 緊急避難段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、時間的余裕がない避難の指示が出された場合は、防災行政無線、CATVなど可能な限りの確かつ迅速に住民に危険を周知し、避難の指示を伝達するとともに避難住民の誘導を実施します。また、必要に応じて速やかに屋内、地域外への退避の指示等を行います。

この際、攻撃の種類に応じた避難と攻撃後の対処要領に留意します。

なお、市が対応できない場合は、直ちに他の市町村長等あるいは知事へその旨を連絡し、応援を要請します。

(イ) 活動要領 別紙第3「緊急避難段階の計画」

ウ 避難準備段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、住民の避難が安全かつ円滑に行えるよう必要な諸準備を速やかに整えます。

この際、情報の伝達体制の整備と運送経路・手段の確保、災害時要援護者の避難準備等を重視します。

(イ) 活動要領 別紙第4「避難準備段階の計画」

エ 避難段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、速やかに避難の指示を住民へ周知徹底するとともに、安全かつ円滑に住民が避難できるよう誘導を行います。

この際、住民の安全を最優先に関係機関との連携を重視します。

(イ) 活動要領 別紙第5「避難段階の計画」

オ 避難生活段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、避難先地域において仮庁舎等により業務を行い、県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援を補助します。

この際、関係機関との連携と避難住民等への情報提供を重視します。

(イ) 活動要領 別紙第6「避難生活段階の計画」

カ 復帰段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、県から避難の指示の解除の通知を受けた後、避難住民の復帰を円滑に行い、避難住民が早期に生活再建に入れるよう体制づくりを行います。

この際、復帰地域の安全情報の収集と住民に対する復帰に関する情報の提供を重視します。

(イ) 活動要領 別紙第7「復帰段階の計画」

キ 生活再建段階

生活再建段階のうち**武力攻撃災害の復旧**は国民保護措置の一環ですが、**戦災復興**については国民保護法の対象となっていません。

これら両段階については当時の状況によるところが大きいので、この計画では大綱に留めます。

(ア) 復旧段階の活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、避難先地域からの復帰後は、県、関係機関・団体と連携して、速やかに武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い住民生活の安定を図ります。

この際、被災者の相談、支援及びライフラインの復旧を重視します。

(イ) 復興段階の活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、復帰後、地域住民相互の助け合いを支援し、自助・共助・公助の連携による「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、住民生活の再建と県土の復興を速やかに進めます。

この際、教育の再開、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した希望ある産業の創造を重視します。

(ウ) 活動要領 別紙第8「生活再建段階の計画」

ク 避難受入段階

(ア) 活動方針

市（危機管理部ほか担当部局）は、避難住民を受け入れ、必要な救援を行います。

この際、関係機関との連携と避難所周辺地域など住民への周知を重視します。

(イ) 活動要領 別紙第9「避難受入段階の計画」

(3) 対応の概要

ア 「避難」

(ア) 警報・避難の指示の伝達・通知など

a 警報・避難の指示の伝達（法第47条、第54条第4項）

市長（危機管理部）は、知事（危機管理局）から警報の通知又は避難の指示を受けたときは、直ちにその内容を、サイレン、防災行政無線、CATV及び消防団、自主防災組織、自治会、観光施設・団体等の協力その他の手段により、住民及び関係ある公私の団体（自治会など）へ伝達します。

この際、必要に応じ警察署と協力します。

b 警報の通知（法第47条第1項）

市長（危機管理部）は、警報の通知については、市の他の執行機関その他の関係機関（活動範囲が市の区域内に限られる機関）に通知します。

c 警報の解除・避難の指示の解除の伝達・通知（法第51条、第55条）

警報の解除・避難の指示の解除については、警報・避難の指示の伝達要領に準じます。

(イ) 避難実施要領の策定及び伝達（法第61条）

市長（危機管理部）は、知事（危機管理局）から避難の指示を受けたときは、その国民保護計画に定めるところにより関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定め、その内容を

住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、区域を管轄する関係機関等に通知（原則として文書による）します。

(ウ) 避難住民の誘導など（法第 62 条～第 73 条）

a 避難住民の誘導

市長（危機管理部、福祉部、総合支所、消防団）は、策定した避難実施要領に基づき、避難住民を誘導するとともに、その間の食品などを供与します。

(a) 住 民

市職員・消防団は、避難住民の誘導を自主防災組織・自治会の協力を得て行います。

(b) 避難行動要支援者

消防団等は、避難行動要支援者の避難について補助するとともに必要に応じて住民、東部消防局等に協力を要請します。

また、市内の病院の患者、高齢者、障がい者等施設の入所者等の誘導については、各施設の長に協力を依頼します。

(c) 観光客等

観光客等の誘導については、鳥取市観光協会、観光施設の長に協力を依頼します。

この際、**知事（各部局）**は、避難住民の運送を一元的に対処するとともに、避難住民の誘導に対する支援を行うこととされています。（法第 67 条第 1 項）

b 避難住民のスクリーニング

避難住民の誘導に当たっては、集合、バス・列車等への乗車前、交通検問所通過などの適切な時点で、警察署などが実施する避難住民のスクリーニングに協力し、避難住民に**不審者**が紛れ込んだり、**危険物**が持ち込まれたりすることがないように注意します。

c 避難住民の復帰

市長（危機管理部、福祉部、総合支所）は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、誘導その他必要な措置（必要な情報の提供、関係機関との連絡調整など）を講じます。

イ 「救援」

(ア) 要 領（法第 75 条、第 76 条）

知事（各部局）は、国対策本部長による救援の指示があった場合、又は緊急を要し指示を待っていないと認められる場合には、避難住民等の救援を行うこととされています。（法第 75 条）

市長（危機管理部ほか担当部局）は、避難先地域の県などが行う救援について、必要な協力・連絡調整を行います。

また、救援を迅速に行うため必要があると認められるときは、知事から指示された救援の実施に関する事務の一部を行うほか、知事が行う救援を補助します。

(イ) 救援の種類（法第 75 条、令第 9 条）

救援の種類	内 容
1 収容施設の供与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館、体育館、広場に設置する天幕等 ・ プレハブ住宅等
2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊出し、弁当等

の供給	・給水車、ろ水器、浄水剤等
3 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	・外衣、肌着等 ・毛布、布団等 ・タオル、石けん、歯みがき等
4 医療の提供及び助産	・応急的医療 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置
5 被災者の捜索及び救出	・警察、消防等による捜索、救出との連携 ・防災航空隊の活用、資機材の確保等
6 埋葬及び火葬	・応急的に行う火葬（棺等埋葬に必要な物資、火葬等の役務の提供等）
7 電話その他の通信設備の提供	・電気通信事業者と契約を締結し、電話、インターネット等の利用環境を提供
8 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	・居室、炊事場、便所等を対象に応急的修理
9 学用品の給与	・教材、文房具、通学用品の支給
10 遺体の捜索及び処理	・死亡推定者の捜索 ・遺体の洗浄、消毒等の処置
11 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	・居室、炊事場、便所等の応急的な障害物の除去等

ウ 「武力攻撃災害による被害の最小化（予防・対処）」

（ア）武力攻撃災害の予防対策（法第 102 条、第 103 条）

a 武力攻撃災害対処の準備

市（危機管理部）は、武力攻撃災害が発生した場合的確かつ迅速に対処できるよう、平素から県（危機管理局）、東部消防局、警察署、その他関係機関・団体等との連絡、情報収集、装備資機材等の準備、維持など武力攻撃災害対処の準備を行います。

特に、NBCR 災害等の大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。

b 生活関連等施設、危険物質等の安全確保

（a）平素

市（危機管理部、総務部ほか担当部局）は、平素から武力攻撃災害などにより住民生活や周辺地域に被害を及ぼす市内の施設や危険物質等について把握し、施設等の管理者、県（危機管理局）、東部消防局、警察署、その他関係機関・団体と情報を共有するとともに、安全確保対策を検討、実施します。

（b）武力攻撃事態等

知事は、武力攻撃事態等において、施設等の管理者に対して施設の安全の確保のため必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化や防災体制の充実）を講ずるよう要請することができることとされています。

（法第 102 条第 1 項）

市長（危機管理部、都市整備部）は、必要な場合施設等の管理者、県などに対し安全の確保を要請します。

c 交通規制

警察は、住民の避難や緊急物資の運送のため必要があるときは、一定の区域内の道路すべてについて包括的に交通規制を行い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することとされています。

市（危機管理部、企画推進部）は、交通規制について警察署と連絡調整を行うとともに、規制について住民等へ周知します。

d 消防活動

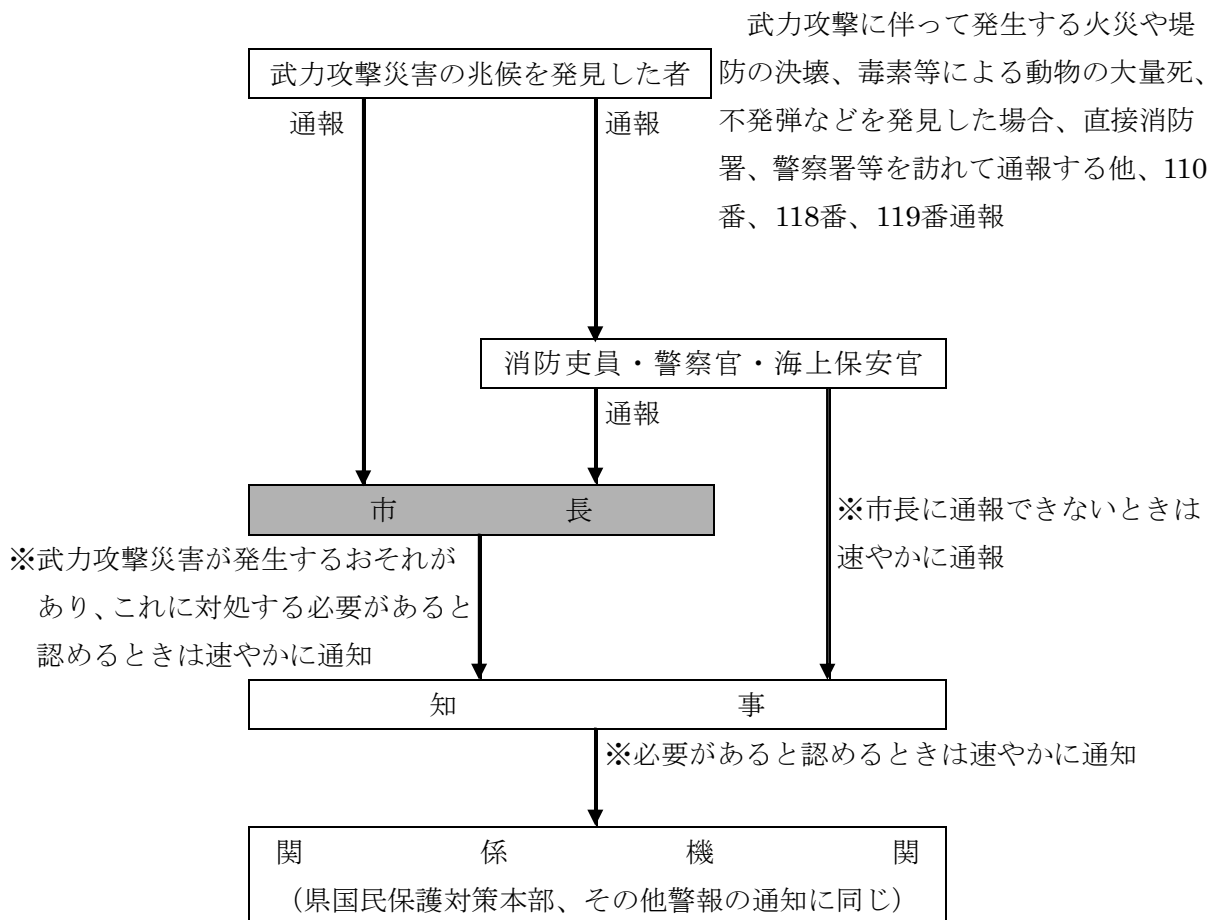
市消防団は、東部消防局と連携して、武力攻撃災害時の活動体制等の必要な事項を事前に定め、必要に応じて装備、資機材を準備するなど、武力攻撃災害が発生した場合の消防活動に備えます。

(イ) 武力攻撃災害対処

a 武力攻撃災害への対処（法第 97 条）

市（危機管理部、総務部ほか担当部局）は、武力攻撃災害発生の際は、速やかに第一報を受信・伝達するとともに、県（危機管理局）、東部消防局、警察署、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救援、被害者の拡大防止等の対処措置を実施します。

b 武力攻撃災害の兆候の通報（法第 98 条）



c 緊急通報の発令（法第 99 条～第 101 条）

知事（危機管理部）は、武力攻撃災害が発生又は発生しようとしている場合（武力攻撃に伴い火災が発生している場合、ダムの破壊等の危険が急迫している場合等）で、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）を発令することとされています。

【緊急通報の内容】

1 武力攻撃災害の現状及び予測

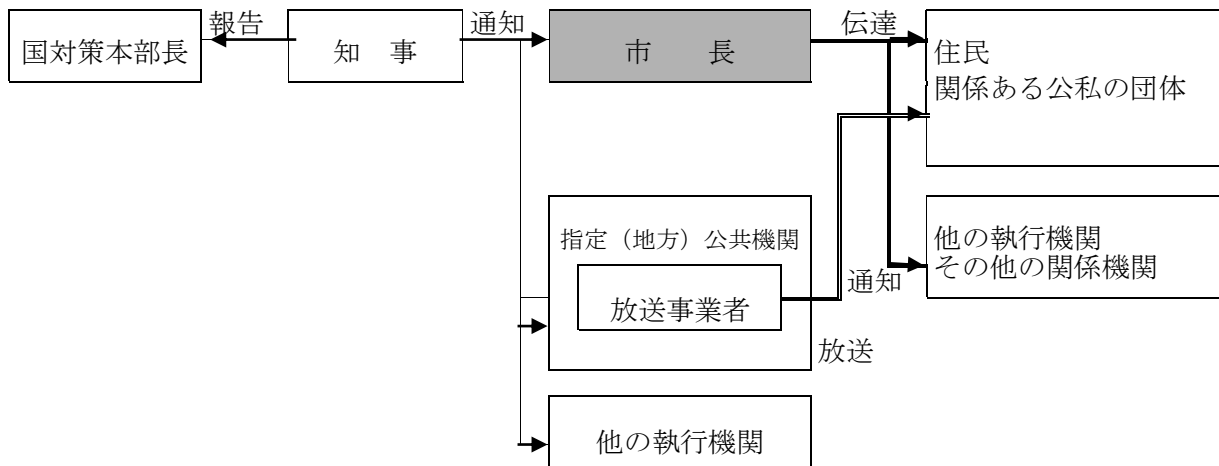
- ・火災の発生状況や延焼の予測
- ・ダム等の状況、決壊した場合に予想される水流等

2 住民及び公私の団体に対し周知されるべき事項

- ・地方公共団体の指示に従って落ち着いて行動すること
- ・テレビ、ラジオ等の情報の収集手段の確保に努めること など

市長（危機管理部、総務部）は、知事（危機管理局）から緊急通報発令の通知を受けたときは、警報の伝達に準じて、的確かつ迅速に**住民及び関係機関へ伝達**します。この際、**必要に応じ警察署と協力**します。

また、必要に応じて県（危機管理局）に対し緊急通報の発令を要請します。

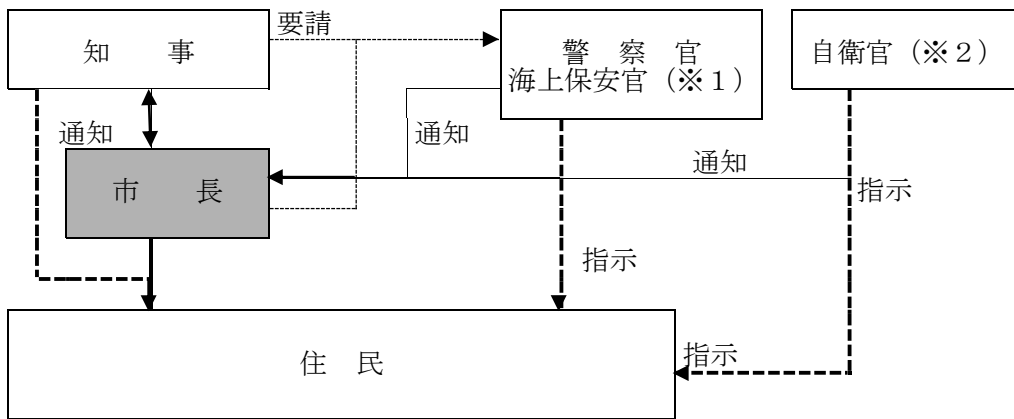


※**警察は**、緊急通報が発令された場合、市町村と協力し、迅速かつ的確に住民等へ緊急通報を伝達します。

d 退避の指示（法第 112 条）

市長（危機管理部、総務部）は、市内で武力攻撃災害が発生又は発生するおそれがあり、避難の指示が間に合わない場合は、直ちに必要と認める地域の住民に対し、屋内、地域外などへの退避を指示します。（ダムの破壊等による被害を防止するためダムの貯水を漸次放流しなければならないときなど）

知事（危機管理局）等は、緊急の必要があると認めるとき、避難の指示を行うこととされています。



※1 市長、知事による避難の指示を待ついとまがない場合

※2 市長の職権を行うことができる者が避難の指示をすることができないと認める場合

【避難の指示（一例）】

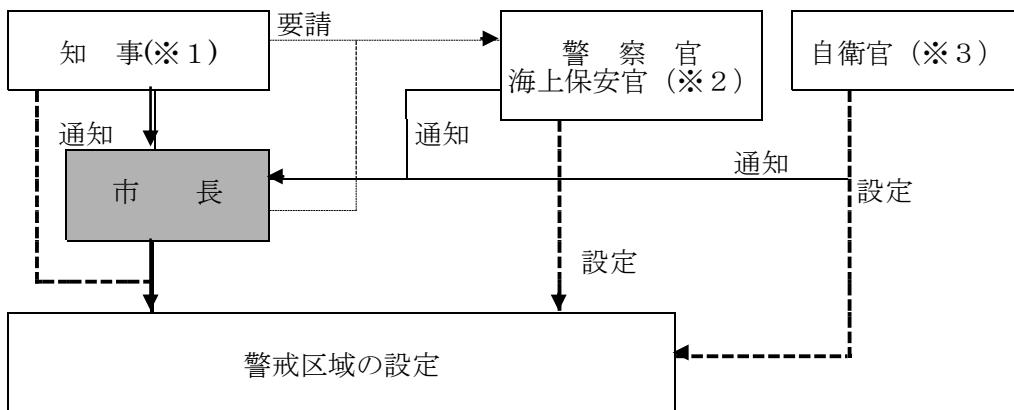
1 「鳥取市〇〇町×丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時避難すること。

2 「鳥取市〇〇町×丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難所へ退避すること。

● **警戒区域の設定（法第114条）**

市（危機管理部、総務部）は、武力攻撃災害が発生又は発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入の制限・禁止又は当該警戒区域からの退去を命じます。（目前の武力攻撃災害の危険を避けるため一時的に立入制限区域を設けるもの）

設定に当たっては、住民の生活への支障ができるだけ生じないよう配慮するとともに、報道の自由に留意します。



※1 知事が緊急の必要があると認めるは自ら設定

※2 市長、知事による警戒区域の設定等を待ついとまがない場合

※3 市長の職権を行うことができるものがその場にはいない場合

【警戒区域の設定方法等】

警戒区域の設定については、以下の方法等により行います。

1 警戒区域の設定に当たっては、ロープ・標示板等で区域を明示

2 警戒区域を設定したとき又は警戒区域の設定を変更又は解除をした場合は、防災行政無

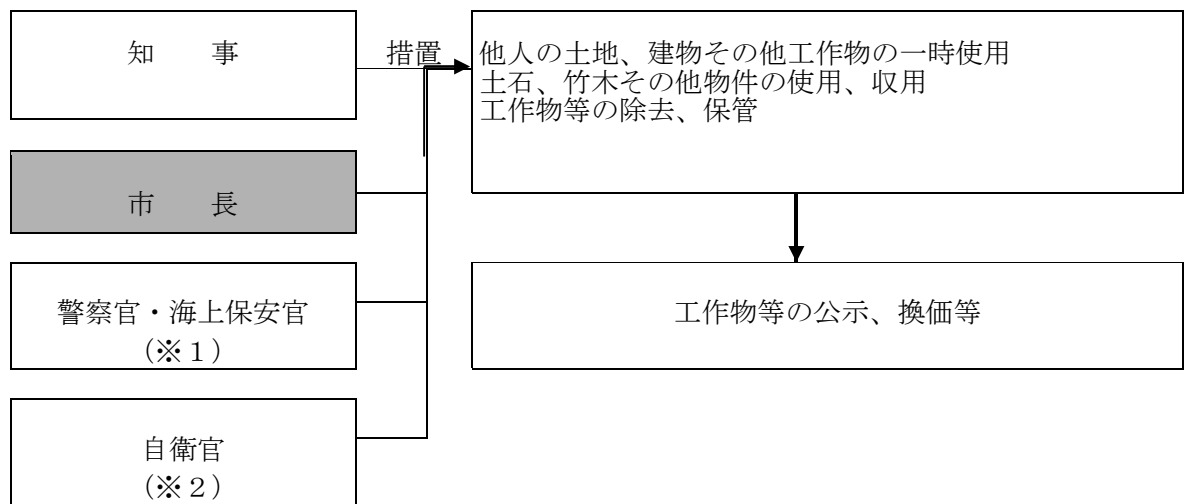
- 線・広報車等を活用し、住民に広報・周知
- 3 警戒区域の近辺・経路等には、必要と認める場所に職員を配置するなど車両及び住民が立ち入らない措置を実施
 - 4 併せて警察署に対し、交通規制など必要な措置を要請

f 応急公用負担（法第 113 条）

市長（都市整備部）は、武力攻撃災害が発生又は発生しようとしている場合において、武力攻撃災害対処処置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用若しくは収用します。

また、武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置を講じます。

本職権は国民の財産に重大な制約を加えるものであることから、その行使は必生最小限のものに限ります。



※1 市長、知事による応急公用負担を待つかとまがないとき又は要請があったとき

※2 市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合

g 漂流物・沈没品の保管（法第 116 条）

通常、漂流物・沈没品については、**市町村長が引き渡しを受け保管等の処理**をすることとされています（水難救護法第 29 条第 1 項）が、**武力攻撃災害が発生した場合、警察署長・境海上保安部長等は**、漂流物・沈没品を取り除いたときは、**当該物件を保管**することができることに留意します。

h 消防活動の実施

消防団は、発災時において、東部消防局と連携して住民や事業者に出火防止と初期消火を徹底するよう、あらゆる手段をもって呼びかけます。

また、避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、次の事項に留意して災害に即応した防除活動を行い、火災から住民の生命・財産を保護します。

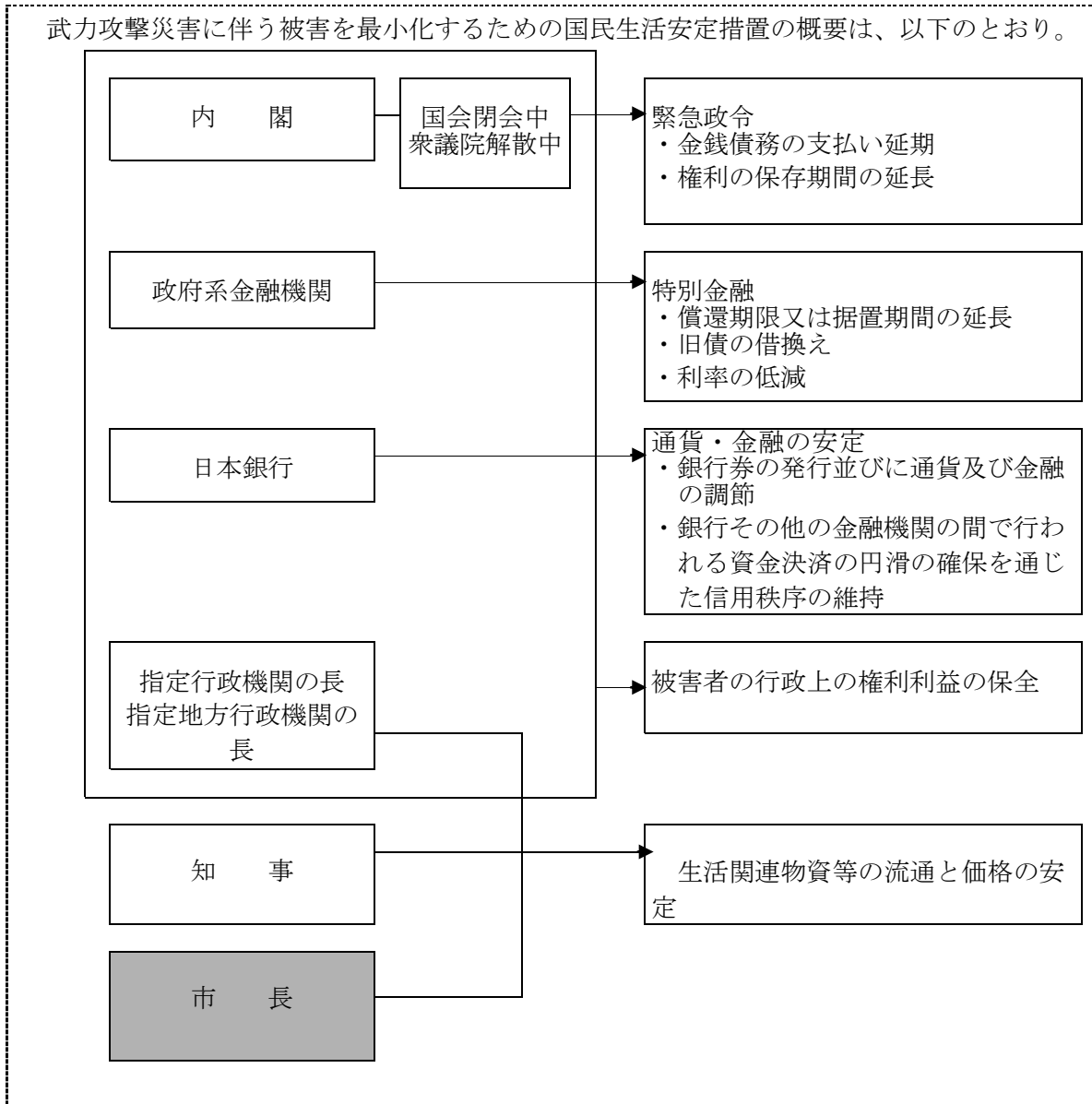
(a) 消火活動

(b) 被災者の搬送

エ 「国民生活の安定に関する措置等」

(ア) 国民生活の安定に関する措置（法第 129 条～第 133 条）

a 国民生活の安定に関する措置



市（危機管理部、企画推進部ほか担当部局）は、所管する国民生活安定措置を実施するとともに、国民生活安定措置全体について広く住民に周知し、冷静な対応を呼びかけます。また、必要に応じて、権限を有する機関に国民生活安定措置の実施を要請します。

b 生活関連物資等の流通と価格の安定

県（生活環境部）は、次の法律等に基づき、必要なときは価格安定措置を実施することとされています。

法令	価格安定措置
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)	<p>国が買い占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事業所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め防止法第4条第1項）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する受け渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）</p> <p>エ 受け渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項・第5項）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項・第2項）</p>
国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)	<p>国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で指定物資（特に価格の安定を図るべき物資）を指定した場合は、県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項・第3項）</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対して規定の価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条第1項・第2項）</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）</p>
物価統制令(昭和21年勅令第118号)	<p>国が物価統制令第4条及び同令第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p> <p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可(物価統制令第3条第1項但書)</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可（物価統制令第8条の2但書）</p>

	また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿書類等の検査を実施する。(物価統制令第30条第1項)
--	--

c 住民の生活との関連性が高い物資などの例

食品関連	<input type="checkbox"/> 水	
	食 品	<input type="checkbox"/> 米 <input type="checkbox"/> 肉、果物、野菜の缶詰 <input type="checkbox"/> 缶ジュース <input type="checkbox"/> 保存のきく低温殺菌牛乳 <input type="checkbox"/> 高エネルギー食品 <input type="checkbox"/> ビタミン剤
	その他	<input type="checkbox"/> 缶切 <input type="checkbox"/> 炊事セット、紙コップ、紙皿、プラスチック製台所用品 <input type="checkbox"/> アルミホイル <input type="checkbox"/> プラスチック製の保存用容器
衛生関連	救急関連	<input type="checkbox"/> 滅菌手袋 <input type="checkbox"/> 止血用ガーゼ <input type="checkbox"/> 消毒用の洗剤、石けん、抗菌タオル <input type="checkbox"/> 感染を防ぐための火傷用軟膏 <input type="checkbox"/> サイズが豊富な絆創膏
	薬	<input type="checkbox"/> 痛みどめの錠剤 <input type="checkbox"/> 軽い鎮痛剤 <input type="checkbox"/> 悪寒、下痢、便秘などをとめる薬 <input type="checkbox"/> 傷口の消毒薬 ※ (処方箋なしで入手できる薬)
	衛生用品	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> 女性用生理用品 <input type="checkbox"/> 個人用衛生用品 <input type="checkbox"/> プラスチックのごみ袋とひも <input type="checkbox"/> 固いふたの付いたプラスチックのバケツ <input type="checkbox"/> 消毒薬 <input type="checkbox"/> 家庭用の塩素系漂白剤
乳幼児用	<input type="checkbox"/> 乳幼児用食品 (アレルギー対応食品を含む) <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> ほ乳びん <input type="checkbox"/> 粉ミルク (アレルギー対応粉ミルクを含む) <input type="checkbox"/> 薬	

	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> おむつかぶれ用の軟膏
その他	<input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 燃料（灯油、ガソリン、軽油） <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 衣類

(イ) 生活基盤等の確保に関する措置（法第 134 条～第 138 条）

a 市（健康こども部、下水道部、農林水産部、都市整備部、市立病院、水道局）は、上下水道、市立病院における医療・助産等を確保するとともにライフライン事業者である指定（地方）公共機関等と連携して市内のライフライン等を確保し、市民生活の安定を図ります。

事業者等	ライフライン等の確保	備 考
電気事業者 ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第 134 条)	・ 停電時の電力の融通、送電停止等の危険 予防処置、関係機関等の連携体制の確立等 ・ 火気使用禁止、供給停止等の危険予防措 置、関係機関等の連携体制の確立等
水道事業者 水道用水事業者 工業用水事業者	水の安定的供給 (法第 134 条)	・ 給水、消毒その他衛生上の措置、給水の 緊急停止等
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第 135 条)	・ 施設の状況確認、旅客施設における秩序 維持等 ・ 避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法第 71 条、第 79 条)
電気通信事業者	通信確保 (法第 135 条)	・ 臨時回線の設定、災害対策用設備の運用 等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特 定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法第 8 条)
郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第 135 条)	・ 信書等の送達確保、窓口業務の維持等
病院 その他医療機関	医療の確保 (法第 136 条)	・ 医療機関の開業時間延長、医療施設の安 全性確保、救急患者等の搬送体制確保等
河川管理施設、道 路、港湾、空港の 管理者	施設の適切な管理 (法第 137 条)	・ 施設の維持管理等
災害に関する研究 機関等	指導・助言、その他の援助 (法第 138 条)	・ 武力攻撃災害の防除、軽減、復旧

b 混乱の防止

市長（危機管理部、企画推進部）は、住民等の独自避難、交通渋滞・事故等の発生、治安の悪化・パニック等に対処するため、県、東部消防局、警察署、消防団、自治会、自主防災

組織等と連携し、必要な措置を行います。

また、関係機関は、以下のとおり必要な措置を行うこととされています。

機 関	内 容
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一報など情報の収集及び関係機関との情報共有 2 住民への情報提供と冷静な対応の呼びかけ 3 応急復旧、退避の指示その他応急の対策 4 消防団、自主防災組織等によるパトロール、広報等の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 各機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案、実施 2 混乱防止に関する情報の収集及び分析 3 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 4 その他必要事項
警察本部	<p>1 情報の収集と広報活動 警報発令後は、あらゆる手段を用い正確な情報の収集に努めるとともに、住民、車両運転者等に対して冷静な対応を呼びかけ</p> <p>2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理・誘導を実施</p> <p>3 パトロールの強化など</p>
運送事業者である指定(地方)公共機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、運行計画を周知するよう努める 2 旅客扱い等の要員の増強を図るよう努める 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとるよう努める <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の沈静化を図ること (2) 改札制限の実施と併せて、状況判断を早めに行い、旅客迂回誘導、一方通行等を実施すること (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請すること
電気通信事業者である指定公共機関	<p>県は、以下の事項について必要に応じて電気通信事業者である指定公共機関に協力を依頼</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信の確保のため必要な措置 2 対策要員の確保 3 武力攻撃災害時における災害対策用資機材等の配備 4 通信施設、設備等の巡視と点検 5 工事中の設備に対する安全措置

(4) 緊急対処事態への対処 (法第 172 条～第 183 条、国基本指針第 5 章)

ア 緊急対処事態とは

緊急対処事態は、**武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷**する行為が発生した場合又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (後日、武力攻

撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で**国家として緊急に対処することが必要な事態**のことであり、緊急対処事態が認定されたときは、緊急対処保護措置を総合的に推進することになります。

イ 緊急対処事態の事態例

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、**第2章**に記載のとおりです。

ウ 緊急対処保護措置

緊急対処保護措置が行われる場合は、市国民保護計画の「**武力攻撃事態等**」を「**緊急対処事態**」に、「**国民保護措置**」を「**緊急対処保護措置**」に読み替えて使用します。

第7章 避難住民の救援に関する措置

市は、救援を迅速に行うため必要があると認められるときは、知事から指示された救援の実施に関する事務の一部を行うほか、知事が行う救援を補助します。

1 施設

(1) 市が管理する施設及び設備の整備・点検等

ア 施設及び設備の整備及び点検

市は、管理する施設及び設備の整備・点検に当たっては、防災・国民保護等の視点も念頭に置きながら行うものとします。

イ ライフライン施設の機能性の確保

市は、管理する上下水道について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めます。

ウ 復旧のための各種資料等の整備等

市は、管理する施設の的確かつ迅速な復旧のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータベースを活用しつつ整備し、適切に保存するとともに、バックアップ体制を整備します。

(2) 建物

ア 建物の建設の要領

市長（総務部、福祉部、下水道部、都市整備部）は、国民保護措置上必要とする施設及び附属施設を建設、維持します。

また、県（福祉保健部、生活環境部、県土整備部）などに対して市内の被災情報、避難住民の受入状況などの情報を提供し、必要な建物を建設するよう要請します。

イ 建物の建設に関する計画

県は、建物の建設に当たり、全県的な収容施設建設計画を作成することとされています。

市（総務部、都市整備部）は、全県的な収容施設建設計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、市内における施設の建設に関する計画を作成します。

計画の作成に当たっては、状況の変化に対応できるよう建設する施設の種類・配置等の融通性を考慮し、設計の標準化と既存施設の有効利用により効率的な業務を行います。

ウ 市が建設又は建設を要請する施設の種類

- (ア) 避難所
- (イ) 臨時医療施設
- (ウ) 医療施設
- (エ) 応急仮設住宅
- (オ) 応急教育施設

(3) 土地

ア 土地利用の要領

県（県土整備部）は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地を、原則として占有者等の同意を得て使用することとされています。（法第 82 条）

市（都市整備部）は、候補となる土地の調査・情報提供、占有者などへの斡旋等により、土地等の使用を支援します。

イ 土地利用の計画

県は、土地の使用に当たっては、全県的な土地利用計画を作成することとされています。

市（都市整備部）は、全県的な土地利用計画の作成に当たり県との連絡調整を行うとともに、市内における土地の使用に関する計画を作成します。

土地の選定に当たっては、ライフラインの整備・復旧の状況に留意します。

ウ 土地利用の一般要領

(ア) 土地の占有者等の同意

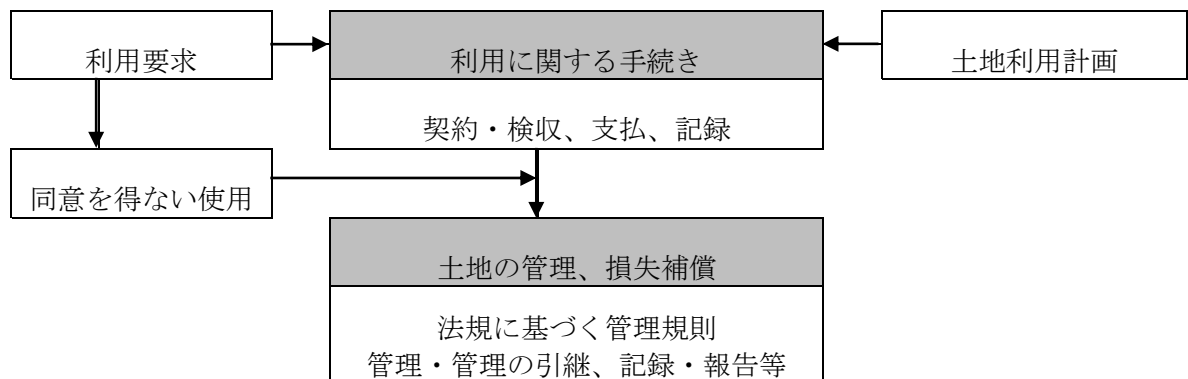
市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、土地の占有者等に対し、土地の使用について同意を求めます。（法第 82 条第 1 項、第 83 条）

(イ) 同意を得ない土地の使用

市長は、土地の占有者が正当な理由がないのに同意しないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を交付して土地を使用します。（法第 82 条第 2 項、第 83 条）

(ウ) 立入検査

市長は、土地の使用のため必要があるときは、占有者等に通知の上、職員に当該土地の立入検査を行わせます。（法第 84 条）



(4) 避難施設の指定・管理

ア 避難施設の指定

(ア) 避難施設の指定の要領

知事（危機管理局）は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て避難施設を指定し、避難施設を確保することとされています。

市長（総務部）は、市内の候補施設の選定などについて県（危機管理局）と連絡調整を行い、必要な協力を実施します。

(イ) 避難施設に備えるべき要件等

避難施設が備えるべき要件等については、次のとおりです。

要件	内 容
安全性	<p>1 火災に対する安全性（避難施設消防基準） 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難施設内で人体の安全を確保するため、輻射熱の影響も考慮して、ある程度以上の広さの空地を有すること</p> <p>2 洪水、高潮に対する安全性 沿岸部及び河川の流域にあっては、洪水・高潮による危険性を考慮し、ある程度標高が高い地域であること</p> <p>3 土砂災害に対する安全性 急傾斜の付近にあっては、土砂災害の危険性を考慮し、ある程度急傾斜地から離れた場所であること</p> <p>4 建物の安全性 避難施設は、原則として、耐震・耐火、鉄筋構造を備えること（コンクリート造の建物を優先）</p> <p>5 周辺の安全性 避難施設周辺に、火災・爆発等の危険の大きな工場等がないこと</p>
公共性・地域性	<p>1 公共施設 避難施設は、いつでも避難所として活用できるとともに付近住民により認知されていることが必要なので、公的施設等（学校・公民館等）を優先的に活用すること</p> <p>2 その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会・学区等を単位とすること</p> <p>3 交通 交通の便がよく、車両等による避難や物資の供給が比較的容易な場所にあること</p>
生活必需品等の確保	<p>1 生活必需品等の確保 避難施設には長時間滞在することが予測されるので、食品・飲料水、医薬品等最低限の生活必需品の供給が容易にできる場所とすること</p> <p>2 ライフラインの確保 電気、上下水道、ガス、電話、冷暖房、情報機器が確保・供給できること</p> <p>3 出入口等の確保 物資等の搬入・搬出、避難住民等の出入りに適した構造・設備を有すること</p>
衛生環境	<p>1 概ね居室3. 3㎡あたり2人の広さが確保できること</p> <p>2 汚水・し尿、廃棄物等が処理できること</p> <p>3 医療、助産が提供できること</p>
その他	<p>1 トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意すること</p> <p>2 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等の調査を実施すること</p>

市は、県の指定に当たり、地域防災計画で指定された避難施設の活用に努めます。

イ 避難施設の管理

知事（危機管理局）は、避難施設の改廃等の状況を管理することとされており、指定された避難施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行うこととされています。

市長（福祉部）は、市内の避難施設について状況を把握し、市所管の避難施設について維持管理に努めるとともに、**変更等の届出**については確認の上、**知事へ送達**します。

(ア) 施設の廃止

(イ) 用途の変更

(ウ) 改築

(エ) **重要な変更**（避難住民等の受入又は救援の用に供すべき部分の総面積の 1/10 以上の増減等）

ウ 避難施設指定・改廃の通知

知事（危機管理局）は、避難施設を指定・変更したときには、市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知することとされています。（法第 149 条）

市長（危機管理部）は、知事から通知を受けて、市内の避難施設について消防団、自治会、住民へ周知します。

エ 避難施設の安全と運営方法の確保

(ア) **避難施設の消防基準**

知事（危機管理局）は、消防法に準拠して臨時の収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めることとされています。（法第 89 条）

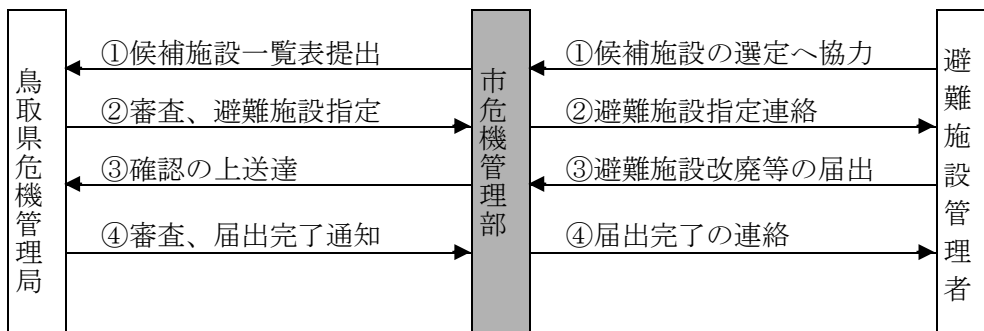
市長（総務部）は、市所管の避難施設について同基準に基づいて整備するとともに、市内の避難施設の整備状況を把握します。

(イ) **避難施設の管理運営**

知事（福祉保健部）は、その他臨時の収容施設等における災害を防止するとともに公共の安全を確保するため、避難施設管理運営指針及びマニュアルを作成することとされています。

市長（福祉部）は、同指針及びマニュアルに則り、避難施設を管理・運営します。

オ 避難施設指定・管理の手順



段階	要 領
指定	1 県（危機管理局）は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力の求め

	<p>2 市（危機管理部）は、市内の候補地について、政令で定められた基準により調査の上、県へ報告</p> <p>3 県は、審査を行い、管理者の同意を得た上で避難施設を指定し、施設管理者・市町村等へ通知</p> <p>4 県は、指定を行った避難施設について、消防庁避難施設データベースに登録・修正し、有事の際の情報の共有化に努めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】</p> <p>◎施設名称</p> <p>◎管理者の名称</p> <p>◎施設所在地（郵便番号、住所）</p> <p>◎連絡先（電話番号、ファックス番号）</p> <p>◎管理者の連絡先（電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス）</p> <p>◎施設の管理者の属性（公、私）</p> <p>◎構造（コンクリート造、その他）</p> <p>◎宿泊・炊出し等に使用可能な部分の面積（屋内（㎡）、屋外（㎡））</p> <p>◎収容人員（屋内（人）、屋外（人））</p> <p>○保有施設等（トイレ、入浴施設（シャワー設備を含む）、給食設備、バリアフリー化の状況など）</p> <p>○災害対策の避難場所の指定の有無</p> <p>○備考（大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無など）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>◎：必須項目、○：任意項目</p> </div>
<p>管理</p>	<p>1 避難施設として指定を受けた施設管理者は、施設に政令に定める重要な変更を加えようとするときは、市町村を通じて県（危機管理局）に届け出ます。</p> <p>2 市（危機管理部）は、変更の届け出を受けた内容を確認の上、県へ送達します。</p> <p>3 県は、届け出の内容を審査し、市町村を通じて審査結果を通知します。</p> <p>4 県は、避難施設の重要な変更事項を消防庁避難施設データベースに登録します。</p>
<p>整備</p>	<p>○市（危機管理部、都市整備部）は、住民の避難施設確保のため、県（危機管理局）に対し、市内の施設情報の提供又は避難施設の指定の要請を実施します。</p>
<p>点検</p>	<p>○市（危機管理部）は、年に一度、市内の避難施設の管理状況について、施設管理者の報告を取りまとめて県（危機管理局）に送達します。</p>

(5) 復旧等

ア 応急復旧（法第 139 条）

武力攻撃災害によって被害が生じた施設・設備について、その機能を暫定的に回復するため必要な修繕などの処置を講じます。

(ア) 市が管理する施設、設備の緊急点検等

市が管理する施設・設備の被害状況について緊急点検を実施し、災害の拡大防止、被災者の救助・避難及び救援を最優先に応急の復旧を行います。

(イ) 通信設備の応急復旧

市の通信設備に被害が発生した場合には、予備設備・代替通信手段の使用等により通信を維持するとともに、保守要員により速やかな復旧に努めます。

(ウ) ライフラインの応急復旧

市が管理する上下水道施設について、速やかに被害状況を把握し、応急復旧による機能回復・維持に努めるとともに、市内における電気・ガス・通信等の被害状況を把握してライフライン事業者と連絡し、応急復旧を要請します。

(エ) 運送路等の応急の復旧

市内の避難住民の誘導に要する市道の被害状況を把握し、障害物の除去その他避難住民等の運送確保に必要な応急復旧を実施します。

また、市内の道路・鉄道・空港・港湾・漁港等について、県に応急復旧とそのための総合調整を要請します。

(オ) 応急復旧に関する支援の求め（法第 140 条）

市（危機管理部ほか担当部局）は、応急復旧措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に必要な人員・資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求めます。

イ 復旧（法第 141 条）

武力攻撃災害により被害が生じた施設について、その機能を完全に復旧するため必要な措置を講じます。基本的には、武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されることとされており、国が示す方針に基づいて実施します。

2 備蓄・救援物資

(1) 備蓄

ア 備蓄の基本的考え方

(ア) 備蓄の基本想定

- a 避難所での炊出し等の態勢が整うまでの間を3日間と想定し、その間は県及び市の備蓄又は調達する食品等を支給することとします。
- b 市（総務部）は、県と協力して、避難所への運送などが可能となった以降は、米飯による炊出し等を行うための調達体制と被災者の多様な食品需要に応えるための弁当・おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。このため、市内の物資の支給が迅速にできるよう備蓄・調達体制を整えます。

(イ) 連携備蓄と不足する物資の調達

県（危機管理局）は、連携備蓄については、**一元的に運用**することとされています。
 また、**県（各部局）**は、不足する物資等については、原則として国や他の都道府県、あらかじめ協力依頼している業界などに供給を要請することとされています。

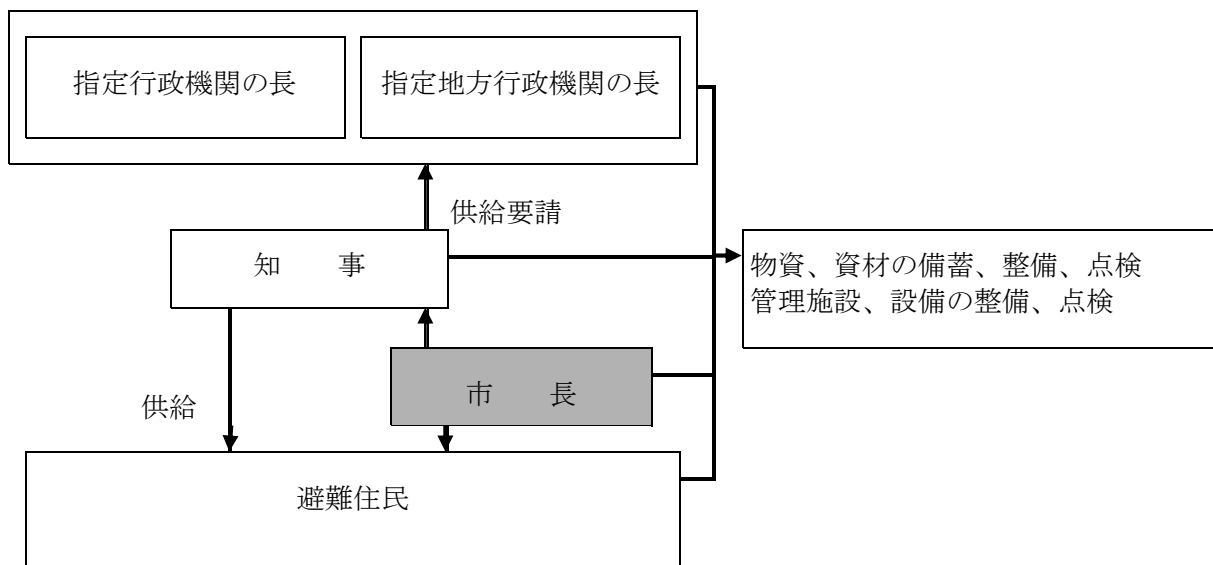
市（危機管理部）は、県・県内市町村との連携備蓄を行うとともに、連携備蓄の運用、不足物資の調達等について、必要に応じ県（危機管理局）に対し、要請を行います。

(ウ) 備蓄の普及啓発

市（総務部、企画推進部）は、事業所等での食品等の備蓄、各家庭における**3日間の備蓄**などを普及啓発します。

イ 備蓄の要領

備蓄要領は、以下のとおりです。



ウ 備蓄に係る注意事項

(ア) 食品などの備蓄の多様化

食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカー・レトルト食品やアレルギー対応食品などについても備蓄します。

(イ) 医薬品などの備蓄

平素からNBCR攻撃も想定しつつ、必要な医薬品・医療用資機材等の備蓄に努めます。
 また、武力攻撃事態等において、特に必要となる資機材について、備蓄・調達体制を整備します。

エ 県・国・その他関係機関との連携

(ア) 市（危機管理部、総務部、都市整備部）による備蓄

国民保護措置に必要な資機材について、県・国・その他関係機関と連携しつつ備蓄、整備します。

(イ) 県による備蓄
 広域的な見地から市町村備蓄を補完するとともに、滞在者等に対応するための食品などについても備蓄を推進することとされています。

(ウ) 国による備蓄

以下の資機材については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行い、**県は、**国の整備状況等も踏まえ、国と連携しつつ対応することとされています。

a 国が整備や整備の促進に努めることとされているもの

化学防護服、放射線測定装置等の資機材

b 国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるもの

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等

(2) 救援物資の取扱い

武力攻撃災害に際しては、食品、衣類、医薬品などについて、多くの救援物資が届けられることが考えられますが、その際、避難所でのニーズとの相違、分配の労力及び手段などの問題も予想されます。

このため、**知事（商工労働部）**は、県内への救援物資については、原則として、一元的に受入れ・仕分け、避難所への配送等の体制を整備することとされています。

市長（危機管理部、総務部、福祉部）は、県（商工労働部）から救援物資の斡旋を受け、各避難所のニーズを取りまとめて県（商工労働部）に報告するとともに、受入れの日時、場所及び運送経路などを連絡します。救援物資については、原則として**避難所への直送を依頼**します。

3 補給支援**(1) 補給****ア 補給所要量の決定**

(ア) **市（危機管理部、総務部）**は、平素から避難・避難生活間の補給品の必要量を見積り、備蓄量との調整を図るとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議し検討します。

(イ) **市（危機管理部、総務部）**は、避難・避難生活の際には、避難住民数、避難状況、避難期間、地域の特性、天候、季節等を考慮して補給品の必要量の見積りを修正し、所要量を決定するとともに、その取得量と取得方法について県その他関係機関・団体と協議し決定します。

イ 取得**(ア) 補給品の取得**

市（総務部）は、補給品は原則として県等から取得し、必要に応じ現地調達します。

(イ) 各避難所の取得**a 請求補給**

各避難所は、補給品目ごとに請求票により市に請求を行います。

b 推進補給

県・市は、避難所が請求を行えない場合あるいは定期的に消費する補給品については、計画に従い自動的に補給を行います。

ウ 配 分

県は、取得した補給品を**緊急物資集積地域**に集積し、**緊急物資集積所**を経由して避難住民に配布することとされています

市（総務部）は、情報の取りまとめ・提供など県の配布に協力し、補給品を受け入れます。

一次集合場所・避難所では、取得した補給品を受領・保管し、避難住民に配布します。

（２）「補給支援組織」の構成

県は、以下のとおり「補給支援組織」を設け、補給を支援することとされています。

ア 緊急物資集積地域

鳥取県**東部地区**あるいは**西部地区**（要避難地域を除く）に、緊急物資集積地域を設定し**空路・海路・陸路からの緊急物資を集積**します。

イ 緊急物資集積所

避難先地域に緊急物資集積所を設け、各避難所等に対する**物資補給基地**として運用します。

ウ 補給支援センター

緊急物資集積地域と**緊急物資集積所**の補給及び運送の**管理運営**を行います。

エ 補給幹線

緊急物資集積地域と**緊急物資集積所**を**結ぶ路線**のうち、**常時確保**する必要のある路線を**補給幹線**として指定します。

市（危機管理部、総務部）は、県との連絡調整、市内における県の「補給支援組織」の設置・維持運営の支援などを行います。

（３）補給品

ア 補給品の特性

品 名	特 性
食 品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費 2 避難開始当初は備蓄を使用するが、基本的には避難先地域での計画的な確保が必要 3 アレルギー対応食品など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。
燃 料	1 常続的に必要だが、必要量は避難の規模、季節等により差異 2 運送、保館の際は火災・爆発の予防等に留意する必要 3 基本的に、給油所あるいは追走により配分
復 旧 資材等	1 武力攻撃災害の状況に応じて大きく変化。特に、復旧に必要な資器材は、需要がひっ迫することが予想されるため、あらかじめ調整が必要 2 応急復旧資材は、平素から準備し、計画的に分散させておくことが必要
日用・ 嗜好品	1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費 2 避難が長期になる場合は、避難生活を安定させるため計画的に補給することが必要
衛 生 資機材	1 必要量は救援者の発生数により大きく変動 2 一部、避難先地域での調達が可能だが、大部分は追送する必要がある。特に、感染症のワクチン等については、国による備蓄品の調達が必要

飲料水	<p>1 季節及び状況によって必要量に差異</p> <p>2 給水施設を利用できない場合は、避難住民数に応じて、給水車等による給水を実施</p> <p>3 給水施設位置の把握と汚染された水源の検知が必要</p>
-----	---

イ 各補給品の補給業務

品名	補給業務	
食 品 取 得	必要量	○補給所要量：避難住民等の人数に応じて決定
		<p>1 当初の段階</p> <p>(1) 備蓄食品の提供 連携備蓄については、県が、一元的に運用</p> <p>(2) 加工食品の調達 補給支援体制が整うのに伴い、弁当・おにぎり等の加工食品を配分。 このため県は、各業者の調達数量を決定して発注</p> <p>市（総務部）は、食品の必要量を見積り、県（農林水産部）に対し請求するとともに、連携備蓄の運用に協力します。</p> <p>2 炊出しの体制完了以降の段階（3日目以降と想定）</p> <p>(1) 主食の調達（米穀） 米穀は、県が鳥取中国四国農政局鳥取支局と調整して精米卸売業者を決定して供給を要請 県は、避難所等の体制が整い、炊出しが可能となった段階で精米の調達・提供を開始 また、米穀が不足する場合は、パン、即席麺等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達、他都道府県への応援要請等を実施</p> <p>(2) 副食の調達 副食品や調味料等は、県が流通備蓄（ランニングストック）方式により調達。不足する場合は、協定業者から調達又は他都道府県等へ応援を要請</p> <p>(3) 生鮮食品の調達 生鮮食品は、県が協定業者から調達又は他都道府県等へ応援を要請</p> <p>(4) 調製粉乳等の調達 乳幼児用調整粉乳・ほ乳びん、乳幼児用食品等の確保は、県が流通備蓄（ランニングストック）方式により調達</p> <p>市（総務部）は、市内における炊出し等について協力を要請するとともに、主食等の必要量を取りまとめ県（農林水産部）に請求します。 この際、アレルギー対応食品の調達に留意します。</p>

	配分	<p>○通常毎日、食品を緊急物資集積所で荷分けし、避難所に運搬交付</p> <p>○各避難所は、食品請求票を作成し、県対策本部（補給支援センター）へ提出</p> <p>県対策本部は、避難住民等の人数に応じた調達計画を作成するとともに、指定行政機関・他都道府県等に対して不足する食品の提供を要請</p>
飲料水	必要量	<p>○避難所における飲料水の給水基準：1日3リットル／1人</p> <p>1 県は、以下のとおり飲料水の補給業務を実施</p> <p>(1) 給水状況や住民の避難生活状況等必要な情報を把握し、「応急給水計画」を定め、給水体制を確立</p> <p>(2) 給水拠点や医療施設等については、給水タンク・ポリ容器等の応急給水用資機材を活用し、車両等によって運送</p> <p>(3) 道路障害除去が遅れ運送が困難となる場合は、直ちに道路管理者に運送路の確保を要請</p> <p>2 市（水道局）は、以下のとおり飲料水の補給業務を補助又は実施します。</p> <p>(1) 水道事業者等として、水道施設・給水車等を活用し、飲料水を補給</p> <p>(2) 市内情報の集約・提供、給水の受入等</p> <p>(3) 給水が可能となるまでの間、受水槽の水・ろ水器・浄水剤等により、井戸・プールの水を使用するなどあらゆる方法により飲料水を確保</p>
	取得	○ 給水施設又は給水車両 により取得、なお、給水施設・給水車両による取得が不可能な場合、 備蓄などの携帯型飲料ボトル により取得
	配分	<p>県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水などを実施</p> <p>○市（総務部、福祉部、健康こども部、水道局）は、医療施設・福祉施設などから緊急要請があった場合は、県に対して車両運送による応急給水を要請</p>
燃料	必要量	○ 市（総務部、福祉部）は、避難所ストーブ、発電機、投光機などの設置状況から補給所要量を見積り、各避難所の状況を確認
	取得	○原則として県の調整により燃料業者から 燃料施設・燃料用車両等 により取得
	配分	○燃料用車両、ドラム缶・燃料携行缶等により避難所に運搬交付、 ○ 各避難所は、燃料請求票を作成して県対策本部（補給支援センター）へ提出、特別な状況（寒暖の差等）を除き避難住民に平等に行き渡るように配分
仮設トイレ	必要量	○避難住民等の人数、内訳に応じて、補給所要量を決定
	取得	○ 市は、当初は県の備蓄資機材により対応し、不足する場合は県（生活環境部）に対して仮設トイレ等の配分を要請
	配分	○特別な状況（男女の人数差等）を除き避難住民に平等に行き渡るように配分
応急復旧	必要量	○ 市（都市整備部）は、市内応急復旧作業状況を把握し、補給所要量を集計
	取得	○原則として県の調整により建設資機材業者等から取得

資機材等	配 分	○原則として応急復旧作業の現場への直送により配分
日用 嗜好 品等	必要量	○市（福祉部）は、各避難所のニーズを把握し、補給所要品目・量を集計
	取 得	○原則として県の調整により業者等から取得
	配 分	○急を要するものを除き、随時食品等を同様に配分
その他の 補給品	必要量	○市（総務部）は、市内の状況を取りまとめ、所要品目・量を県に連絡
	取 得	県は、各協定業者から必要な補給品を購入又は他都道府県・指定地方公共機関その他の関係機関・団体等へ協力を求める
	配 分	県は、補給品を緊急物資集積地域に一旦集積し、緊急物資集積所を通じて各避難所へ配分 市（総務部）は、市内の補給品の配分について、県との連絡調整・情報提供など必要な支援を実施。また、緊急物資集積所を補助

(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保

知事は、補給品の確保について、原則として連携備蓄の運用・流通商品の確保などにより一元的に実施することとされています。

また、知事は、次の物資（特定物資、法81）について必要だと認めるときは、以下のとおり業者に売渡要請等を行うこととされています。

ア 知事の売渡請求などの対象となる商品（特定物資）（法第81条、令第12条）

特定物資	備 考
1 医薬品	
2 食 品	
3 寝 具	
4 医療機器・ 衛生用品	・注射器、メス、聴診器等（薬事法2） ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等
5 飲料水	・ペットボトル水等
6 被服、生活 必需品	・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） 炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） 光熱材料（マッチ等）
7 建設資材	・木材、鉄材、コンクリート、ガラスその他 (避難住民等の収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なものに限定)
8 燃 料	・ガソリン、灯油、軽油、プロパンガス等

9 その他救援の実施に必要で内閣総理大臣が定めるもの

イ 知事の売渡し要請等の一般要領**(ア) 売渡し要請（法第 81 条第 1 項）**

知事（各部局）は、救援を行うため必要があると認めるときは、特定物資の所有者に対して特定物資の売渡しを要請することとされています。

(イ) 収用（法第 81 条第 2 項、第 83 条）

知事（各部局）は、特定物資の所有者が正当の理由がないのに売渡し要請に応じないときで、救援を行うため特に必要があると認める場合は、公用令書を公布して特定物資を収用することとされています。

(ウ) 保管命令（法第 81 条第 3 項、第 83 条）

知事（各部局）は、救援を行うに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資の生産、集荷、販売、配分、保管、運送業者に対し、公用令書を公布して特定物資の保管を命ずることとされています。

(エ) 立入検査（法第 84 条第 1 項・第 2 項）

a **知事（各部局）は**、特定物資の収用、保管命令のため必要があるときは、管理者に通知の上、職員に特定物資保管・所在場所等への物資状況の立入検査を行わせることとされています。

b **知事（各部局）は**、特定物資の保管を命令したときは、保管者に対し必要な報告を求め、又は管理者に通知の上、職員に保管場所への保管状況の立入検査を行わせることとされています。

(オ) 収用、保管命令の要請等

知事（各部局）は、救援を行うため特に必要があるときは、指定（地方）行政機関に対し、特定物資の収用、保管命令等を要請することとされています。

市（危機管理部、総務部）は、避難、救援に必要な補給品について必要があると認めるときは、知事に対して確保及び特定物資の売渡し要請等の措置を求めるとともに、救援の実施の委託を受けている場合においては、業者に対する売渡し要請などを実施します。

4 運送**(1) 運送の一般的要領**

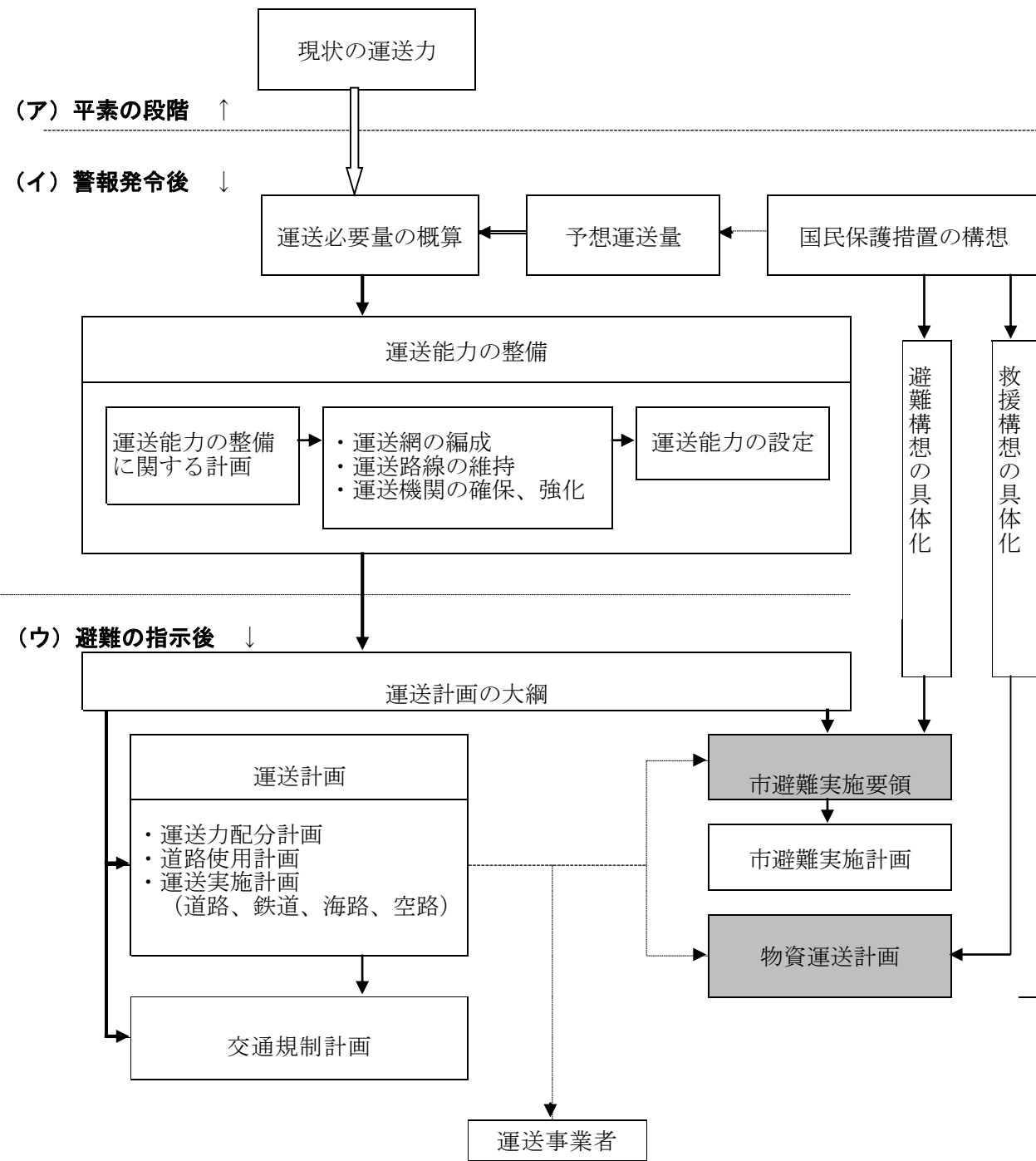
県（地域振興部、商工労働部）は、避難住民及び緊急物資の運送は、原則として、指定（地方）公共機関である運送業者と運送契約を行い、一元的に運用することとされています。

また、**県対策本部長は**、正当な理由なく運送が行われない場合、指定地方公共機関に対し総合調整等を行い、なおも運送が行われない場合は、知事が指定地方公共機関に是正の指示（指定公共機関については、国対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による是正指示）を行うこととされています。（法第 72 条、第 73 条）

ア **市（危機管理部、総務部）は**、平素から市内地区ごとに住民避難に必要な運送手段を見積り、運送手段の的確かつ迅速な確保についてあらかじめ県と協議・検討します。

イ 市は、住民避難の際、県に対し必要な運送手段の配分を要請し、目標地点や経路等の連絡調整を行います。

ウ 市は、県による運送計画が示された場合、これを受けて市内地区（地域）ごとに運送手段を配分・運用するとともに、職員による運送車両の誘導を行うなど、適時適切な支援を実施します。



(2) 運送手段

避難のための運送手段は、事態の状況に応じて設定されます。各運送手段の一般的特性は次のとおりです。

手段	特 性		選定上の留意事項
	長 所	短 所	
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的軽易に利用 ・状況の変化に即応できる可能性が有 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行の集中する地域において混雑を起こす ・気象、頻雑な通行等により破損する ・敵の攻撃に対して脆弱 ・道路管理者が異なり、調整に時間を要する 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路規制の実施 ・継続的な補修等 ・警戒、防護の処置 ・関係機関との調整
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した大運送力 ・長距離運送に適した効率的な運送手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・線路等に制約され、移動の柔軟性に欠ける ・修理には、技術、作業力、資材等が必要 ・橋、トンネル、操車場等は攻撃目標の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の協力を得て最大限に活用 ・重要箇所の警戒防護、応急復旧、補助手段等の措置
海路	<ul style="list-style-type: none"> ・長距離、大量の一括運送に適 	<ul style="list-style-type: none"> ・速度が比較的遅い ・港湾の施設、荷役、局地運送等の能力に制約 ・気象の影響を受ける可能性 ・攻撃目標の可能性 ・運送実施のための組織が複雑 ・運送準備に多くの日時が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関等との綿密な調整 ・運送の計画及び手続の早期着手
空路	<ul style="list-style-type: none"> ・高速 ・経路の選定が自由 ・長距離及び応急的な運送に適 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象、飛行場、事態による制約 ・重量及び容積等の制限 ・飛行場は攻撃目標の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な時期、地点での重点的かつ効率的な実施

(3) 運送能力・運送所要の概算

ア 運送能力の概算

県（地域振興部、商工労働部）は、一元的に運用する運送手段の運送能力を、季節・時間別、場所別、運送手段別に明らかにし、この概算に基づいて補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

イ 運送所要の概算

県は、避難の指示に従い必要となる避難住民や救援に必要な物資の運送量を、季節・時間別、場所別、運送対象別に明らかにし、この概算に基づいて運送路線の維持、通信施設、補給支援組織の施設・人員・資機材、運送用燃料の補給を準備することとされています。

市（総務部）は、市内各地区（地域）単位で運送所要の見積を作成し、これに基づいて市内の住民避難に備えるとともに、県に報告します。

(4) 運送に関する計画

県・市は、国から避難措置の指示を受けた場合、以下のとおり運送に関する計画を作成します。

ア 運送計画

(ア) 運送力配分計画

県（地域振興部）は、避難措置の指示を受けて「運送力配分計画」を作成します。一定期間の運送の根拠となるもので、次の事項を定めます。

- 1 運送の対象となる避難住民
- 2 発地、着地
- 3 運送内容
- 4 運送時期、経路
- 5 運送担任機関

(イ) 道路使用計画

県（県土整備部）は、避難措置の指示を受け、特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針が定められたときは、これに沿って「道路使用計画」を作成します。交通規制の実施の基礎となるもので、次の事項を定めます。

- 1 使用する道路網、移動方向、路線の分類、橋梁の等級、その他道路制限、附帯施設、交通検問所、交通情報所
- 2 道路の利用の一般的優先順位
- 3 通行及び報告等の手続き
- 4 通信連絡手段
- 5 避難実施要領等作成の際の基準となる事項

(ウ) 運送実施計画

県（地域振興部）は、避難の指示を受け、「運送力配分計画」「道路使用計画」に基づいて「運送実施計画」を作成します。陸路を中心とした、避難住民・物資の運送に関する細部の実施要領を定めたもので、次の事項を定めます。

運送方法は、直通運送・中継運送・折返し運送とし、地形、事態の状況により適切な運送実施方法を計画します。

- 1 運送計画番号、市町村名
- 2 運送の担任
- 3 避難住民地区番号及び避難住民数
- 4 発着日時、発地・着地、経路、必要地点の通過日時等
- 5 物資、食品・衛生に関する事項
- 6 必要とする補給拠点業務

市（危機管理部、総務部）は、県、その他関係機関・団体との連携を強化し、県に経路情報等を提供するとともに、県作成の運送計画に基づき、市の避難実施要領等を作成します。

イ 交通規制計画

警察は、避難住民の運送等のルートを確保するため、広域的交通管理体制の整備に努めるとともに、一般通行車両の運行を禁止するなどの「交通規制計画」を作成することとされています。

「交通規制計画」は、避難の指示を受け、「運送実施計画」に基づき、道路管理者と協議して作

成するもので、次の事項を定めます。

- 1 交通規制路線、区間、迂回路
- 2 交通規制要員の配置
- 3 交通検問所の設置場所、要員・器材等
- 4 交通規制の広報の方法等
- 5 交通事故処理、道路障害物の除去等交通傷害の復旧対策
- 6 緊急通行車両の受付・確認要領、通行優先順位等
- 7 隣接県等に及ぶ広域交通規制

市（都市整備部、企画推進部）は、交通規制計画の作成に必要な**道路情報等**を提供するほか、交通規制について**住民へ周知**するとともに、避難住民の運送等の**ルート**を維持します。

ウ 物資運送計画

県（商工労働部）は、緊急物資の運送に当たっては、「運送実施計画」に準じて「**物資運送計画**」を定めることとされています。

（5）避難実施要領

ア 平素

市長（危機管理部）は、**県・警察署等関係機関の意見**を聞いた上で、あらかじめ「**避難実施要領のパターン**」を作成します。

作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急処理事態等の事態の類型別に作成するとともに、**避難行動要支援者**への対応、**天候・気象**（冬季や荒天時の対応）、**時間帯**（昼間、夜間）、**観光客・通勤者**への対応、**交通状況**（渋滞、事故など）等について配慮します。

イ 避難の指示の通知を受けた場合

市長（危機管理部）は、**避難の指示の通知**を受けた場合は、直ちに**県（危機管理局）・警察署**など関係機関と協議し、あらかじめ作成した「**避難実施要領のパターン**」に基づき、「**避難実施要領**」を策定します。

（ア）「避難実施要領」に含める事項

- a **避難の経路・避難の手段、その他避難の方法**に関する事項
- b **避難住民の誘導要領、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導**に関する事項
- c 避難の実施に関し**必要な事項**

（イ）「避難行動要支援者名簿」

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難行動要支援者に配慮した「**避難行動要支援者名簿**」を定める。

この際、市の「**避難行動要支援者名簿**」作成のための**避難行動要支援者に関する情報**（氏名、住所、情報連絡体制、必要な支援内容、支援者等）を平素から把握する体制を整備する場合は、**県作成の「災害時要援護者避難対策推進指針」**等に基づき行う。

(ウ) 「避難実施要領」作成の際の主な留意事項

市長（危機管理部）は、次の事項に留意して「避難実施要領」を作成します。この際、必要に応じ知事（危機管理局ほか各部局）などの支援を受けます。

項目	留意事項
●要避難地域及び避難住民誘導の実施単位	1 避難が必要な地域の住所 2 避難の実施単位 (自治会、大規模事業所、集客施設等)
●避難先	1 避難先の住所
●一次集合場所及び集合方法	1 避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一次集合場所等の住所及び場所名 2 一次集合場所への交通手段
●集合時間	1 避難住民の誘導の際の交通手段の出発時刻 2 避難住民の誘導を開始する時間
●集合に当たっての留意事項	1 集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認 2 集合に当たって避難住民の留意すべき事項
●避難の手段及び避難経路	1 集合後に実施する避難の交通手段 2 避難住民の誘導の開始時間及び避難経路等 3 避難住民の誘導の詳細
●市職員、消防団員の配置等	1 市職員の配置 2 消防団員の配置 3 担当業務及び連絡先等
●避難住民への情報提供	1 避難途中や避難所において行う情報提供について留意すべき事項
●避難行動要支援者への対応	1 避難行動要支援者への対応方法及び配慮事項
●要避難地域における残留者の確認	1 残留者の確認方法
●避難住民の誘導中の食品等の支援	1 誘導中の避難住民に対する食品、水、医療、情報等の支援内容
●避難住民の携行品、服装	1 避難住民の携行品、服装
●はぐれた際の緊急連絡先等	1 問題が発生した際の緊急連絡先

(6) 運送の実施

ア 運送業務

県（各部局）は、避難住民と物資の運送については、運送に関する計画に基づき、一元的に手配・調整を行うこととされています。

市は、県に対し経路情報など必要な情報を提供するとともに、県の作成した「運送計画」に基づいて市内の運送を計画・運用します。

イ 運送手続き

市（総務部）は、県（福祉保健部、地域振興部）に対し「運送請求票」を提出します。

運送請求票に記載する事項は次のとおりです。

- 1 運送手段
- 2 避難住民地区番号
- 3 避難住民数
- 4 発地・着地
- 5 乗車可能日時、必要に応じ希望到着日時
- 6 食品・衛生に関する事項
- 7 必要とする補給拠点業務

県（福祉保健部、地域振興部）は、各市町村の運送請求票に基づき、運送機関と調整して運送力配分計画を作成し、同計画をもって市町村に、避難方法等を指示することとされています。

ウ 交通規制の実施

警察は、「交通規制計画」に基づき以下のとおり交通規制を実施することとされています。

（ア）交通規制の実施（交通検問所）

警察は、交通規制計画に基づき交通検問所を設置し、次の業務を行うこととされています。

- 1 緊急通行車両の申請受付・確認
- 2 通行車両の確認・誘導
- 3 運送状況の把握・報告
- 4 交通規制の広報の手段
- 5 交通情報の収集と提供

（イ）交通技術指導所の設置

県（県土整備部）は、主要な橋梁、トンネル及び危険箇所交通技術指導所を設置し、通過車両に対して通過要領等の技術指導を実施し、警察の行う交通規制の技術的援助を行うとされています。

市は、情報の提供など交通規制を支援するとともに、交通規制などの情報について住民へ周知します。

（7）避難行動要支援者の運送

ア 特別の運送方法を必要とする避難行動要支援者の運送

県（福祉保健部、地域振興部）は、重篤患者など特別の運送方法を必要とする避難行動要支援者の運送については、あらかじめ定める「避難行動要支援者の避難に係る基準」に基づき、一元的に実施することとされています。

市（福祉部）は、県の「避難行動要支援者の避難に係る基準」により、医師の意見を聞くなどして運送対象者を決定し、「避難行動要支援者運送請求票」により県（福祉保健部、地域振興部）に運送を請求します。

県（福祉保健部、地域振興部）は、市町村から提出される「運送請求票」に基づき、避難行動要支援者の運送に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備することとされています。

市（福祉部）は、運送対象者を避難行動要支援者の運送に係る計画に示された地点までの運送を調整します。

イ 運送の方法

運送は、①車両・列車等による地上運送、②船舶による海上運送により実施することとされています。

この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ能率的な運送を行うこととされています。

ウ 基準に満たない避難行動要支援者の運送

市（福祉部）は、基準に満たない避難行動要支援者は、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て、誘導を実施します。

この際、必要に応じ優先避難、専用車両等の手配等を計画・実施します。

5 衛生

県・市（健康子ども部、市立病院）は、傷病者を的確かつ迅速に治療・搬送するとともに、避難住民等の健康維持に努めます。

（１）「衛生支援組織」の構成県は、以下のとおり衛生支援組織を設けることとされています。

ア 衛生支援組織

臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成することとされています。

イ 臨時医療施設の設置

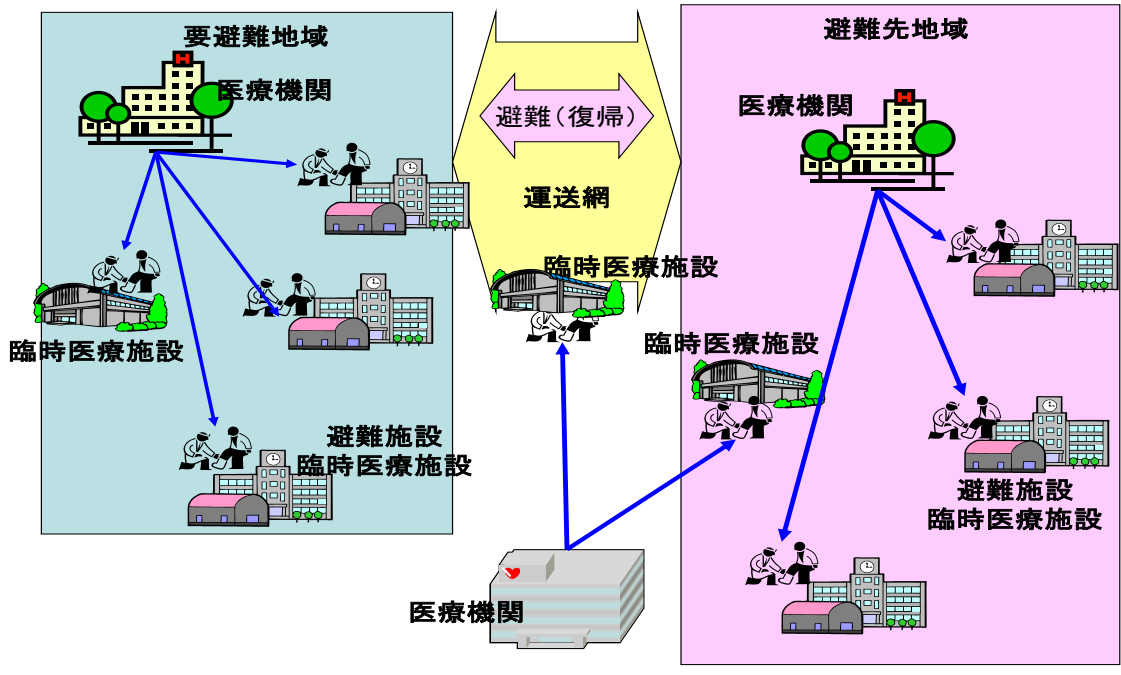
県（福祉保健部）は、必要に応じ、要避難地域（避難経路にある地域を含む。）及び避難先地域に臨時医療施設を設置することとされています。

臨時医療施設においては、応急医療、適切なトリアージを実施し、より高度な専門治療が必要な場合は、病院等の医療機関に搬送を行うこととされています。

ウ 救護班の編成、派遣

救護班は、第一線救護及び臨時医療施設において、医療活動に当たることとされています。

救護班は、知事（福祉保健部）が、県医師会等と連絡調整を行った上で、要請を行った医療関係者等で編成され、各衛生支援組織へ派遣されることとされています。



市（健康こども部）は、県との連絡調整、市内における衛生支援組織の設置、維持、運営の支援などを行います。

(2) 治療、搬送

ア 治療

県は、以下の体系により傷病者の治療措置を実施することとされています。

区分	第一線救護 (救急処置)	臨時医療施設治療 (応急医療)	医療機関治療 (専門治療)
処置・治療地域	要避難地域	緊急物資集積地域	病院施設
措置のねらい	生命の救急	病院治療との中継	患者の完全な回復

市（健康こども部）は、第一線救護・臨時医療施設治療を支援するとともに、県（福祉保健部）に対し情報を提供し、また、市内の状況に基づいて必要な要請、連絡調整を実施するとともに、市立病院において医療機関治療を実施します。

イ 搬送

(ア) 搬送の要領

傷病者等の搬送については、傷病者等に最適の治療を加えることを目的とし、適切なトリアージにより不要・不急の搬送を避けるとともに、中継の減少、適切な患者規制等により能率的に業務を行うこととされています。

(イ) 傷病者の搬送

傷病者の搬送手段については、県が道路、鉄道、船舶、航空のうち、事態の状況、患者の状況、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等、病状に影響を与えず、最も安全、迅速かつ能率的な手段を選択することとされています。

a 消防機関による救急搬送

消防機関は、第一報を受けて直ちに救急車等による救急搬送を開始するとともに、武力攻撃災害等の規模が大きく、単独で対応できない可能性がある場合は、あらかじめ他の消防機関に**応援を要請**することとされています。

b 県等による搬送支援

県（危機管理局、福祉保健部）は、消防防災への派遣、受入病院の調整など、搬送を支援することとされています。

搬送手段が不足する場合は、**国等へ確保を依頼**するほか、県が所有する一般車両等利用可能な**あらゆる搬送手段**を利用することとされています。

また、警察本部は、武力攻撃災害現場の立入制限、主要搬送ルートでの交通規制などにより迅速な搬送を支援することとされています。

市（危機管理部）は、**安全を確認**した上で武力攻撃災害現場に**消防団などを派遣**して**応急治療・消防機関の活動支援**を行うとともに、**情報を収集**し、県、関係機関・団体へ提供します。

なお、搬送能力が不足する場合は、警察誘導による市の所有に属する車両等、利用可能なあらゆる搬送手段の利用を検討します。

(ウ) 特殊災害における傷病者の搬送

NBCR災害など特殊災害発生時における傷病者の搬送については、**県（危機管理局、福祉保健部）の調整**のもと**消防、警察、自衛隊などと連携**して対処します。

(3) 防 疫

県（福祉保健部、生活環境部）は、衛生支援組織と連携し、**予防接種、検疫、各種衛生検査、消毒及び診療等**を行い、以下のとおり**感染症及び食中毒**を予防することとされています。

ア 防疫体制

(ア) 予 防

適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確かな予防措置により感染症、食中毒の発生を未然に防止します。

(イ) 拡大防止

感染症、食中毒の発生に際しては、初動を重視し、病原体検索、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くして蔓延を防止します。

イ 感染症発生の状況に応じた防疫

状 況	防 疫
恒常予防	○常時行う防疫業務で、健康管理に関する諸施策が主体
第1期防疫	○避難所の近傍又は交通連絡の多い地域に 感染症が流行 した場合に実施 ○避難住民の 消毒、健康診断、衛生指導、食品衛生検査 の強化、 流行地域への立入制限、予防接種等 を実施
第2期防疫	○避難所に 感染症が発生 した場合に実施 ○消毒、健康診断、予防接種等のほか 病原体検査、隔離、防疫班 の編成、 疫学調査 を実施

第3期 防疫	○避難所に感染症の集団感染が発生した場合、劇症型感染症が発生した場合、厚生労働大臣が指定感染症を指定した場合に実施 ○第1期・第2期防疫の処置を強化して実施
-------------------	---

市（健康子ども部ほか担当部局）は、県と連携し、以下のとおり防疫業務を実施、支援します。

- ア 市内の各地区、避難所、医療機関等の感染症情報などを収集し、県（福祉保健部）へ報告するとともに必要な要請を行います。
- イ 県と協力して予防接種、衛生指導、食品衛生検査、消毒などを実施するとともに、住民への広報などを行います。
- ウ 市管理の上下水道の水質検査・消毒などを実施するとともに、廃棄物処理、し尿処理などについて衛生を確保し、感染症の発生などを防ぎます。

(4) 医療の確保

県（福祉保健部）は、医療の確保については、原則として、指定（地方）公共機関である医療事業者・団体を中心に一元的に運用し、以下のとおり臨時医療施設の設置、救護班の編成、派遣、受入病院の調整、応援の要請等を実施することとされています。

ア 医療実施の要請

知事（福祉保健部）は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときには、次に示す医療関係者に対し医療を行うよう要請することとされています。

医療関係者（法第85条、令第18条）	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、歯科衛生士
--------------------	--

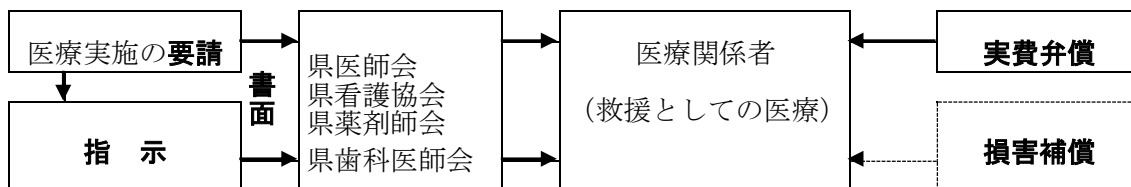
イ 医療実施の指示

知事（福祉保健部）は、医療関係者が正当な理由のないのに要請に応じないときで、避難住民等に対する医療を提供するため、特に必要があると認めるときには、医療関係者に対して書面により医療を行うべきことを指示することとされています。

ウ 医療関係者の安全配慮

知事（福祉保健部）は、医療実施の要請、指示を行う場合には、安全情報の提供、適切な避難措置等により医療関係者の安全を確保することとされています。

エ 県の医療実施要請・指示の一般的要領



オ 指定（地方）公共機関による医療の実施

医療実施機関である指定（地方）公共機関は、あらかじめ定めた自らの国民保護業務計画に基づき医療業務を行うこととされています。

市（危機管理部、健康子ども部、市立病院）は、以下のとおり医療の確保を支援、要請します。

- ア 市内の医療情報などを収集し、**県（福祉保健部）へ報告**します。
- イ **市立病院**において**患者**の受入れ、**救護班**の編成・派遣、**医薬品・医療資機材**の貸与などを実施します。
- ウ **十分な医療が確保できないおそれがある場合は、速やかに県（福祉保健部）へ状況を報告し、必要な要請**を行います。
- エ N B C R災害など**特殊災害発生時における医療の確保**については、**県（防災局、福祉保健部、病院局）の調整のもとに関係機関と連携**して実施します。

（5）健康管理

ア 健康管理の要領

県（福祉保健部）・市（健康子ども部）は、**避難住民等の健康を良好に維持**するため、協力して体力、環境、疾病等の**実情を把握**し、これに基づいて**各種施策**を総合的かつ継続的に実施します。

イ 健康管理の実施

（ア）体力増進・予防衛生及び環境衛生

市（健康子ども部）は、避難住民等や避難所の状況、問題点等について県に**情報提供、要請**を行うとともに、健康管理上の注意事項等について**住民へ周知徹底**します。

（イ）メンタルヘルスケア

県（福祉保健部）は、ソーシャルワーカーと心理学者等による**メンタルヘルスケア対応チーム**を編成し、**避難住民等**や国民保護措置を実施する者の**メンタルヘルスケア**を実施することとされています。

市（健康子ども部）は、メンタルヘルスケアについて**住民へ周知**します。

（6）廃棄物処理

ア 廃棄物処理対策

県（生活環境部）は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、以下のとおり廃棄物処理体制を整備することとされています。

（ア）**県（生活環境部）**は、廃棄物関連施設等の処理能力、被害状況等を把握し、市町村の状況、要求に応じて各市町村及び関係機関・団体に広域的な応援を要請するとともに、応援活動の総合的な調整を行うこととされています。

（イ）**県（生活環境部）**は、被害状況、避難住民等の人数などから判断して、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県等に対して応援を要請することとされています。

市（下水道部）は、武力攻撃災害等や避難住民等の受入れによる廃棄物の増加等について見積を行い、必要な場合は速やかに処理能力の強化、県（生活環境部等）に対する支援要領など、必要な措置を実施します。

イ 廃棄物処理業の許可の特例

（ア）**市長（下水道部）**は、市内に**特例地域（※1）**が指定された場合においては、**廃棄物処理法**

の規定（※2）にかかわらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準（※3）により、廃棄物の収集・運搬又は処分を発注することができます。（法第124条第3項）

（イ）市長（下水道部）は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しない廃棄物の収集・運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集・運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します。（法第124条第4項）

※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が指定した地域（法第124条第1項）

※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文・第6項本文、第14条第1項本文・第6項本文、第14条の4第1項本文・第6項本文の規定

※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬、又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として環境大臣が定めた基準（法第124条第2項）

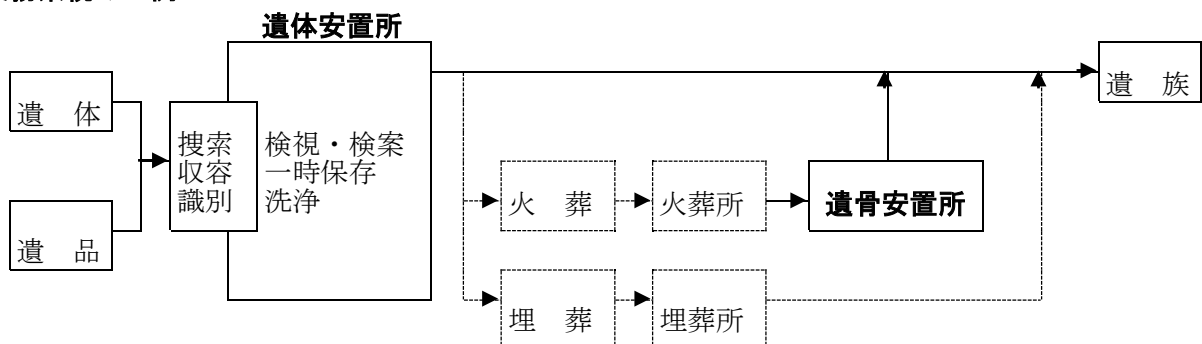
6 死亡者の取扱い

（1）武力攻撃災害等による死亡者の取扱いの要領

- ア 遺体の搜索、收容、識別、埋葬又は火葬
- イ 遺体・遺骨・遺品の処理・保管
- ウ 死亡に関する記録・報告、死亡通知、遺体・遺骨・遺品の引き渡し

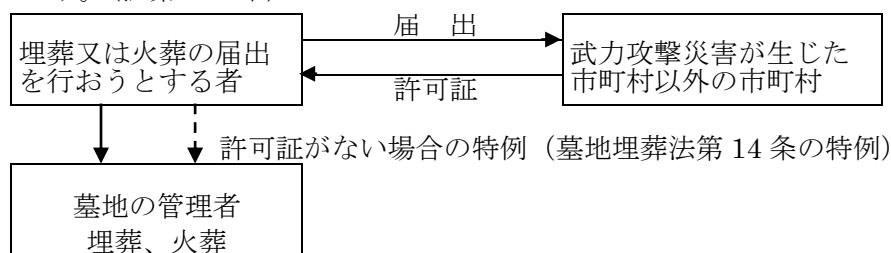
収集した情報は、被災情報、安否情報として知事（危機管理局、文化観光局）へ報告します。

（2）業務系統の一例



（3）埋葬、火葬の手続

市長（下水道部）は、大規模な武力攻撃災害が発生し、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合で、厚生労働大臣が定める期間については、特例により埋葬及び火葬の手続きを行います。（法第122条）



(4) 武力攻撃災害等による死亡者の取扱いに係る留意事項

武力攻撃災害等による死亡者の取扱いについては、以下の点に留意して実施します。

- ア 死亡者の取扱いは、遺族及び一般住民の感情に深刻な影響を与えるので、**確実かつ丁寧**に行います。
- イ 遺体の取扱いは、**衛生環境の維持**にも直接影響するので、**適時**に行います。
- ウ 死亡者の取扱いに際しては、遺体の確実な**識別**、**埋葬位置**の標示、**遺品**の散逸防止、確実な**記録・報告**及び迅速な**処理**に注意します。
- エ 救出任務に従事した**職員**などについては、心理的後遺症に苦しむことがあることから、**専門家によるメンタルヘルスケア**などの対策を実施します。

7 関係機関との連携

市（危機管理部）は、武力攻撃災害やその兆候の情報に際し、直ちに県（危機管理局）、警察署、東部消防局、自衛隊、境海上保安部、他の市町村など**関係機関と情報を共有**するとともに、**独力での対応が困難**と判断される時は速やかに**応援を要請**します。

また、**応援**に際しては各機関と緊密に連携し、必要に応じ**現地調整所を設置**するなど、現地での協力を努めます。

(1) 県、県対策本部等との連携

ア 応援要請

市長（危機管理部）は、国民保護措置を実施するため**必要があると認めるときは速やかに、知事へ応援を要請**します。（法第 18 条）

また、住民の避難及び避難住民の救援に必要な**物資・資材が不足した場合、知事に供給を要請**します。（法第 144 条）

イ 県、県対策本部との連携

市（危機管理部）・市対策本部は、市内における国民保護措置の実施に当たり**県・県対策本部と相互に緊密に連携**します。

(ア) 必要な場合、**市対策本部の会議に県職員などの出席**を求めます。（法第 28 条第 6 項）

(イ) 市内における**国民保護措置を総合的に推進**するため必要があるときは、**県対策本部長に総合調整を要請**します。（法第 29 条第 6 項）

(ウ) **県現地対策本部（法第 28 条第 8 項）が設置された場合**においては、**県現地対策本部と緊密に連絡調整**を行います。

ウ 国現地対策本部との連携

国現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、**国現地対策本部と密に連絡調整**を行います。

また、国現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催されたときは、職員を出席させ情報共有や連絡調整を行います。

(2) 他の市町村、市町村対策本部との連携**ア 応援要請**

市長（危機管理部）は、国民保護措置を実施するため**必要があると認めるとき**は速やかに、他市町村長等へ**応援を要請**します。（法第 17 条、協定等）

イ 他市町村、他市町村対策本部との連携

市（危機管理部）・市対策本部は、市内における国民保護措置の実施に当たり**他市町村・他市町村対策本部**と相互に緊密に**情報交換・連絡調整**を実施します。

ウ 他市町村の応援

市長（危機管理部）は、他の市町村長から**応援の要求（法第 17 条）があったとき**は、正当な理由（求めに応ずることが極めて困難な客観的事情）がある場合を除き、必要な**応援を実施**します。

(3) 指定（地方）公共機関との連携**ア 応援要請**

市長（危機管理部）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため**必要があるときは**、**県対策本部長（危機管理局）を通じ**、指定（地方）公共機関に対しその業務に係る国民保護措置の実施を**要請**します。

イ 応援

市長（総務部）は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため**①労務、②施設、③設備、④物資の確保**について**応援を求められたとき**は、正当な理由がある場合を除き**応援を実施**します。（法第 21 条第 2 項）

(4) 消防との連携

市（危機管理部）は、市内における国民保護措置の実施に当たり**東部消防局**と相互に連携します。

ア 武力攻撃災害等の情報の提供

市長（危機管理部）は、市内に武力攻撃災害が発生したときは、**県（危機管理局）、東部消防局、警察署**に情報提供します。

イ 避難住民の誘導に関する措置要求

市長（危機管理部）は、**避難住民の誘導**に関し**特に必要があると認めるとき**は、鳥取県東部広域行政管理組合管理者に対し、**東部消防局長**に必要な措置を講ずべきことを**指示**するよう求めます。（法第 62 条第 4 項）

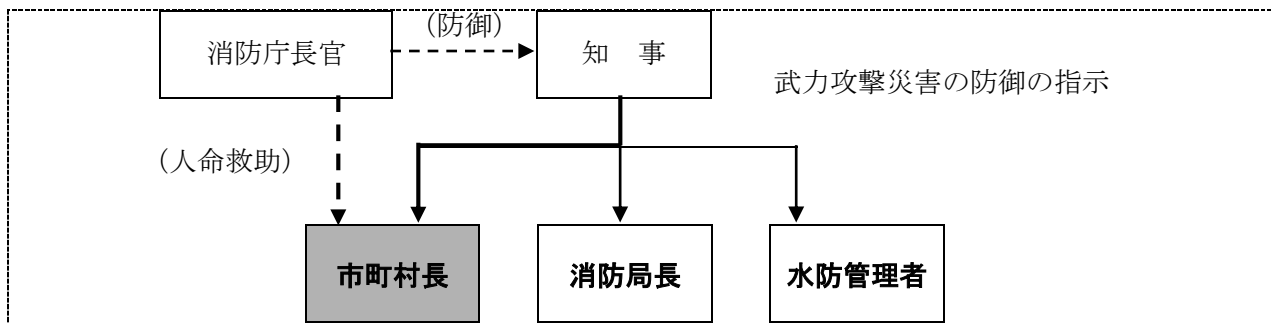
ウ 消防団の派遣など

(ア) 市長（危機管理部）は、市内に**武力攻撃災害が発生**したときは、**消防団**に**出動を指示**します。

(イ) **消防団は、東部消防局の要請**により**応援**を実施します。この場合消防団は、消防局の所轄の下で行動します。

エ 武力攻撃が発生した場合等の知事の指示（法第 117 条）

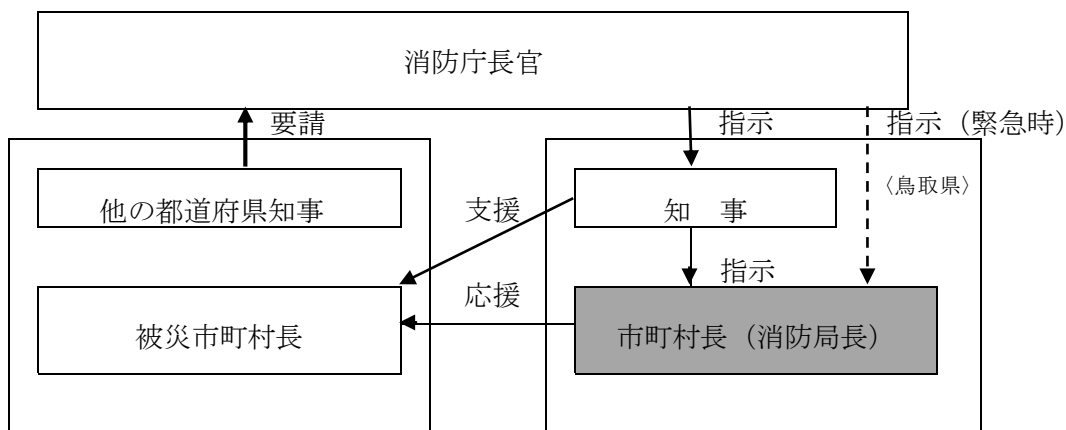
知事（危機管理局）は、武力攻撃災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、**市長村長、消防局長、水防管理者**に対し、所要の**武力攻撃災害の防御に関する措置**を講ずべきことを**指示**することとされています



オ 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法第 119 条）

知事（危機管理局）は、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、市町村長（消防局長）に対し、消防職員の応援出動の措置を指示することとされています。（法第 119 条第 3 項）

なお、消防に応援等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずることとされています。（法第 120 条）



カ 消防の応援又は支援の要請

県（危機管理局）・消防局は、武力攻撃災害が大規模又は特殊で独力では対応できない可能性があるときは、必要に応じて県内外の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という。）を要請することとされています。

（ア）相互応援協定等に基づく県内外の消防の応援要請

（イ）消防の応援等の要請

県（危機管理局）は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防のみをもってしてはこれに対処できないと判断した場合、速やかに消防庁長官に法第 119 条第 1 項による応援を要請することとされています。応援部隊の指揮は、応援を受けた消防局長が行うこととされています。

また、都道府県の航空消防隊が出動した場合は、支援を受けた広域行政管理組合の管理者（消防局長）との連携のもとに行動することとされています。

（5）警察との連携

市（危機管理部、企画推進部）は、市内における国民保護措置の実施に当たり警察署と相互に緊密に連携し、市内の被災情報及び道路情報などを提供するとともに、必要に応じパトロールなど警備の強化、交通規制及び避難住民の誘導などを要請します。（法第 63 条）

(6) 自衛隊との連携

ア 派遣の要請

(ア) 国民保護等派遣

防衛大臣は、知事から要請（法第 15 条第 1 項）を受けたとき、又は国対策本部長から求め（法第 15 条第 2 項）があったときは、内閣総理大臣の承認を得て、国民保護措置を実施するため部隊等を派遣することとされています。（自衛隊法第 77 条の 4）

(イ) その他

武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。

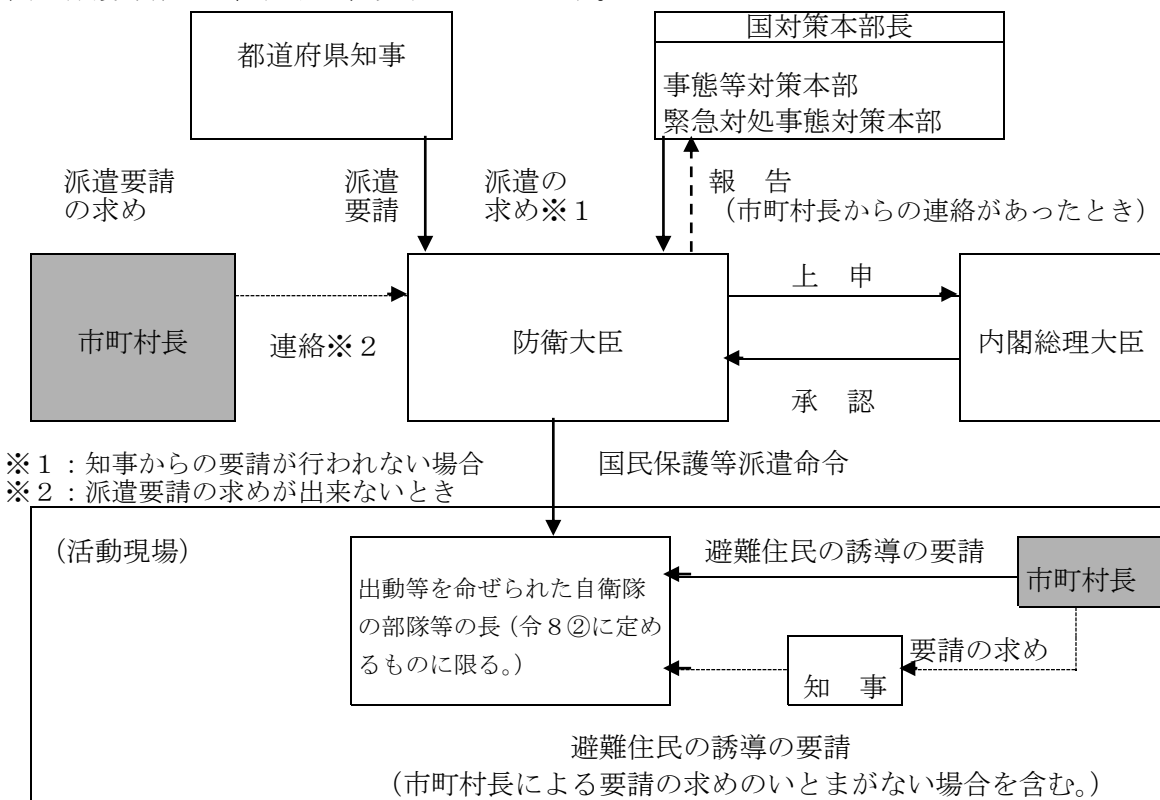
（自衛隊法第 81 条）

また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。

（自衛隊法第 76 条）

イ 国民保護等派遣の仕組み

国民保護等派遣の仕組みは、以下のとおりです。



ウ 国民保護等派遣要請の手続き等

国民保護等派遣の手続等は、以下のとおりです。

要請者		知 事
要 請 手 続	県	<p>自衛隊の部隊等の派遣を要請しようとする場合、以下の事項を明らかにした文書をもって要請</p> <p>ただし、事態が急迫して文書によることができない場合、口頭又は電話その他の通信により要請を行い、事後において速やかに文書を提出</p>
	市	<p>知事に派遣要請の求め</p>

	知事に派遣要請の 求めができない ときは、 防衛大臣へ連絡
文書で明らかにすべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項

エ 要請の連絡先

(ア) 知事に対する派遣要請の求めの連絡先は、**危機管理局**です。

(イ) 防衛大臣に対する連絡の連絡先は、**防衛省国民保護計画に定めるところ（陸上自衛隊：中部方面総監部）**によります。

オ 派遣部隊の一般的活動内容

区 分	活動内容の例
避難住民の誘導	誘導、一次集合場所での人員整理、避難状況の把握等
避難住民等の救援	食品の給与及び飲料水の供給、物資の供給、医療活動、捜索及び救出等
武力攻撃災害への対処	被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBCR攻撃による汚染への対処等
武力攻撃災害の応急復旧	危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等

カ 自衛隊との連携に係る留意事項

武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その**主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲**で可能な限り国民保護措置を実施する点に留意します。

(7) 他の市町村との相互応援協定の整備

市長（危機管理部）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素から**近接市町村**との最新情報の共有化を図るとともに関係機関との連携に努め、必要に応じて**相互応援協定を整備**します。この際、**防災の協定との整合**などに注意します。

(8) 現地調整所の設置

市長（危機管理部）は、避難住民の誘導、武力攻撃災害への対処等のため、**現場における関係機関（県、消防機関、医療機関、県警察、自衛隊等）の活動を調整する必要があると認めるときは**、現地調整所を設置又は関係機関が設置した現地調整所に職員、消防団員を派遣し、関係機関との**情報共有及び活動調整**を行います。

【参考：現地調整所のはたらき】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が**共通の目標を達成**するため、各々の付与された権限の範囲内において、**情報共有や活動調整**を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです。（例：避難実施要領に基づく避難誘導の実施に際して、現地における関係機関の相互連携要領などの調整・確認を行う等）
- ② 現地調整所における各機関の**指揮関係は協同**です。このため、各機関はそれぞれの指揮命令系統で活動することとなります。

- ③ **現地調整所**は、**各機関の現場における代表者で構成**し、必要な調整を実施します。
- ④ **現地調整所**は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所におかれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的です。
- ⑤ **現地調整所**においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、**定時又は随時に会合**を開くことで、連携の強化が図られることとなります。

市町村は、消防機関による救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その**判断に資する情報収集を行うことが可能**となり、また現場での関係機関全体の活動を踏まえたそれらの権限行使の要否等について、**関係機関と迅速な協議**が可能となります。また、現地調整所における**最新の情報を各現場で活動する職員で共有**することにより、**活動上の安全の確保**に活かすことが可能となります。

8 財政措置等

(1) 予算

ア 財政需要の把握と財源の確保

各部署は、国民保護措置に要する**財政需要**（必要となる金額・時点など）を見積り、総務部と協力して**財源の確保**に努めます。

イ 財政計画の策定

国民保護措置の実施に際しては、**当初予算又は補正予算**で可能な限り対応し、速やかな予算執行を行います。このため、次の事項に留意します。

- 1 優先的に取り組むべき事項の順位の設定
- 2 予算の重点配分、流用、予備費充当
- 3 速やかな予算編成と臨時議会の招集

ウ 復旧、復興

(ア) 起債申請、国庫支出金申請等の必要な財源の確保

(イ) 武力攻撃災害の復旧についての国による財政上の措置の情報収集

エ 予算措置が必要な場合

予算編成を行い、議会の議決を得ます。

(2) 財務会計に関する事項

ア 国民保護措置の実施に要する**費用の出納及び物品の購入**については、**市会計規則及び市契約規則**に基づき迅速に事務処理を行います。

イ 緊急時の支払い手続き等については、あらかじめ検討します。

(3) 公的徴収金の減免等措置

市（総務部ほか各公的徴収金担当部署）は、武力攻撃災害による**被災者の公的徴収金の減免等**について、平素から制度を整備するとともに、必要な場合には該当者への通知、市報の活用、説明会

の開催などにより**住民へ周知**し、減免等の措置を実施します。

ア 市税の減免又は徴収猶予（法第 162 条第 2 項）

市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（遅延金を含む）の**徴収猶予**又は**減免**の措置を災害の状況に応じて実施します。

イ その他徴収金の減免又は徴収猶予（法第 162 条第 2 項）

ウ 市の所有する財産、物品の貸付、使用の対価の無償又は減免（法第 163 条第 2 項）

（4）損失補償等

市（総務部ほか担当部局）は、以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき**損失を補償**します。（法第 159 条第 1 項）

処 分	処 分 の 根 拠 規 定
特定物資の収用	法第 81 条第 2 項
特定物資の保管命令	法第 81 条第 3 項
土地等の使用	法第 82 条
応急公用負担等	法第 113 条第 3 項（同条第 1 項に係る部分に限る。） 法第 113 条第 5 項（同条第 1 項に係る部分に限る。） 法第 64 条第 7 項・第 8 項
車両その他の物件の破損	法第 155 条第 2 項において準用する災対法第 76 条の 3 第 2 項後段（同条第 3 項又は第 4 項において準用する場合を含む。）

（5）損害補償

市（総務部ほか担当部局）は、市職員等から以下の要請を受けて**国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が**、そのため**死亡し、負傷し、若しくは疾病又は障がい**の状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける**損害を補償**します。（法第 160 条第 1 項）

協 力	協 力 要 請 の 根 拠 規 定
避難住民の誘導への協力	法第 70 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）
救援への協力	法第 80 条第 1 項
消火、負傷者の搬送、被災者の救援等への協力	法第 115 条第 1 項
保健衛生への確保の協力	法第 123 条第 1 項

（6）総合調整及び指示に係る損失の補てん

市（危機管理部、総務部）は、県の**総合調整（※1）又は指示（※2）**に基づく**措置の実施に当たって損失を受けた時は**、県に対しその**損失の補てんを請求**します。（市の責めに帰すべき事由による損失を除きます。）（法第 161 条第 2 項）

このため、総合調整又は指示に係る**損失額を記録・確定**するとともに、その**根拠となる資料を保管**します。

※1 **総合調整**：県対策本部長の総合調整（法第 29 条第 1 項）

※2 **指示**：知事の指示（法第 67 条第 2 項（法第 69 条第 2 項において準用する場合を含む。）、法第 73 条第 2 項（法第 79 条第 2 項において準用する場合を含む。））

（7）国民保護措置に要する費用の支弁等

ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁

市（総務部）は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて**実施する措置のうち、その実施について市が責任を有するものに要する費用を支弁**します。（法令に特別の定めがある場合を除きます。）（法第 164 条）

イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁

（ア）他の地方公共団体の長等の応援を受けたときは、当該応援に要した**費用を支弁**します。（法第 165 条第 1 項）ただし、当該費用を**支弁するいとまがないときは**、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を**一時的に立て替えて支弁するよう求め**ます。（法第 165 条第 2 項）

- 1 他の市町村長等に対する応援の要求（法第 17 条第 1 項）
- 2 都道府県知事等に対する応援の要求（法第 18 条第 1 項）
- 3 消防の応援等に関する消防庁長官等の指示（法第 119 条）

（イ）他の地方公共団体の長等を応援したときは、当該応援に要した**費用の支弁を請求**します。（法第 165 条第 1 項）ただし、**相手方の求めを受けたときは**、当該費用を**一時的に立て替えて支弁**します。（法第 165 条第 2 項）

ウ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁

知事が市町村長の措置を代行（法第 14 条）した場合、当該市町村が**財政的あるいは事務的に支払いを行うことが困難な状態**にあるときは、**次の費用については県が支弁**することとされています。（法第 166 条）

- 1 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用
- 2 他の市町村長が応援のために負担した費用

市長（総務部）は、財政的あるいは事務的に**支払いを行うことが困難な状態**にあるときは、**県（総務部）**に対しその旨を申し出るとともに、**負担した費用を集計して報告**します。

エ 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととした場合（法第 76 条第 1 項）、当該市町村長による**救援の実施に要する費用を支弁**することとされています。（法第 167 条第 1 項）

市長（総務部）は、救援の実施に要した**費用を集計し、県（総務部）に請求**します。ただし、知事の委任を受けて救援の実施に関する事務の一部を行う場合で**県の支弁を待ついとまがないときは**、市（総務部）は救援の実施に要する費用を**一時的に立て替えて支弁**します。（法第 167 条第 2 項）

9 情報の提供と相談窓口

(1) 実施要領

市長は、武力攻撃（予測）事態等において、当該事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集・整理し、住民に正確かつ適時の情報提供を行います。（法第128条）
このため、企画推進部は、総合的な情報提供と相談を一元的に行います。

(2) 情報の提供

ア 住民に対する情報提供のガイドライン

- (ア) 事実に基づく正確な情報を提供すること。
- (イ) 広報の時期を逸することがないように適時の情報提供に努めること。
- (ウ) 住民の行動・安全確保の指針となる方法を提供すること。
- (エ) 提供する情報の内容について、県対策本部（広報センター）と相互に連携し、情報交換を行うよう努めること。（国基本指針4章4節1(2)）

イ 情報の種類等

別紙第1「情報計画」参照

ウ 情報提供の手段

(ア) 市広報

市（企画推進部）は、市報、防災行政無線、広報車、ホームページ、CATV、電光掲示板、電子メールなど市の所有する広報手段を活用するほか、消防団・自治会・自主防災組織等の協力による住民等や避難所への情報提供などを実施するとともに、FM鳥取の災害時緊急割込み放送や安心トリピーメールなどにより広報に努めます。

(イ) 報道機関等への情報提供

a 県による定期的情報提供

報道機関への情報提供は、原則として、一旦、県対策本部（広報センター）が取りまとめの上、定期的に行うこととされています。

市（危機管理部）は、定期的に県（危機管理局）に情報提供します。

b 市による随時情報提供

市長（企画推進部）は、必要に応じ、随時報道機関に情報提供します。その際は、県対策本部（広報センター）へ連絡します。

エ 情報提供の要領

- (ア) 企画推進部は、市内における広報を一元的に行います。
- (イ) 県対策本部（広報センター）・関係機関と連絡調整を行い、連携して広報を実施するとともに、必要に応じ情報提供や県レベルでの広報要請などを行います。
- (ウ) 地域住民及び避難住民等の情報ニーズに応じた、適時のきめ細かな情報提供に努めます。
- (エ) 市各部は、適時適切に企画推進部へ情報を集約します。

オ 住民への情報の提供

(ア) 放送

市内のデジタルチャンネルは、以下のとおりです。

NHK	総合	教育	山陰放送		日本海テレビ		山陰中央テレビ	
鳥取	3	2	鳥取	6	鳥取	1	鳥取	8
	29	20		31		38		36

(イ) インターネット

関係機関のホームページは、以下のとおりです。

首相官邸	http://www.kantei.go.jp/
内閣官房 (国民保護ポータルサイト)	http://www.kokuminhogo.go.jp
総務省消防庁	http://www.fdma.go.jp/
鳥取県	http://www.pref.tottori.lg.jp/bosai/
鳥取県警察本部	http://www.pref.tottori.jp/police/
日本赤十字社	http://www.jrc.or.jp/
NHK	http://www.nhk.or.jp/
日本海テレビ	http://www.nkt-tv.co.jp/
山陰放送	http://bss.jp/
山陰中央テレビ	http://www.tsk-tv.com/
エフエム山陰	http://www.fm-sanin.co.jp/
日本海ケーブルネットワーク	http://www.ncn-catv.ne.jp/

(3) 相談窓口

武力攻撃災害時等には、状況の確認、安否情報の確認などに関する各種の相談、要望、苦情などが予想されます。

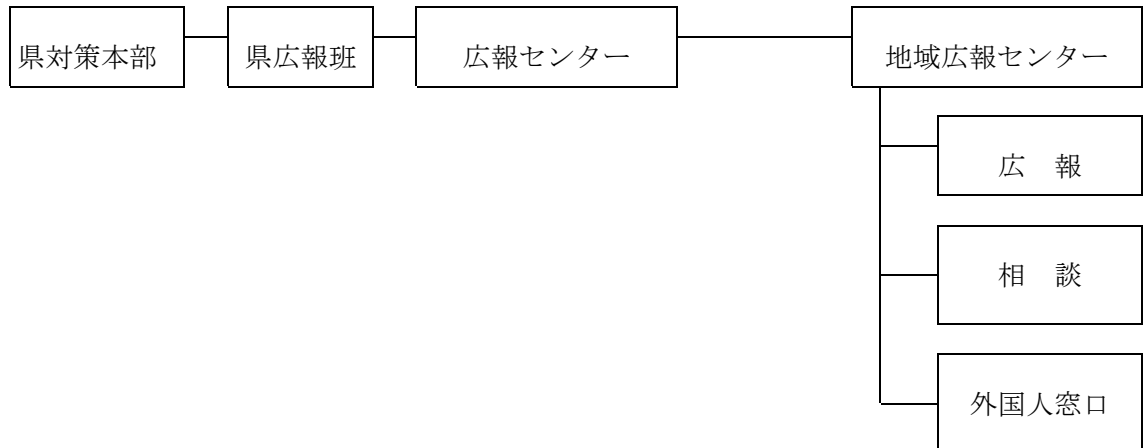
これらに対応するため、**県・市町村・消防・警察・その他関係機関は連携**して、各避難所や主要な場所に**相談窓口を開設**するなどして対応することとされています。

市は、市役所・総合支所等に相談窓口を設置し、県対策本部（広報センター）と連携して、住民からの相談に応じます。

(4) 実施体制

県対策本部（広報センター）は、県内における情報提供・相談について、市町村・関係機関広報と連携して実施することとされています。

また、県は、専門家による効果的な相談など、他機関の情報提供・相談を支援することとされています。



添付書類	別紙第1「情報計画」	付 紙	「情報収集計画」
	別紙第2「認定前段階の計画」		
	別紙第3「緊急避難段階の計画」	付 紙	「弾道ミサイル災害への初動対応基準」
	別紙第4「避難準備段階の計画」		
	別紙第5「避難段階の計画」		
	別紙第6「避難生活段階の計画」		
	別紙第7「復帰段階の計画」		
	別紙第8「生活再建段階の計画」		
	別紙第9「避難受入段階の計画」		